

# 川口市障害者福祉計画

【令和 6 年度～令和 11 年度】

第 7 期 川口市障害者自立支援福祉計画

第 3 期 川口市障害児福祉計画

【令和 6 年度～令和 8 年度】

(案)

令和 6 年 3 月

川 口 市



# はじめに

はじめにの文章が入ります。

令和6年3月 ●●●●

## 『Uni-Voice：ユニボイス』について

本計画書の各ページの角に印刷された模様は「Uni-Voice：ユニボイス」という音声コードです。専用のアプリケーションを使用して、音声コードをスマートフォンやタブレットなどで読み取る（撮影する）ことで、音声を出力することができます。

なお、音声コードで読み上げられる内容は、実際に記載されている内容とは、若干異なる場合がありますので、ご了承ください。

# 目 次

## 【共通・総論】

- 【総論・計画の推進体制】は、川口市障害者福祉計画・第7期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画に共通するものです。

### 第1章 計画の策定にあたって ..... 3

- 1 策定の背景と趣旨 ..... 3
- 2 障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画 ..... 6
- 3 計画の位置づけ ..... 7
- 4 計画の期間 ..... 7
- 5 障害者施策推進のための主要課題 ..... 8
- 6 SDGsへの対応 ..... 13

## 【川口市障害者福祉計画】

### 第2章 計画の基本的な考え方 ..... 17

- 1 今回の計画策定における施策の体系化・評価手法の見直し ..... 17
- 2 基本方針 ..... 19
- 3 基本目標 ..... 20
- 4 施策の体系 ..... 22

### 第3章 障害者施策の総合的展開 ..... 24

- 基本目標1 障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化 ..... 24
- 基本目標2 障害者の暮らしを支える基盤の充実 ..... 32
- 基本目標3 社会参加の充実 ..... 42
- 基本目標4 障害児とその家庭への支援の充実 ..... 49
- 基本目標5 保健・医療体制の充実 ..... 57
- 基本目標6 障害者にとって安全・安心のまちづくり ..... 62

### 第4章 重点施策 ..... 67

- 1 障害者と家族の高齢化への対応 ..... 68
- 2 障害者の地域生活支援 ..... 69
- 3 障害者の雇用・就労支援 ..... 70
- 4 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例に基づく取組 ..... 71

### 第5章 ライフステージに応じた支援 ..... 72

## 【第7期川口市障害者自立支援福祉計画】

## 【第3期川口市障害児福祉計画】

第6章 サービス必要量の見込み	77
1 令和8年度の目標値	77
2 目標達成のためのサービス体系	82
3 サービス必要量の見込みと確保方策	84
【共通・計画の推進体制】	
第7章 計画の推進のために	113
1 各主体の役割	113
2 計画を円滑に推進するための取組	115
資料編	117
1 障害者の現状	119
2 障害者の生活状況	131
3 計画の策定方法	144
4 川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会	146

「障害」という言葉については、法律用語では漢字表記ですが、昨今各地域において「障がい」あるいは「しょうがい」といった表記もみられます。

障害者基本法、障害者差別解消法では、「障害」は、本人の医学的な心身の機能障害を指すものではなく、社会における様々な障壁によって生じるものとする社会モデルの考え方を取り入れられており、障害者権利条約でも反映されている国際的な考え方となっています。

このことから、本市においてもこの考え方を基に、本計画を策定した川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において議論を行い、漢字表記で「障害」とすることとしました。

# 共 通 • 總 論



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 策定の背景と趣旨

### (国・県の動向)

平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法<sup>1</sup>）」として改正され、制度の狭間にいた難病<sup>2</sup>等が障害福祉サービスの対象になりました。

平成25年6月には、障害者に対する差別禁止、合理的配慮<sup>3</sup>の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立（平成28年4月施行）し、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約<sup>4</sup>）」に日本も批准しました。

平成28年6月には「障害者総合支援法」と「児童福祉法<sup>5</sup>」が改正され、障害者が望む地域生活を支援するため、自立生活援助<sup>6</sup>や就労定着支援<sup>7</sup>といったサービス、高齢障害者の介護保険サービス利用時の負担軽減の仕組みなどが設けられました。また、障害児支援のニーズの多様化に対応するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。さらに、「成年後見制度<sup>8</sup>の利用の促進に関する法律<sup>9</sup>」（平成28年5月施行）において、成年後見制度の利用の促進には市町村の取組が不可欠とされ、市町村計画の策定が努力義務とされました。加えて、国では『地域共生社会』（高齢者や障害者に限らず、地域のあらゆる住民が役割を持ち、ともに支え合いながら、自分らしく暮らすことのできる地域社会）という概念を示し、介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供できる「共生型サービス」を創設しました。さらには、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市

<sup>1</sup> 平成24年6月に制定、従来の障害者自立支援法を一部改正した法律である。障害者及び障害児等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を総合的に行うこと、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

<sup>2</sup> 原因が不明で、治療方法も未確立で、かつ後遺症を残すおそれがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に入手をするために、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成27年1月施行）により、医療費助成制度の対象疾病とされた指定難病については、医療費の助成が受けられる。

<sup>3</sup> 障害者権利条約第2条で、「障害者が他の者と平等に全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。実質的な機会均等を確保するために必要で適切な変更及び調整がないことを、障害者権利条約では「差別」であるとしている。

<sup>4</sup> 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

<sup>5</sup> 児童に対する虐待の禁止、予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めた法律。

<sup>6</sup> 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。

<sup>7</sup> 一般就労に移行した人に、就労を伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。

<sup>8</sup> 民法に規定されている制度で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力の不十分な人が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為について自己決定を行う際に一定の支援を必要とする場合には、その人らしく暮らしていくことができるよう保護し支援する制度。

<sup>9</sup> 認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資することにもかかわらず、成年後見制度が十分に利用されていないことから、その利用の促進についての基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めた法律。

町村の包括的な支援体制の構築を目指す「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に公布・施行されました。

また、平成29年度からは精神障害にも対応した地域包括ケアシステム<sup>10</sup>の構築に向けた施策が取り組まれるとともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律<sup>11</sup>」（平成30年6月施行）、「ギャンブル等依存症対策基本法<sup>12</sup>」（平成30年10月施行）、「障害者雇用促進法<sup>13</sup>」（令和元年6月改正、段階的施行）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）<sup>14</sup>」（令和元年6月施行）、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」（令和4年5月施行）など障害者を取り巻く環境の向上に向けて数多くの法律が施行されました。

さらに、令和3年5月に「障害者差別解消法」が改正され、障害者への合理的配慮が民間事業者にも義務付けられます（令和6年4月施行）。

また、令和4年12月に「精神保健福祉法」が改正され、家族が意思表示を行わない場合も市町村長が同意の判断を行って医療保護入院が可能になる、また、医療保護入院患者に対し、訪問支援員が相談や情報提供等を行うといった精神保健に係る体制が整備されます（令和6年4月施行）。

このように、近年における障害者施策は、障害者の自立と社会、経済、文化などのあらゆる分野への参加を促進することを目的として実施されてきました。県においても、国の制度改革の流れを見据えながら、障害者支援計画を策定し、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できる社会の実現を目指し、施策を実施しています。

これからは、障害者基本法<sup>15</sup>や障害者総合支援法を踏まえ、市町村が実施主体となり地域福祉の実現を目指し、障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、自ら選択する生活を営むための支援の充実、平等な社会参加を基本とした施策を総合的に展開することが求められています。

### （市の動向）

本市では、平成30年3月に「ともに生き、みんなが元気に輝くまち」を基本理念とした川口市障害者福祉計画、令和3年3月に第6期川口市障害者自立支援福祉計画及び第2期川口市障害児福祉計画を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策を進めています。また、平成30年4月からは中核市としての取組も行っています。

また、議員提案により、手話は言語であるという基本理念をもとに川口市手話言語条例

<sup>10</sup> 精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された仕組み

<sup>11</sup> 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした法律。

<sup>12</sup> ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

<sup>13</sup> 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律。

<sup>14</sup> 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。

<sup>15</sup> 身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。

が制定され、平成29年6月から施行されました。手話に対する理解の促進と手話の普及を目指し、聴覚障害者等、手話を用いる方が、手話を用いて意思疎通を図ることが尊重され、意思疎通を図りやすい環境づくりを進めています。また、平成31年1月からは障害者が困っていることなどを理解して、ちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」の活動を通じて、障害者が暮らしやすい地域共生社会と一緒に作っていく『あいサポート運動』に取り組んでいます。

さらに、令和4年12月には、議員提案により、「川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例」が制定され、令和5年4月から施行されました。この条例では、全ての子どもは、障害のあるなしに関わらず、自らの意思により自分の人生を選択し、自分らしく生きる権利を有するものであり、全ての子どもが、相互に理解を深め合い、支え合い、また学び合える環境の構築を目指し、全ての市民が障害に対する理解を深め、社会の責務として、教育及び保育における差別の解消及び合理的配慮を行い、障害のある子どもを支援していくことを基本理念としています。

障害者施策は、福祉サービスにとどまらず、保健・医療、教育、雇用、住まい、防犯・防災、まちづくりなど広範囲にわたるだけでなく、高齢者福祉や子ども家庭福祉<sup>16</sup>に比べて、ライフステージをまたがる支援を必要とする分野です。また、発達障害<sup>17</sup>や高次脳機能障害<sup>18</sup>、難病などといった人たちへの支援、障害があるがゆえに差別や不利益を被るような人権問題への対応など、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送るためのきめ細かな取組も必要です。

### （策定の趣旨）

この計画は、障害者福祉を取り巻く環境の変化やニーズに対応し、地域に暮らす全ての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざして、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、現行の川口市障害者福祉計画、第6期川口市障害者自立支援福祉計画・第2期川口市障害児福祉計画を見直し策定するものです。

<sup>16</sup> 従来の子どもは保護の対象であるという「児童福祉」の概念に「家庭」を取り込み、子どもを権利の主体として捉え、尊重していく概念のこと。

<sup>17</sup> 発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

<sup>18</sup> 病気や事故による脳の損傷により、注意力や集中力の低下、感情の抑制や簡単な動作がうまくできない、よく知っている道で迷うなどの症状が現れる障害。

## 2 障害者福祉計画、障害者自立支援福祉計画、障害児福祉計画

現在、本市には、障害者に関する行政計画として、①川口市障害者福祉計画（平成30年度～令和5年度）、②第6期川口市障害者自立支援福祉計画（令和3年度～令和5年度）、③第2期川口市障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の3計画があります。

### ①川口市障害者福祉計画

川口市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画であり、本市における障害者に関する総合的な施策について基本計画として定めるものです。

#### 【施策の内容】

障害者の権利擁護、社会参加、保健・医療・福祉、療育<sup>19</sup>、教育、移動手段・生活環境、市民への意識啓発などさまざまな施策を定める。また、障害者自立支援福祉計画に位置づけられている障害福祉サービスのあり方も含まれます。

### ②川口市障害者自立支援福祉計画

川口市障害者自立支援福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画であり、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等を身近な地域において計画的に提供するための実施計画として定めるものです。

#### 【施策の内容】

生活・就労・居住等の支援を目的とする指定障害福祉サービスと地域生活支援事業の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保の方策等を定めます。

### ③川口市障害児福祉計画

川口市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく法定計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保、その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画として定めるものです。

#### 【施策の内容】

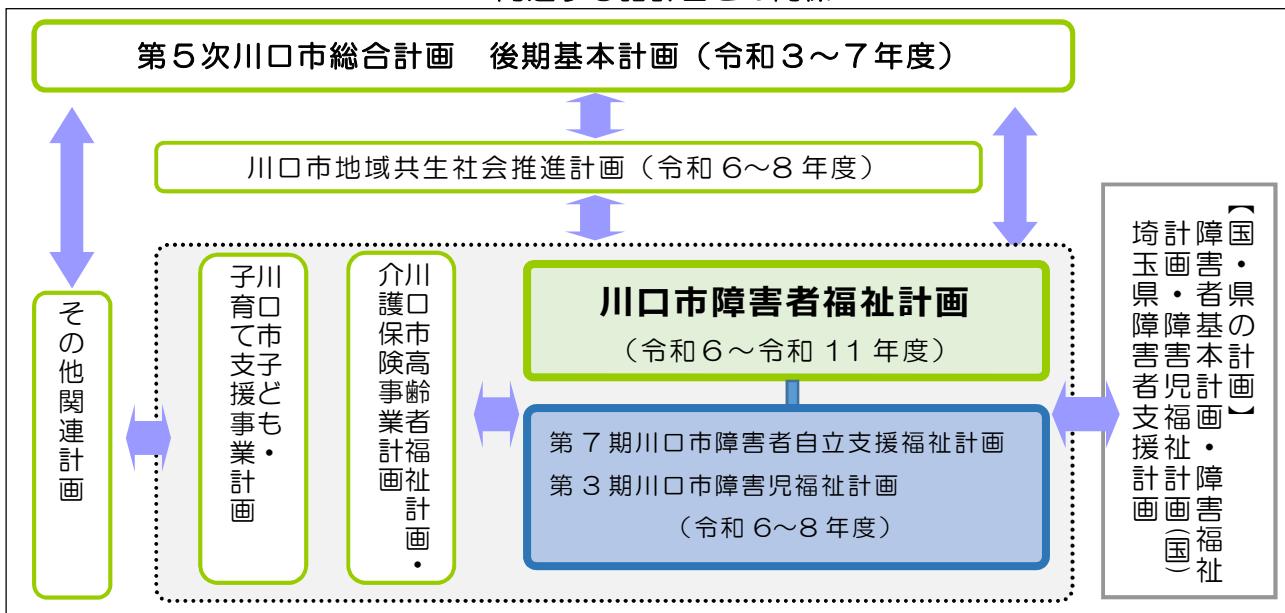
障害福祉サービスと同様に障害児支援のニーズ等の把握・分析を踏まえ、障害児通所支援等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保の方策等を定めます。

<sup>19</sup> 心身に障害のある児童（障害児）に対し、適切な治療等を行い、障害の治癒や軽減を図りながら教育すること。乳幼児期から学童期にかけては、基本的な生活習慣の確立、知的発達、運動発達、情緒の発達、社会性の発達など、人間の成長過程でも最も重要な時期であり、その早い段階で障害を早期発見し、早期療育を行うことが、軽減・治癒の効果が高いとされている。

### 3 計画の位置づけ

「障害者福祉計画」、「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの計画は、本市の上位計画である川口市総合計画や川口市地域共生社会推進計画、関連する保健、福祉、子育て、住宅、まちづくり、防災等の計画と連携して推進されるものです。

#### ■関連する諸計画との関係



### 4 計画の期間

川口市障害者福祉計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年です。

川口市障害者自立支援福祉計画及び川口市障害児福祉計画については、3年ごとに定める法定計画であることから、令和8年度に見直しを行います。見直し時の社会情勢等を踏まえ、障害者福祉計画もあわせて見直す場合があります。

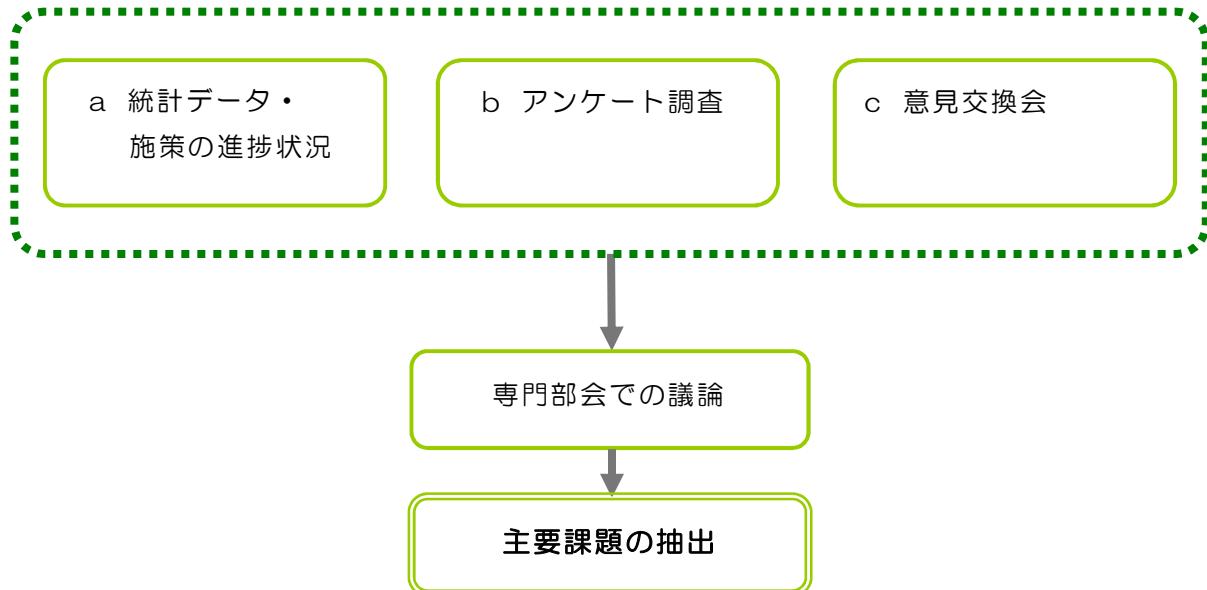
#### ■計画の期間

区分	令和3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
障害者福祉計画	川口市障害者 福祉計画						川口市障害者福祉計画 (令和6~11年度)		川口市障害者 福祉計画
障害者自立支援 福祉計画		第6期		第7期			第8期		
障害児福祉計画		第2期		第3期			第4期		

## 5 障害者施策推進のための主要課題

以下の手順に基づき、障害者施策推進のための主要課題を導き出しました。

### ■主要課題抽出の流れ



### 主要課題

#### (ア) 障害者の権利擁護

障害があるがゆえに差別や虐待を受ける機会が依然としてあります。日本国憲法や障害者の権利に関する条約に基づき、基本的人権及び基本的自由が確保され、不利益な取扱を受けることなく、その人にとって必要な支援を受けながら地域で安心して生活できる体制を整備することが必要です。また、介助者だけではなく、障害者自身にも福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）や成年後見制度の周知を図っていくことが必要です。さらには、市民が虐待を受けた障害者を発見した場合は、通報義務があるなど、障害者への権利擁護について理解促進を図ることが必要です。

## (イ) 合理的配慮の推進

改正障害者差別解消法の施行により、令和6年4月1日から、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されるため、事業者への制度の周知及び義務化に向けた準備に係る支援が必要です。

例えば、車椅子でバスや電車に乗降する際などに、障害者やその家族、介助者などが、障害に関し特別な対応を必要とする場合、運転手や駅員などの事業者は、その負担が過重にならない範囲で、配慮をしていくことが必要です。

また、障害や障害者に対する社会的障壁について、周囲の人々の理解度は高くはなく、内部障害や発達障害、高次脳機能障害など目に見えない障害についても、周囲の人々が十分に理解できていない現状があります。

障害があっても特段の支障なく市民生活を送れるようにするためには、地域共生社会の実現に向けた取組が必要となります。また、小中学校において、早い時期から障害に関する教育を行うなど、障害の多様化に応じた取組として、市民をはじめ保健・医療・福祉関係者、教育関係者、企業等の障害に対する理解を促進していくことが必要です。

## (ウ) 障害者の情報取得の支援の充実

障害があることにより、生活のしづらさや困りごとについて助けを求めたり、必要な情報を入手したりすることが難しく、問題を解決することができないという状況があります。特に、子どもの障害や発達課題には早期に気づきを得て相談し、早期に療育につなげていくことが非常に重要です。情報の入手先も家族や市役所・事業所職員、広報、インターネットなどその人の生活環境により多種多様となっており、情報取得と意思疎通に対応できる様々な支援が必要です。

## (エ) 相談支援体制の充実

地域共生社会の実現に向けて、障害者とその家族、地域住民等が身近なところで相談が受けられ、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなげられるよう、障害者相談支援事業所の相談員が、相談者のニーズを把握し、適切な選択肢を提供できるようにするため、調整能力、コミュニケーション能力、相談技術、個人をチームや地域で支える支援に関する能力などの向上が必要です。また、令和6年度からは重層的支援体制整備事業が本格実施されることから、社会資源やネットワークを活用した包括的・継続的な支援が提供できるよう、障害者相談支援事業所においても、介護や子育て等に関する相談であっても相談を受け、関係機関につなげていく体制を整備するとともに、関係他機関の連携を強化し、相談支援体制を充実させることが必要です。

#### (才) 生活支援員等の人材確保及び質の向上

障害者が高齢化により認知症になったり、介護や医療が必要になったり、また介護する家族等も高齢化するなど、複合的な問題を抱えるケースが増加してきています。サービスの質の向上を図る研修や、強度行動障害、医療的ケア等の高度なサービスを提供することができる事業所の誘致など、サービスの質の向上に向けた取組が必要です。また、サービスの確保に向けて、共生型サービスの実施を事業者に働きかけることも必要です。

全国的に支援を担う人材が不足している状況にあることから、市の関係各課で連携した人材確保・定着に向けた取組が必要です。

#### (力) 障害者のライフステージを見据えた支援の充実

障害者のライフステージの移行に伴い、支援の根拠となる法律や制度、対応する関係機関が代わることにより、切れ目のない対応が十分ではない状況があります。

障害者一人ひとりのライフステージや障害の生じた時期に合わせ、サービス提供を切れ目なく効果的に行うため、関係機関相互の連携と支援者側の意識改革が必要です。

#### (キ) 他部門・多職種連携による支援体制の強化

障害者にとって必要な支援の内容はそれぞれに異なり、その人にあった支援体制をその都度構築していく必要があります。

サービスを提供する職員だけではなく、支援を必要としている障害者一人ひとりに関わる支援者が、本人に関する情報や関係機関の情報を共有することが必要です。また、専門的な知識や技術を備えた支援体制を整備するために、保健・医療・福祉に加えて、労働・教育などの他部門・他職種との連携を強化していく必要があります。

#### (ク) 障害者本人及び親（介助者）の高齢化を見据えた支援

毎年、障害者数は増加傾向にあるとともに、障害者本人だけではなく、その介助者である配偶者や親も高齢化し、介護を必要とする人も出てきています。アンケート調査結果でも 65～74 歳の障害者の介助者の年齢は「65～74 歳」が6割強、75～84 歳の障害者の介助者の年齢は「75～84 歳」が5割半ば、85 歳以上の障害者の介助者の年齢は「85 歳以上」が3割でそれぞれ最も多くなっていることから、老老介護や親亡き後を見据えた支援が求められています。

#### (ケ) 安心して暮らすことのできる生活の場（住まい）の確保

障害者が地域で安心して暮らしていくためには、適切な住環境が必要です。自宅、民間賃貸住宅、グループホーム、施設など、その人にあった多様な住まいの選択肢を提供し、希望する地域で障害のない人と同様に暮らすために必要な支援を提供することが必要です。また、地域の一員として暮らしていくためには、地域住民の理解が必要不可欠であることから、障害への理解促進を一層進めていくことが必要です。

## (コ) 介助者の負担軽減に向けた支援の充実

多くの障害者は、日常生活を送るうえで家族等のサポートが不可欠です。一方、障害者の家族等は、日頃の介護や自身の高齢化、金銭面や将来（障害者・介助者ともに）に対する不安など身体的・精神的に負担を感じることもあり、休息の機会も十分に確保しにくい状況にあります。

このため、家族等の介護負担の軽減に向けて、利用しやすいショートステイなど家族等を支援する取組が必要です。

## (サ) 障害特性及び利用者本位による支援体制の整備、社会参加の促進

障害者の日常生活における困りごとや不安感、施策に対するニーズは、個々の障害特性や生活形態により様々です。障害者が望む地域生活を実現することができるよう、意思決定支援を含め適切な対応方法を検討・実施していく必要があります。

また、障害者の個々の特性にあわせた福祉サービスの提供や、スポーツ・文化芸術活動など社会参加の促進が必要です。

## (シ) 就労支援の充実

障害者雇用促進法の法定雇用率の引き上げ（これまで、民間企業での障害者の法定雇用率は2.3%とされていましたが、2024年4月より2.5%、2026年7月より2.7%へ段階的に引き上げられることが決まりました。）など、障害者就労を促進するさまざまな取組により、障害者の働く場や就労支援の仕組みが徐々に充実してきています。アンケート調査結果をみると、正社員が最も多くなっていますが、臨時やパート、福祉的就労も依然として多く、経済的な自立に向けて収入が不足している現状となっています。障害者が安心して働けるようにするために、事業主や職場の仲間の理解、障害に配慮した環境整備、短時間労働など就労条件の改善、工賃の値上げが必要とされています。

就労を希望する障害者が可能な限り就労できるよう、障害種別に応じた就職や定着、離職の要因分析などを行い、障害特性に応じたきめ細かな就労支援が必要です。また、福祉的な就労については、従事する障害者の生きがいの向上だけではなく、障害や疾病の状態、適性に応じて働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮していくことが必要です。

## (ス) 障害児への療育・保育・教育の充実

自立や社会参加に向けた力を培うことができるよう、子ども一人一人の状態やニーズに応じた学びの機会を提供するとともに、切れ目のない支援が必要です。また、重症心身障害児や医療的ケアが必要な障害児への支援も必要です。

川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例に基づき、インクルーシブ教育・保育の考え方のもとで、障害児の発達課題などニーズに合わせた環境整備や保育園や幼稚園、学校生活のサポート、進学（高等教育）を希望する場合の支援などを行うとともに、教員や他の児童・生徒の障害への理解促進が必要です。

## (セ) 保健・医療体制の充実

障害の原因となる疾病等の予防・早期発見に向けて、健康診査や保健指導、生活習慣病の予防などに取り組むことが重要です。

障害の特性から、思うように医療機関の受診に結びつかない方もいます。生活のしづらさを現在の状態以上に悪化させないためには、必要なときに医療機関を受診でき、日々の健康管理を適切に行える体制の整備が必要です。

また、改正精神保健福祉法に対応するため、入院者訪問支援等、体制の整備が必要です。さらに、精神障害者が地域で安心して暮らしていくよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が必要です。

## (ソ) 地域移行・地域定着の推進

病院や施設などから退院・退所した障害者が地域で安心して暮らしていくよう、地域移行・地域定着の取組を推進していくことが求められています。

障害者の方が安心して日常生活を送るためには、いつでも相談できる相談支援事業所の整備や日常生活の訓練、公営住宅やグループホームなどの整備、医療機関との連携が必要です。また、障害者の家族や地域住民が、障害を理解し、その生活を支えていくことが必要です。

## (タ) 災害時要配慮者対策の充実

災害時において、障害者の中には自力での避難が困難なだけではなく、助けを求めることが困難な人が多数います。また、アンケート調査結果では避難所生活で不安なこととして、服薬や医療的ケア、バリアフリー対応、プライバシー等の確保などが挙げられており、障害特性に応じた特別な配慮が必要です。

災害時における避難とその後の必要な支援について、医療的ケアが必要な人への非常用電源の確保など、障害の特性に配慮した取組を進めていくとともに効果的な情報発信が必要です。

## 6 SDGsへの対応

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

本市の基本方針となる「第5次川口市総合計画」では、このSDGsの目標を各施策に位置づけ、SDGsの達成に向けて取り組んでいます。本計画においても、障害者・障害児福祉分野に関連の深い以下の8つのゴールの達成を目指し、施策の推進を図っていきます。





# 川口市障害者福祉計画



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 今回の計画策定における施策の体系化・評価手法の見直し

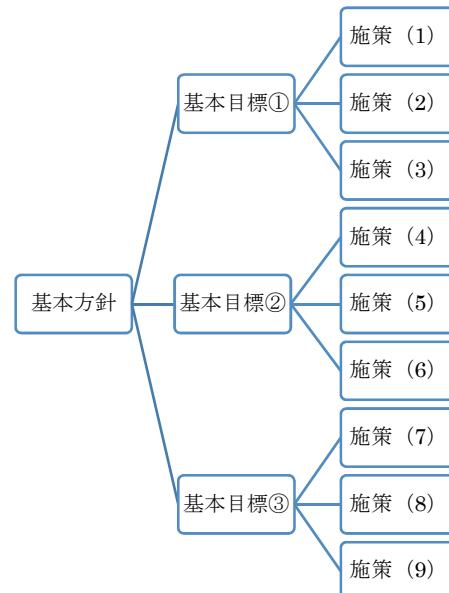
#### (1) 施策の体系化

これまでの計画における課題として、様々な取組を体系的に整理できていなかっため、足りない取組や役割を終えた取組が明らかでありませんでした。

今回の計画策定では、ロジックツリー(樹形図)により、施策を体系化しました。また、新規施策は、現時点の実現可能性にとらわれず、必要性に基づき検討を行いました。

《ロジックツリーのイメージ》

- ① まずは目指すべき姿〔基本方針〕
- ② 基本方針を実現する施策の方向性〔基本目標〕
- ③ 基本目標を達成する個々の取組〔施策〕



#### (2) 評価手法の見直し

今までの計画に位置付けていた事業には、客観的かつ定量的な目標(指標)が設定できていなかったため、評価は各担当課の主観的な認識に基づき実施されていました。また、評価のタイミングが計画の見直し時期のみであったことから、社会情勢等を踏まえた機動的な施策の見直しが困難となっていました。

そのため、本計画では、基本目標と取組に定量的な目標(KPI<sup>20</sup>:重要業績評価指標)を設定します。また、毎年度、目標に対する達成度合に応じて客観的に評価したうえで、その結果を社会福祉審議会障害者福祉専門分科会に報告します。

なお、目標に対する達成度合に応じて、次のとおり、S・A・B・C・Dの5段階で評価を実施します。

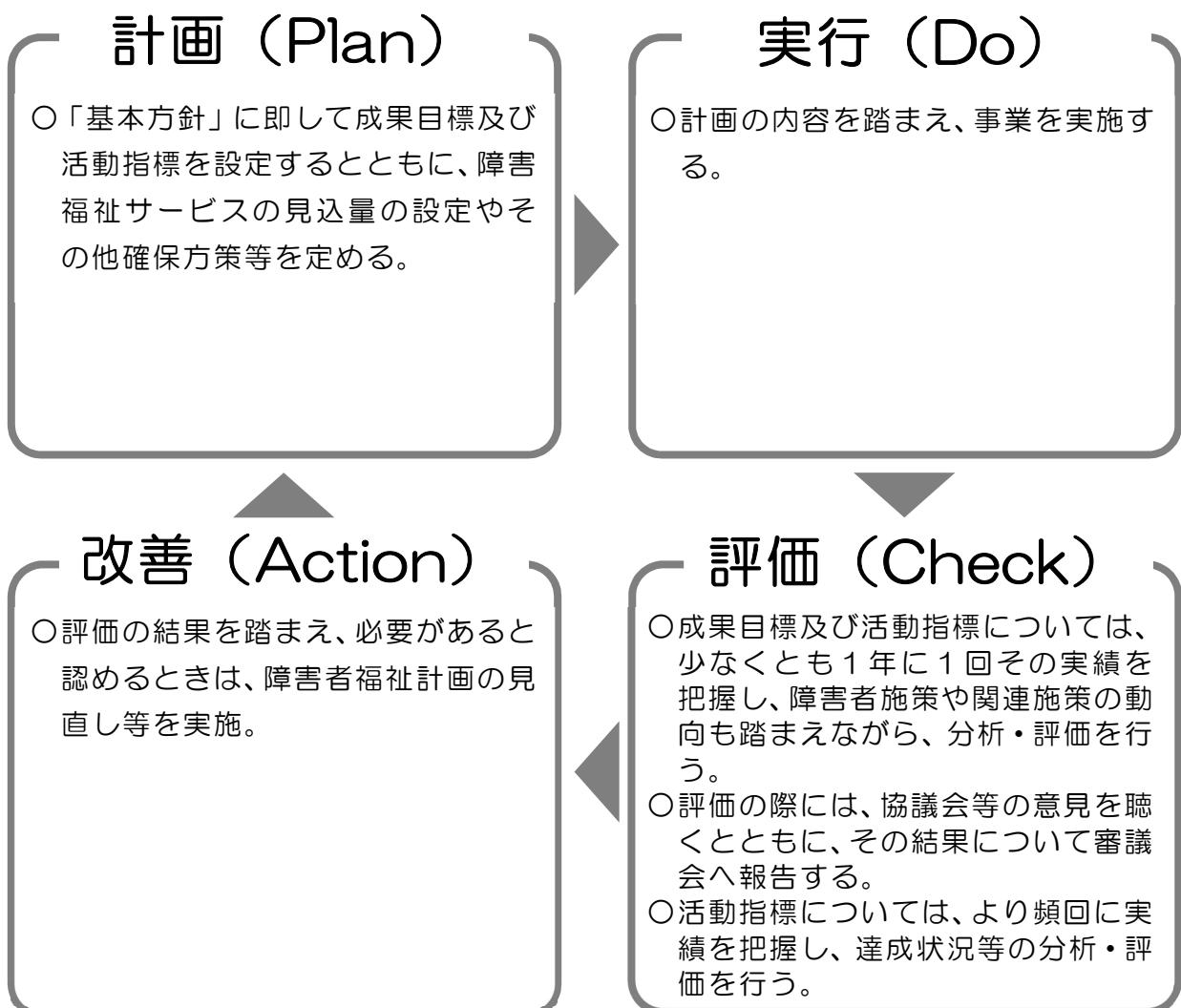
<sup>20</sup> 「Key Performance Indicators」の略。施策の進捗状況を検証するために設定する指標のこと。

定量的な目標（KPI）に対して
S：120%以上
A：100～120%未満
B：80～100%未満
C：50～80%未満
D：50%未満

### （3）PDCAサイクルの推進

計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、また必要に応じて措置を講じること（PDCA サイクル）とします。

《計画におけるPDCAサイクルのイメージ》



## 2 基本方針

### 全ての人が地域で支えあい 元気に安心して暮らせるまち

本市では、地域共生社会の実現に向けて「全ての人が地域で支えあい 元気に安心して暮らせるまち」を基本方針として掲げ、総合的かつ計画的に障害者施策を推進していきます。

この基本方針のもと、障害者本人の意思と権利が尊重され、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が役割を持ち、ともに支えあいながら、自分らしく暮らすことができる社会を市民とともにつくっていきます。

#### <基本的な考え方>

- 全ての市民は、障害の有無に関わらず一人ひとりの尊厳が尊重されるとともに、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有しています。障害のある人もない人も地域の中で社会を構成する一員として社会・経済・教育・文化・その他あらゆる活動に参加する機会が与えられることが必要です。
- 本市の障害者施策は、障害のある人もない人も一緒に地域の中で健康で安心して暮らすことが正常な状況であるとする考え方（ノーマライゼーション）と、障害は心身機能の障害と社会のさまざまなバリアとの相互作用であり、バリアのない社会をめざして、合理的配慮を行わないことは差別に該当すると定めている障害者権利条約の理念のもとに推進します。
- 本計画では、さらに全ての人々が排除・差別されることなく、互いに認めあい、地域全体で包み込み・支えあうという意味の「ソーシャル・インクルージョン」、そして子ども・高齢者・障害者など全ての人々が役割を持ち、自分らしく暮らすことができる社会という「地域共生社会」の視点も踏まえ、障害者が地域の一員としてみんなで支えあう社会の実現をめざします。

### 3 基本目標

目指すべき姿である〔基本方針〕の実現に向けて、障害者施策推進のための主要課題から、施策の方向性である〔基本目標〕を6つに定め、ロジックツリー（樹形図）により、基本目標を達成する個々の取組である〔施策〕を体系化しました。また、新規施策は、現時点の実現可能性にとらわれず、必要性に基づき検討を行いました。

#### 基本目標1 障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化

【主要課題（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（キ）と関連】

障害があっても基本的人権が保障され、障害者が特段の支障なく市民生活を送れるよう、虐待防止、差別解消のための施策を推進していきます。また、社会生活において不利益を被ることのないよう、障害者の権利擁護体制の確立と法律的な手続きや財産管理を行う成年後見制度の利用を促進します。さらに、障害者支援を行うボランティア活動と地域生活支援拠点の充実を図り、地域における支えあい活動を促進します。

#### 基本目標2 障害者の暮らしを支える基盤の充実

【主要課題（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）、（コ）と関連】

障害者が、悩みや不安を身近なところで気軽に相談し、適切な指導、援助につなげられるよう、障害者相談支援事業所の相談員が、相談者のニーズを把握し、適切な選択肢を提供できるようにするために、調整能力、コミュニケーション能力、相談技術、個人をチームや地域で支える支援に関する能力などの向上が必要となっています。また、重層的支援体制整備事業が本格実施されることから、社会資源やネットワークを活用した包括的・継続的な支援が提供できるよう、障害者相談支援事業所と関係他機関の連携を強化し、相談支援体制を充実させていく必要があることから、これらを充足・強化できるよう施策を進めています。

また、地域での障害者の暮らしを支援するため、居宅における福祉サービスの充実、安定したサービスの提供ができるよう、サービス事業者への支援、人材の確保及び資質の向上につながるよう、各施策を進めています。

#### 基本目標3 社会参加の充実

【主要課題（カ）、（キ）、（サ）、（シ）と関連】

川口公共職業安定所や川口市障害者就労支援センターと連携しながら、障害者が可能な限り一般就労できるように、障害の特性に応じた就労支援策を行っていきます。また、障害者がスポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動への参加を促進するための機会を提供するとともに、移動手段のための確保として、福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成等、社会参加の支援を行っていきます。

## 基本目標4 障害児とその家庭への支援の充実

### 【主要課題（力）、（キ）、（ス）と関連】

障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実していく必要があります。また、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげられるよう、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的な役割を担うことで療育相談機能の充実を進めていきます。

さらに、重症心身障害児や医療的ケア児と、その家庭への支援を充実するとともに、保育所、放課後児童クラブ<sup>21</sup>における障害児の受入れを拡充、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じて保育内容の充実を進めています。また、障害の特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に發揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実を進めています。

## 基本目標5 保健・医療体制の充実

### 【主要課題（力）、（キ）、（セ）、（ソ）と関連】

生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れるよう、心の病の早期発見や生活習慣病の予防など相談や指導体制の充実を図っていく必要があります。また、障害の原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するため、周産期<sup>22</sup>医療体制の充実を進めるとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減、医療費が過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減策を進めています。

## 基本目標6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

### 【主要課題（キ）、（タ）と関連】

障害者はもとより、誰もが快適な生活が送れるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づき、障害の特性に配慮した道路や公共施設・都市施設を整備・改善し、バリアフリーのまちづくりを推進していく必要があります。さらに、障害者が安心して生活ができるよう、災害時における避難とその後の必要な支援について、医療的ケアが必要な人への非常用電源の確保など、障害の特性に配慮した防災・防犯対策の充実と交通事故の防止に結びつくように各施策を進めています。

<sup>21</sup> 保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、市内小学校等に通学する児童に生活の場を提供するもの。「学童保育」とも呼ばれている。

<sup>22</sup> 妊娠 22 週から出生後 7 日未満までの期間。合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。

## 4 施策の体系



## 取組

1 障害者の権利擁護体制の充実	3 改正障害者差別解消法への対応【新】
2 障害者虐待防止センター事業	
4 市民への障害に関する正しい理解の促進	6 手話言語普及啓発事業【新】
5 福祉教育の充実	
7 障害者団体の活動への補助	9 地域生活支援拠点の充実【新】
8 障害者支援を行うボランティア活動の充実	10 重層的支援体制整備事業の本格実施【新】
11 障害者の情報取得と意思疎通の支援【一部新】	12 選挙における障害者の投票環境の整備
13 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例に基づく取組【新】	
14 障害に関する総合的な相談体制の充実【一部新】	17 難病患者支援の充実
15 精神保健福祉分野における相談体制の充実	18 福祉サービスに対する苦情相談
16 精神障害者ピアサポート事業	
19 障害福祉サービス基盤の充実	24 障害者短期入所施設の充実【新】
20 日常生活用具等の給付	25 共生型サービスの導入と介護事業所における障害者支援に係る人材の育成【一部新】
21 生活支援事業	
22 全身性障害者介助人派遣事業	26 介助者の人材育成
23 ふれあい収集事業	27 地域生活支援拠点の充実【新】〈再掲〉
28 障害者の住まいの確保に係る支援	30 日中サービス支援型グループホームの拡充【新】
29 障害福祉サービス基盤の充実〈再掲〉	
31 障害者福祉手当等の給付	33 福祉資金の貸付
32 福祉手当（市独自）の給付	
34 一般就労の促進	37 障害者就労施設等における工賃引上げに向けた取組【新】
35 障害福祉サービス基盤の充実〈再掲〉	38 障害者就労施設等への物品等の発注促進
36 就労移行支援事業所の拡充	
39 障害者スポーツの振興	41 障害者アートの促進【新】
40 障害者の文化活動への支援	
42 補助犬の利用に関する理解の促進	46 福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成
43 公共料金の割引等の周知	47 障害者手帳のデジタル化【新】
44 移動支援事業	48 手話通訳者養成事業
45 自動車運転免許取得費等の助成	49 失語症者向け意思疎通支援者の養成
50 乳幼児健診等を活用した早期発見	
51 発達に係る相談体制の充実【新】	52 発達障害児支援に係る人材育成
53 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子供教室の推進	58 障害児（者）生活サポート事業
54 インクルーシブ保育の推進	59 わかゆり学園の児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実
55 障害児サービス基盤の充実	60 障害児を抱える保護者への支援
56 医療的ケア児支援の充実	61 地域生活支援拠点の充実【新】〈再掲〉
57 重症心身障害児を受け入れる事業所の拡充	62 重層的支援体制整備事業の本格実施【新】〈再掲〉
63 特別支援教育の推進	
64 精神保健福祉に関する市民向け講座等の開催	67 改正精神保健福祉法に対応する行政機関の体制拡充【新】
65 生活習慣病の予防	68 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実【新】
66 障害者歯科健診の実施	
69 周産期医療体制の充実	71 自立支援医療の推進
70 重度心身障害者への支援	
72 バリアフリーのまちづくりの推進	74 学習・文化活動の場の環境整備
73 思いややり駐車場制度の拡充【一部新】	75 公共交通機関の利便性向上
76 災害時の避難体制の整備【一部新】	79 既存建築物耐震改修補助事業の推進
77 避難行動要支援者登録制度の充実	80 防犯対策の充実
78 緊急通報システム事業等	81 障害者向けの交通安全教室の実施

## 第3章 障害者施策の総合的展開

障害者の現状をはじめ、施策の進捗状況、障害者ご本人や障害児の保護者、一般市民、市内で活動する障害者関係団体、サービス提供事業所等へのアンケート調査やヒアリング調査の結果、意見交換会で寄せられた意見などを踏まえて、社会福祉審議会障害者福祉専門分科会で検討した障害者施策推進のための主要課題を解決する取組を、総合的に展開していきます。

### 基本目標 1 障害者の権利擁護の充実と共助の取組の強化

#### 【取組の方向性】

障害があっても基本的人権が保障され、障害者が特段の支障なく市民生活を送れるよう、虐待防止、差別解消のための施策を推進していきます。また、社会生活において不利益を被ることのないよう、障害者の権利擁護体制の確立と法律的な手続きや財産管理を行う成年後見制度の利用を促進します。さらに、障害者支援を行うボランティア活動と地域生活支援拠点の充実を図り、地域における支えあい活動を促進します。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者が感じる、周囲の人の障害者に対する理解度	45.9%	49.9%	53.9%	58.0%	70.0%

## (1) 障害者の権利擁護の推進

### 1 障害者の権利擁護体制の充実

- 日常生活自立支援事業（あんしんサポートネット）は、埼玉県社会福祉協議会から川口市社会福祉協議会が委託を受け、今後も継続して実施します。
- 成年後見センターや障害者相談支援センター、地域包括支援センターなどと連携し、成年後見制度の周知や普及、相談支援などを行なながら、制度の利用につなげる取組を進めます。
- 経済的に困窮している重度の知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
成年後見センターにおける障害者の支援対応件数	70件	75件	80件	85件	100件

### 2 障害者虐待防止センター事業

- 障害者虐待対応の窓口となる「川口市障害者虐待防止センター」において、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援を行います。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者虐待防止センターの運営	実施	継続	→	→	→

### 3 【新規】改正障害者差別解消法への対応

- 改正障害者差別解消法の施行により、令和6年4月から民間事業者にも障害がある人への合理的配慮の提供が義務化されることから、障害があるという理由でサービスの提供拒否や制限をすること、条件をつけることなどの不当な差別的取り扱いを防止するため、研修の場やホームページ、リーフレットを活用しながら、周知徹底を図っていきます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
民間企業への普及啓発のための研修やホームページ、リーフレットを活用した周知	・研修1回 ・リーフレット配布	継続	→	→	→

## (2) 啓発活動・福祉教育の推進

### 4 市民への障害に関する正しい理解の促進

- あいサポート運動、手話関連事業などを市のホームページ等で紹介し、市民に対して障害者への理解や共感の促進に努められるよう、講座を受講できる機会を提供していきます。
- 毎年、10月25日の「川口市福祉の日」にあわせ、社会福祉大会等の事業を実施し、思いやりの心、いたわりあいの心、助けあいの心を、家庭・地域・行政が一体となって広げていきます。
- 毎年、12月3日から9日までの「障害者週間」を記念し、障害者週間記念事業（ハートフェスタ）や市内障害者施設作品展を開催し、市民の間に障害者の福祉についての関心と理解を深めるように努めます。
- 広報紙やホームページなどを活用し、精神疾患及び精神障害者を正しく理解するための普及啓発活動を実施します。また、メンタルヘルスに関する問題は、誰にも起こりうる身近な存在であることの理解を促進し、早期発見、早期受診に結びつけるために、公開講座を実施することで広く一般市民への普及啓発活動を実施します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
あいサポート研修の受講者数（累計）	1,191人	1,691人	2,191人	2,691人	4,191人

### 5 福祉教育の充実

- 各学校において、児童生徒の発達段階に応じた交流及び共同学習を実践することができるよう、他教科・領域と連携した指導内容の充実、浸透について、学校訪問等を通して啓発します。
- 特別支援教育にも視点をあてた研究委嘱校を推奨します。また、各学校において、道徳教育を要としながら社会の一員としての自覚をもち意欲的に行動できる児童生徒の育成、生命や自然を大切にする心、相手を尊重する心の育成に努めます。
- 障害児との交流及び共同学習を全体計画に位置づけ、児童生徒の障害者に対する理解を深めるとともに、保護者、地域への啓発にも努めます。また、発達に配慮を要する児童生徒が、在籍する学校又は学級以外に学籍を置き、学習活動を行う支援籍学習を実施し、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進します。
- 市内小中学校の児童生徒に福祉体験学習の機会を提供するなど、教育課程にボランティア活動や福祉教育を位置づけ、教育活動全体を通して計画的に福祉の心の育成に努めます。また、全体計画及び年間指導計画の作成状況を調査し、教員への指導、働きかけの強化に努めます。

- 関係団体と連携し、授業等に障害やボランティア・福祉体験活動を取り上げ、福祉教育を推進するため、各学校に関連団体の活動等を周知します。
- 社会福祉施設や社会教育関係団体等と連携し、積極的に地域の福祉活動に参加するよう、教職員に働きかけます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
特別支援教育に係る研修開催数	年39回	年30回	年30回	年30回	年30回
学校訪問における特別支援学級担任への指導回数	年25回	年26回	年26回	年26回	年26回
研究委嘱校募集に関わる市立学校（園）への広報活動数	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
市立小中学校特別支援教育の全体計画への指導・助言割合	100%	100%	100%	100%	100%
小中学校のボランティア・福祉教育の全体指導計画・年間指導計画への指導・助言割合	100%	100%	100%	100%	100%
教職員研修会における福祉活動への参加周知割合	100%	100%	100%	100%	100%

## 6 【新規】手話言語普及啓発事業

- 手話言語の普及と手話の理解と啓発促進のため「出前講座」を実施します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
出前講座の参加者数 (累計)	250人	550人	850人	1,150人	1,750人

## 川口市手話言語条例（平成29年6月26日施行）



手話が言語であるという認識に立ち、聴覚に障害のある方が手話を用いて日常生活や社会生活を安心して営み、全ての市民が障害の有無にかかわらず共生することのできる地域社会の実現を目指します。そのための施策として、手話通訳者養成講座の開催、手話通訳者派遣事業を行っているほか、聴覚障害者や手話への理解を深める活動を行っています。



川口市マスコット  
「きゅほらん」

### (3) 地域における支えあい活動の促進

#### 7 障害者団体の活動への補助

○障害者（当事者）団体が行う事業に対し、円滑かつ安定的な事業運営ができるよう助成します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者団体に対する安定的な事業運営のための支援	継続	→	→	→	→

#### 8 障害者支援を行うボランティア活動の充実

○市民の参加と協力による助け合いの制度として、高齢者・障害のあるかた・産前産後のかたで、ご自分で家事ができず家族等からの支援が困難なかたに対する「家事援助サービス」「ちょこっと困りごとサポート」のほか「食事サービス」「車いす貸出サービス」「福祉車両貸出サービス」の各種サービスを実施していきます。

○川口市と川口市社会福祉協議会が協働し、次代を担う青少年のボランティアへの関心と活動を高めることを目的に、青少年ボランティア育成事業を実施します。青少年ボランティア育成事業では、ボランティア活動者、教育関係者、福祉関係者、知識経験者などで構成する「川口市青少年ボランティア育成委員会」が主体となり、小学生を対象としたボランティア体験プログラムである「こどもフリーさろん」や「夏休みこどもボランティアさろん」、中学生以上25歳位までの方を対象とした「青少年ボランティアスクール」などを開催します。

○ボランティア活動をする人たちの場の提供や情報の共有、社会福祉協議会ボランティアセンターとの事業協力など、市民パートナーステーション（キュポ・ラ内）の活動の充実を図ります。また、障害者が必要としているボランティアの相談や問合せに応じられるよう、コーディネート機能を強化するとともに、障害者関係の情報の収集や関係機関との連携、ネットワークの形成を進めます。

○市民がボランティア盛人大学を通じてさまざまな福祉分野に関する知識・技術を習得することができるよう、市民のボランティア意識の啓発やボランティア活動の活性化、地域福祉の実践者やリーダーの養成、市民の障害に対する理解を深めるためのテーマ設定など、ボランティア盛人大学の充実を図ります。

○国や県、その他各種団体からのボランティアに関する情報を、情報紙やホームページ、LINE等でボランティア団体や福祉施設、市民等に提供します。情報紙「ぼらんていあ川口」は、障害者をはじめ広く市民も身近なところで閲覧することができるよう、新たな設置場所を検討し、市民に対する情報提供の充実を図ります。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
住民参加型福祉サービス事業における新規登録協力員数	21人	23人	25人	28人	30人
青少年ボランティア協力施設・団体数	98件	98件	98件	98件	98件
かわぐち市民パートナーステーション・かわぐちボランティアセンター登録団体数	375件	390件	405件	410件	415件

## 9 【新規】地域生活支援拠点の充実

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、また、現に重度の障害がある人や医療的ケアを必要とする人等の居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて充実した形に出来るように、川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議を活用して、登録された障害者等を受け入れする事業所や必要な環境を事前に整理していくことで、即時対応が可能な支援体制の構築に取り組んでいきます。また、緊急時には、市が連絡を受け、相談支援事業所と連携して拠点機能を担う事業所として登録している短期入所施設に受け入れを依頼します。

○関係機関と共有が必要な場合には、「サポート手帳」（埼玉県作成）を配布することで、障害者本人の生活歴や相談支援の記録等を保護者の方等が書き込んで、必要な情報がスームズに取得できるようになります。

○障害者が必要な制度やサービスを利用しながら、地域で安心して暮らしていくために、「あんしん生活サポートブック」について、川口市自立支援協議会のくらし部会において作成し、随時内容の見直しを行っていきます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
地域生活支援拠点ネットワーク会議の開催数	12回	12回	12回	12回	12回

## 10 【新規】重層的支援体制整備事業の本格実施

○障害者の相談支援機関等が地域住民からの相談について、介護や子育て等に関する相談であっても断らずに受け止め、個々に応じたつながり続ける支援体制を構築することを目的に、「包括的相談支援」、「多機関協働」、「参加支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「地域づくり」の事業を一体的に実施します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
包括的相談支援事業所の数	-	34か所	34か所	34か所	34か所
コミュニティソーシャルワーカーの配置	1人	3人	4人	5人	5人
「孤独感・孤立感」の市民意識調査において①「自分には人の付き合いがないと感じる」②「自分は取り残されていると感じる」③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」における「常にある」の回答割合	①13.9% ②3.0% ③3.5%	前年度より減少	前年度より減少	前年度より減少	前年度より減少

## (4) 障害者への合理的配慮の推進

### 11 【一部新規】障害者の情報取得と意思疎通の支援

- 障害者に関する福祉サービスについて、ガイドブックを作成し窓口や行政センター、各支所での配布及び市ホームページへの掲載をしています。制度改正等に対応して随時改訂したり、障害別マークの記載をすることで、障害サービス等の対象が一目でわかるようにしたりするなど、内容の充実に努めます。
- 「広報かわぐち」や「社協だより」などの情報を、点字広報紙、録音テープ及びデジタル録音図書として毎月発行します。
- 意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業及び手話通訳者を設置する事業を推進します。また、手話通訳者、要約筆記者の養成事業を実施していきます。
- 障害があっても必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう、意思疎通支援の体制整備を図ります。
- 視覚障害等により活字を読むことが困難な人に、点字図書・録音図書の貸出を行います。また、希望する図書等の点訳や音訳、対面朗読を行います。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者ガイドブックの内容点検・改訂	1回	1回	1回	1回	1回
広報紙の発行部数(①点字訳②録音版)	①200部 ②630部	①200部 ②700部	①200部 ②700部	①200部 ②700部	①200部 ②700部
登録手話通訳者数	19人	20人	22人	24人	30人
手話通訳者養成講座の開催回数	136回	136回	136回	136回	136回
点字・録音図書の新規製作数	18点	22点	22点	22点	22点

## 12 選挙における障害者の投票環境の整備

○郵便投票、代理投票、点字投票などの投票制度をホームページで周知・啓発するとともに、投票所及び設備のバリアフリーを推進し、選挙における障害者の投票環境の整備を図ります。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
バリアフリー化した投票所数 (①当日②期日前)	①95カ所 ②8カ所	①95カ所 ②8カ所	①95カ所 ②8カ所	①95カ所 ②8カ所	①95カ所 ②8カ所

## (5) 障害児への合理的配慮の推進

### 13 【新規】川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例に基づく取組

○川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例の基本理念に基づき、教育及び保育における差別の解消及び合理的配慮を行い、障害のある子どもを支援していくために、子ども版あいサポート（あいサポートキッズ）運動に取組ます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
子ども版あいサポートー研修（あいサポートキッズ）の受講者数（累計）	-	150人	450人	750人	1,050人

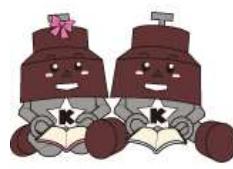
### 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する 子ども条例（2023年4月1日施行）



川口市障害者差別解消支援地域協議会

インクルーシブ教育と保育（障害の有無に関係なく、全ての子どもが共に学び成長する環境において行われる教育と保育のこと）の実現を目指します。

障害福祉分野の取組として、①あいサポートー養成研修の開催、②障害を理由とする差別の解消推進のために相談窓口設置・川口市障害者差別解消地域協議会を設置、③医療的ケア児への支援を行っております。



川口市マスコット  
「きゅほらん」

## 基本目標2 障害者の暮らしを支える基盤の充実

### 【取組の方向性】

障害者が、悩みや不安を身近なところで気軽に相談し、適切な指導、援助を受けられるよう、障害者相談支援事業所の相談員は、相談者のニーズを把握し、適切な選択肢を提供するための調整能力、コミュニケーション能力、相談技術、個人をチームや地域で支える支援に関する能力などの向上が必要となっています。また、重層的支援体制整備事業が本格実施されることから、社会資源やネットワークを活用した包括的・継続的な支援が提供できるよう、障害者相談支援事業所と関係他機関の連携を強化し、相談支援体制を充実させていく必要があることから、これらを充足・強化できるよう施策を進めています。

また、地域での障害者の暮らしを支援するため、居宅における福祉サービスの充実、安定したサービスの提供ができるよう、サービス事業者への支援、人材の確保及び資質の向上につながるよう、各施策を進めています。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者が相談支援事業所に満足している割合	56.6%	58.8%	61.1%	63.3%	70.0%

## (6) 相談体制の充実

14

### 【一部新規】障害に関する総合的な相談体制の充実

- 障害者の様々な相談に対応できるよう、相談担当者（ケースワーカー）の資質の向上を図り、窓口で総合的に相談できる体制を充実します。
- 障害者の多様な相談に応じて、その自立と社会参加を促進するため、民生委員・児童委員、主任児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などと連携し、相談体制の充実に努めます。また、地区ごとに協議の場を設け、密接な連携を図ります。
- 自立支援協議会の部会研修（障害、介護、地域包括支援センターがグループワーク等連携）により、困難ケースの事例検討会などを通じて、参加者の資質向上を図っていきます。
- 親亡き後を見据えて、あんしん生活サポートブックを作成しておくことで、ライフステージが変わっても、自分の子どもが困らないように、得意な事、苦手な事、接し方などについて、関係する支援者に知ってもらうために、情報を共有していくツールを作成しておきます。
- 障害者が自立した生活を送れるよう、障害者の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じるとともに、アウトリーチによる積極的な支援により必要な情報の提供及び助言等を行います。また、虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連絡調整など、障害者の権利擁護のために必要な援助を行うなど、市内10か所の障害者相談支援センターを中心に、関係事業所と連携しながら総合的・継続的に支援します。相談支援にあたっては、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門職員（社会福祉士、精神保健福祉士等）を配置し、相談支援機能の強化や、研修や定例会等を通じて相談員一人ひとりの資質の向上を図ります。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
基幹相談支援センターにおける個別事例の検討回数	470回	490回	510回	530回	590回

15

### 精神保健福祉分野における相談体制の充実

- 精神保健福祉士や保健師を配置し、様々なこころの悩みやこころの病気についての相談・助言を行い、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、精神障害者の社会復帰に向けた地域生活を支援します。
- 「こころサポートステーションSODAかわぐち」をショッピングモール内に開設し、精神疾患の予防や予後の改善のため、若年者等へ医師、公認心理師、精神保健福祉士等の専門職が早期介入して支援を行います。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
若年者早期相談・支援事業（こころサポートステーションSODAかわぐち）の延支援回数	1,800回	1,800回	1,800回	1,800回	1,800回

## 16 精神障害者ピアサポート事業

○市内で活動している精神障害者の当事者が、悩みを抱える障害者やその家族に対してピアカウンセリングを行えるよう、障害者相談員を中心とした仕組みづくりを進めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
精神障害者ピアサポート講座参加者数（定員35名）	36人	35人	35人	35人	35人

## 17 難病患者支援の充実

○難病患者及びその家族の療養上の不安に対して相談及び助言を行い、必要に応じて関係機関等と連携をします。また、医療講演会（情報誌発行を含む）や支援者研修を実施します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
医療講演会の開催回数	2回	1回	1回	1回	1回
支援者研修会の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回

## 18 福祉サービスに対する苦情相談

○障害者やその家族から福祉サービスの苦情について相談を受け、解決に向けて助言や調査を行います。

○埼玉県運営適正化委員会は、社会福祉法第83条に規定されている機関です。福祉サービスの苦情について相談を受け、解決に向けて助言や調査、あっせんなどを行います。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
苦情相談の解決に向けた助言・調査	継続	→	→	→	→

## (7) 日常生活を支える福祉サービスの充実

### 19 障害福祉サービス基盤の充実

#### ◇自立支援給付

- 訪問系のサービスについては、障害支援区分を勘案し、ケアマネジメントにより利用者ニーズを適切なサービスにつなぎ、地域生活の支援を行います。また、サービスについての十分な情報提供に努めるとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、サービス基盤の整備を推進します。
- 日中活動系のサービスについては、障害者の日中活動の場として生活介護や自立訓練といった、事業種別に応じた機能充実を図るとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、必要な施設整備に努めます。また、高齢者施策との連携を図り、高齢化の課題について検討を進めます。

#### ◇地域生活支援事業

- 各地域に1か所ずつ整備した地域活動支援センターにおいて、創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、活動内容を充実し、きめ細かい支援を行います。
- 入浴の困難な重度障害者の家庭を巡回入浴車が訪問し、入浴のサービスを行うことにより、障害者の保健衛生の向上を図ります。
- 障害者を介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者の日中における活動の場を提供することにより、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行います。
- 障害福祉サービスの地域区分の見直し(引き上げ)により、障害福祉サービス事業者の経営を支援し、安定したサービス提供の推進を図ります。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
地域での暮らしを支えるための居宅における福祉サービスの充実	継続	→	→	→	→

## 20 日常生活用具等の給付

### ◇自立支援給付

○身体の失われた部位、障害のある部分を補うために用いられる補装具（義肢や装具、車いす等）の購入費又は修理費を支給し、負担の軽減を図ります。

### ◇地域生活支援事業

○日常生活上の便宜を図るため、在宅中の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器等）、排せつ管理支援用具（ストマ装具等）等を給付又は貸与します。事業を周知し、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
補装具の購入費又は修理費の支給による負担軽減	760件	継続	→	→	→
日常生活用具の給付又は貸与による負担軽減	12,406件	継続	→	→	→

## 21 生活支援事業

○寝たきりで常時紙おむつを必要とする障害者に対し、紙おむつを支給し経済的負担の軽減に努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
紙おむつの支給による負担軽減（延べ件数）	1,193名	継続	→	→	→

## 22 全身性障害者介助人派遣事業

○在宅の全身性障害者に対し、市に登録した介助人を派遣し身体介護（入浴、排せつ、食事の介助等）・家事援助（食事の調理、洗濯、掃除等）・見守り・外出時の移動の介助などを行います。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
在宅の全身性障害者に対する介助人派遣（延べ人数）	10名	継続	→	→	→

## 23 ふれあい収集事業

○家庭ごみを自ら指定のステーションに運び出すことが困難な単身世帯の市民を対象に、戸別収集を実施するとともに、対象者の安否確認を行います。

※対象者：①65歳以上で、介護保険制度の認定が要介護度1以上の単身者

②障害者手帳を所持している単身者

③その他市長が認める者

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
広報紙「PRESS530」への掲載回数	1回	1回	1回	1回	1回

## 24 【新規】障害者短期入所施設の充実

○現状、障害者短期入所施設しらゆりの家の利用率は、非常に高い状態で推移しており、障害者支援施設（入所施設）や共同生活援助（グループホーム）に併設されている短期入所施設を含めて、利用ニーズに対して施設が不足している状態となっています。

（仮称）第2しらゆりの家を令和7年度中に開設し、必要な時にレスパイト目的で利用することができるよう、障害者短期入所施設を充実させていきます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
短期入所施設の定員数	35人	37人	58人	60人	66人

## 25 【一部新規】共生型サービスの導入と介護事業所における障害者支援に係る人材の育成

○介護・障害の共生型サービス提供事業所を拡充することで、介護保険制度の利用対象年齢になっても、これまでと同じ施設を利用できるようにして、環境の変化によるストレスを軽減させていきます。

○介護事業所の職員に対して、障害の特性について理解し、障害者支援に係る職員との連携を深めるため、川口市自立支援協議会くらし部会等での人材交流と研修の場を設け、人材の育成を図っていきます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
共生型サービスを提供できる市内事業所数	1件	1件	2件	3件	5件

## 26 介助者の人材育成

- 障害者に適切なサービスを提供できるよう、障害者を介護するホームヘルパーを対象に休日や夜間等の参加しやすい時間帯に研修を開催し、強度行動障害、医療的ケア等の高度なサービスの知識、スキルの向上に努めます。
- 川口市自立支援協議会暮らしの場連絡会で職員交流・研修を行い、グループホーム職員等のスキルの向上に努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者居宅サービス技術援助事業の研修参加者数	300人	300人	300人	300人	300人
川口市自立支援協議会暮らしの場連絡会の開催数	3回	3回	3回	3回	3回

## 27 【新規】地域生活支援拠点の充実〈再掲〉

- 今後の短期入所施設のあり方について、障害者短期入所施設「しらゆりの家」をはじめとして、障害者支援施設やグループホームに併設されている短期入所事業所との協議の場を設け、医療的ケアを必要とする人の夜間対応、移送手段の確保などについて検討を進めます。
- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、また、現に重度の障害がある人や医療的ケアを必要とする人等の居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて充実した形に出来るように、川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議を活用して、登録された障害者等を受け入れする事業所や必要な環境を事前に整理していくことで、緊急にしないような支援の構築に取り組んでいきます。また、緊急時には、市が連絡を受け、相談支援事業所と連携して拠点機能を担う事業所として登録している短期入所施設に受け入れを依頼します。

- 短期入所施設への入所希望者を速やかに入所に繋げられるよう、障害者相談支援センターの相談支援専門員が空き状況をリアルタイムで検索できるシステムの整備を進めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
地域生活支援拠点ネットワーク会議の開催数〈再掲〉	12回	12回	12回	12回	12回
地域生活支援拠点ネットワークの登録者数	24人	24人	24人	24人	24人

## (8) 地域生活への移行促進

### 28 障害者の住まいの確保に係る支援

- 市営住宅への入居を希望する障害者世帯の抽選時の優遇に配慮するとともに、県営住宅の情報提供にも努めます。
- 川口市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に市営住宅の建替えを推進し、全戸をバリアフリー対応とするとともに、車椅子専用住戸も確保します。
- 障害者を含む住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅への入居を希望した場合、賃貸人の中には住宅確保要配慮者の入居に拒否感を持つ者も存在し、住居の確保が困難な場合があるため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、賃貸人が住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度（セーフティネット住宅）を行います。
- 賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。
- 建築士の協力により、住宅のリフォームや耐震など、安全かつ快適に暮らせる住宅に改修するための無料建築相談を定期的に開催しています。
- 重度の身体障害者が在宅で生活し続けられるよう、段差の解消など住宅の改造工事にかかる費用の一部を助成します（介護保険法又は障害者総合支援法の対象外のもの）。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
市営住宅への入居募集	年3回	年3回	年3回	年3回	年3回
市営住宅のバリアフリー化	0棟	0棟	0棟	19棟	19棟
住宅確保要配慮者に対する、セーフティネット住宅の登録による支援	継続	→	→	→	→
住宅を必要としている障害者に対する、入居に必要な調整等の支援	継続	→	→	→	→
無料建築相談の相談件数	40件	40件	40件	40件	40件
重度身体障害者（児）居宅改善整備費助成事業の助成件数	1件	1件	1件	1件	1件

## 29 障害福祉サービス基盤の充実〈再掲〉

- 障害者が地域生活を送るにあたり、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援などの支援を行います。
- 自宅での生活が困難な障害者の個々の状況に応じ、入所施設の確保とともに、今後の需要が見込まれるグループホーム等の整備を進めます。
- 障害者の地域における生活の場となるグループホーム等を整備する事業者に対し、整備費等の支援を行います。また、グループホーム等の入居待機者を解消するため、新たな施設整備支援策を検討していくとともに、入所施設への待機者もグループホーム等の利用が促進できるよう、整備状況や待機者情報を積極的に発信していきます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
特定相談支援事業所数	34件	35件	36件	37件	40件
入所施設の待機者数	124人	119人	114人	109人	94人

## 30 【新規】日中サービス支援型グループホームの拡充

- 日中サービス支援型グループホームにより、常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が、地域での生活を継続できるような体制を確保するよう整備をしていきます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
日中サービス支援型グループホームの定員数	58人	78人	88人	98人	128人

## (9) 生活支援のための施策・制度の推進

### 31 障害者福祉手当等の給付

- 障害により生ずる特別な負担を軽減するため、20歳以上で日常生活に常時特別な介護を要する在宅の重度障害者に手当を支給します。
- 障害により生ずる特別な負担を軽減するため、20歳未満の在宅重度心身障害児に手当を支給します。
- 精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを家庭で養育している方に対し、国から特別児童扶養手当を支給します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
20歳以上で日常生活に常に特別な介護を要する在宅の重度障害者に対する、特別障害者手当の支給（延べ人数）	3,646人	継続	→	→	→
20歳未満の在宅重度心身障害児に対する、障害児福祉手当の支給（延べ人数）	2,430人	継続	→	→	→

### 32 福祉手当（市独自）の給付

○障害により生ずる特別な負担を軽減するため、特別障害者手当及び障害児福祉手当に該当しない重度の障害者に対する、福祉手当（市独自）の支給（延べ人数）

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
特別障害者手当及び障害児福祉手当に該当しない重度の障害者に対する、福祉手当（市独自）の支給（延べ人数）	116,960人	継続	→	→	→

### 33 福祉資金の貸付

○臨時的な出費によって一時的に生活が窮屈した世帯に対して、無利息で資金を貸し付け、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としています。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
福祉資金貸付件数	2件	継続	→	→	→

## 基本目標3　社会参加の充実

### 【取組の方向性】

川口公共職業安定所や川口市障害者就労支援センターと連携しながら、障害者が可能な限り一般就労できるように、障害の特性に応じた就労支援策を行っていきます。また、障害者がスポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動への参加を促進するための機会を提供するとともに、移動手段のための確保として、福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成等、社会参加の支援を行っていきます。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者が現在、文化芸術活動に取り組んでいる割合	47.7%	51.4%	55.1%	58.9%	70.0%

## (10) 雇用・就労の促進

### 34 一般就労の促進

- 埼玉労働局及び川口公共職業安定所と連携しながら、事業主に対する障害者の法定雇用率の引き上げをはじめとする関係法令の周知など、市の広報紙やホームページ等を通じて障害者雇用の理解を深める啓発活動に取組、障害者の一般企業への就労を促進します。
- 川口公共職業安定所で実施しているトライアル雇用の周知に努めるとともに、障害者就労支援センター及び就労移行支援事業所における関わりや、就職した障害者に対するアフターフォローの実施を促進します。
- 川口市障害者就労支援センターの周知に努め、障害者の一般企業への就労を促進し、定着に向けて支援します。また、職員の資質の向上とセンター機能の充実を図るとともに、就労移行支援事業所に対して、障害者就労支援センターによる研修会、実践報告会を開催し、就労支援に携わる職員相互の資質向上に努めます。
- 障害者雇用促進法の趣旨に基づき、障害者雇用率を遵守しながら、市職員として障害者の採用を進めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
法定雇用率引き上げの広報紙への掲載	引き上げの都度掲載	継続	→	→	→
就労移行支援事業の利用人数	189人	207人	226人	247人	322人
就労定着支援事業所の利用人数	65人	72人	80人	88人	119人
川口市障害者就労支援センター登録者数	100人	100人	100人	100人	100人
市職員の障害者雇用率	2.49%	2.9%	3.0%	3.1%	3.4%

### 35 障害福祉サービス基盤の充実〈再掲〉

- 一般企業での就労が困難な障害者に対し、障害の状態や適正に応じて働く時間や仕事の内容を柔軟に対応させ、自立した日常生活を営むことができるよう福祉的就労の場の充実を図ります。また、市内の障害福祉サービス事業所の実情から公と民の役割を検証し、取り組むべき事業の再確認を進めていきます。
- 障害者の就労訓練の場として就労移行支援や就労継続支援など事業種別に応じた機能充実を図るとともに、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、必要な施設の整備を推進します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
就労継続支援事業所の定員数 (①A型②B型)	①237人 ②833人	①250人 ②860人	①285人 ②890人	①320人 ②920人	①395人 ②995人

### 36 就労移行支援事業所の拡充

- 連絡会、就労支援センター及び就労移行支援事業所と「障害者就労支援シンポジウム」開催します。
- 就労を希望する障害者が就労に結びつくため、必要な訓練や就労先の開拓、就労後の職場への定着支援を行う就労移行支援事業所を、川口市障害者自立支援福祉計画に基づき、必要な施設の整備を推進します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
就労移行支援事業所の定員	220人	230人	240人	250人	280人

### 37 【新規】障害者就労施設等における工賃引上げに向けた取組

- 障害者就労施設等における工賃の引上げに向けて、生産品のPRや共同受注の促進について取り組んでいきます。
- 障害者アートの作品展示の場を設けられるように検討を進めています。  
また、実施にあたっては、障害者アート作品のPRに努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
工賃引上げに向けた取組	-	検討企画	実施	継続	→
障害者週間記念事業(ハーフェスタ)でのアート作品展示回数	1回	1回	1回	1回	1回
アート作品展の開催数	-	検討企画	1回	1回	1回

## 38

### 障害者就労施設等への物品等の発注促進

○障害者優先調達推進法に基づき、段階的な就労支援として、封入封緘業務や清掃、印刷業務などを委託することにより、障害者への就労の場を提供します。目標値は前年度実績以上としています。また、自主生産品の開発や販路の拡大など、障害者の収入の向上に向けた取組を支援します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者就労支援施設等からの物品の調達件数	29件	30件	31件	32件	35件

## (11) スポーツ・レクリエーション、生涯学習の充実

## 39

### 障害者スポーツの振興

○障害者の社会参加やリハビリテーションの観点から行う事業である、障害者のスポーツ大会への参加を促進するため、県主催の「彩の国ふれあいピック」をはじめとする各レクリエーション大会、スポーツ大会等への参加を支援します。

○障害者が親しむことのできるスポーツ種目の普及に努めながら、関係機関との連携のもとで、障害者アスリートに対して各種スポーツ大会等への参加を支援します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者スポーツ大会彩の国ふれあいピック参加者数	5人	10人	15人	20人	35人

## 40

### 障害者の文化活動への支援

○公民館等の施設において、障害者に学習活動の場を提供し、作品発表の機会を設けるなど障害者の文化活動を支援します。

○市民の学習機会を充実するため、障害者を含め誰もが参加できる講座の開設などに努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
文化祭の開催回数	11回	34回	34回	34回	34回
講座の数	262回	269回	269回	269回	269回

## 41 【新規】障害者アートの促進

○障害者アートの作品展示の場を設けられるように検討を進めています。

また、実施にあたっては、障害者アート作品のPRに努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者週間記念事業（ハーフェスタ）でのアート作品展示回数〈再掲〉	1回	1回	1回	1回	1回
アート作品展の開催数〈再掲〉	-	検討企画	1回	1回	1回

## (12) 障害者の外出支援と移動手段の確保

### 42 補助犬の普及に関する理解の促進

○障害者の自立と社会参加を促進するため、県で普及に関する理解の促進を行っている補助犬（耳の不自由な人のための聴導犬、体の不自由な人のための介助犬、目の不自由な人のための盲導犬）のPRに努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
ホームページへの掲載・チラシの配布	継続	→	→	→	→

### 43 公共料金の割引等の周知

○障害者の外出を支援するため、国もしくは県の施策に基づいて民間事業者が実施している割引制度（公共交通機関の割引制度）の周知に努めます。

○障害者及びその介護者が市内の公共施設や公共駐車場を利用する場合に、使用料等を減免し、障害者の自主的な文化活動やスポーツ活動への参加を促進します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
パンフレットの内容点検及び必要に応じた改訂	1回	1回	1回	1回	1回

## 44 移動支援事業

○単独での移動が困難な障害者に外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
単独での移動が困難な障害者に対する、外出のための支援	42,704時間	継続	→	→	→

## 45 自動車運転免許取得費等の助成

○障害者の就労や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します。また、生活圏の拡大を図るため、車いすに乗ったまま乗車できるリフト付自動車の貸出を行います。※介護給付費や介護保険法のサービスが優先されます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
自動車運転免許取得費の助成	6件	継続	→	→	→
自動車改造費の助成	8件	継続	→	→	→

## 46 福祉タクシー・福祉ガソリン利用料金の助成

○重度心身障害者の外出機会の拡大を図るため、重度心身障害者にタクシー利用料金又はガソリンの自動車燃料費の一部を助成します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
タクシー券利用率	38.8%	40.0%	42.0%	44.0%	46.5%
ガソリン券利用率	82.6%	83.0%	83.5%	84.0%	85.0%

## 47 【新規】障害者手帳のデジタル化

○障害者手帳の利便性向上に向けて、民間事業者が開発したアプリケーションを活用したマイナポータルとの連携により、周囲に気兼ねすることなく、手帳を利用した各種割引制度が受けられるように、デジタル化の促進を図っていきます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者手帳のデジタル化につながる周知啓発	実施	継続	→	→	→

## 48 手話通訳者養成事業

○手話通訳者を養成することで、聴覚障害者に対する正しい認識を養うとともに、手話は言語であるという認識に基づいて、手話の普及と技術の向上を図っていきます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
登録手話通訳者数	19人	20人	22人	24人	30人

## 49 失語症者向け意思疎通支援者の養成

○失語症のある人の日常生活や支援の在り方を理解し、失語症の人と1対1の会話ができ、さらに日常生活上の外出場面において意思疎通の支援を行うことができる「失語症者向け意思疎通支援者」を養成することを目的とします。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
失語症者向け意思疎通支援者数	1人	2人	2人	2人	2人

## 基本目標4 障害児とその家庭への支援の充実

### 【取組の方向性】

障害の原因となる疾病等の予防と早期発見に努め、適切な療育につなげる支援体制を充実していく必要があります。また、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげられるよう、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的な役割を担うことで療育相談機能の充実を進めていきます。

さらに、重症心身障害児や医療的ケア児と、その家庭への支援を充実するとともに、保育所、放課後児童クラブにおける障害児の受入れを拡充、保育・発達相談、専門家による巡回指導、研修等を通じて保育内容の充実を進めていきます。また、障害の特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に發揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実を進めていきます。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害児の保護者が 障害者施策に対して 満足している割合	32.7%	38.9%	45.1%	51.4%	70.0%

## (13) 早期発見・早期療育

50

### 乳幼児健診等を活用した早期発見

- 乳幼児の発育・発達を確認し疾病や異常の早期発見をするため、3・4か月児健康診査・10か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査、フッ化物塗布を実施します。
- 乳幼児健康診査未受診者に対し、保健師が家庭訪問等を実施し、お子さんの健康状態を把握します。発達の遅れや障害が疑われた場合には、早期に小児科医療機関と連携します。
- 保健師等による母子訪問事業において、お子さんに障害の原因となるような疾病などがないか健康の状態を確認し、疾病や障害が疑われた場合、早期に専門医療機関や療育機関に繋げます。
- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届を出発点とした妊娠婦の健康情報を把握するとともに、妊娠出産時の状況により、発達の遅れや障害が疑われる子どもとその保護者には、早期に産科医療機関や小児科医療機関と連携し、退院後の保健指導を行っています。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
乳幼児健診受診率	95.0%	96.6%	96.6%	96.6%	96.6%
相談支援に従事する職員を対象とした研修及び事例検討会の開催	(全体) 7回	(全体) 7回	(全体) 7回	(全体) 7回	(全体) 7回
乳幼児健康診査未受診者の全数把握	100%	100%	100%	100%	100%

## (14) 発達相談の支援

51

### 【新規】発達に係る相談体制の充実

○子どもの発達に不安をもつ保護者が、安心して相談できる相談機関として、「子ども発達相談センターるるる」を、令和2年4月に開設しました。福祉、教育、保健、医療が連携し、切れ目のない支援と、発達に特性のある子どもを地域全体で支えるための基盤整備を行います。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
親子教室の実施回数	216回	216回	216回	216回	216回
巡回支援事業の訪問回数	110回	110回	110回	110回	110回
小学校1年生訪問学校数	52校	52校	52校	52校	52校

52

### 発達障害児支援に係る人材育成

○自立支援協議会子ども部会において、職員のスキル向上、児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの連絡協議会を実施していきます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
川口市自立支援協議会子ども部会開催回数	3回	3回	3回	3回	3回

## (15) 障害児保育と療育体制の充実

53

### 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)と放課後子供教室の推進

○研修を通して専門的知識を有する支援員を確保しながら、各小学校に設置している放課後児童クラブの受け入れ枠を適切に整備し、放課後生活への支援を進めます。

○放課後子供教室では、放課後等に子供たちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動の機会の提供を通じて、子供たちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
放課後児童クラブの障害児の受け入れ	69人	継続	→	→	→
放課後児童クラブのアドバイザー派遣数	15人	20人	20人	20人	20人

## 54 インクルーシブ保育の推進

- 保育所・小規模保育事業所において入所をしている障害児が、適切な保育を受けられるよう、障害児専門研修や心理士等専門家による保育所等巡回指導・相談を実施し、障害児への理解を深め、保育士等の質の向上を図ります。
- 認定こども園・保育所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所において発達の遅れや障害のある児童を受け入れ、障害のない児童と同じ集団の中で生活することで、相互理解を深め、互いの成長、発達を促します。また、保護者に対しても、障害や子どもの個性への理解の向上を促します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害児専門研修	2回	2回	2回	2回	2回
公設公営保育所加配職員数	24人	24人	24人	24人	24人

## 55 障害児サービス基盤の充実

- 障害のある児童の日常生活等を支えるため、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「障害児相談支援」などの各種支援を行います。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
発育、発達の状況に応じた適切な療育を受けられる障害児サービスの充実	継続	→	→	→	→

## 56 医療的ケア児支援の充実

- 保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる組織で構成した医療的ケア児連絡協議会において、医療的ケアが必要なお子さんへの支援等について定期的に検討・協議を行っていきます。
- 医療的ケアが必要なお子さんやそのご家族が抱える不安や、生活の中で抱える問題を解決する手助けとなるように作成した「医療的ケアが必要なお子さんのための総合支援ガイドブック」を活用し、ライフステージに応じた相談窓口と支援者とその役割の周知に努めます。
- 実態調査を通じて、医療的ケアが必要なお子さんやそのご家族のニーズを把握し、今後の継続的な支援が必要な世帯について、関係各課で連携をとりながらモニタリングを行っていきます。
- 相談支援センター職員が、埼玉県の主催する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講できるように支援を行っていきます。

○相談支援センター等に配置された医療的ケア児コーディネーターにより、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケアが必要なお子さんに対する支援のための地域づくりを推進していきます。

○市立小・中学校において、医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても適切な医療的ケアを受けられるよう体制構築に努めています。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
医療ケア児等コーディネーター配置数	7人	9人	11人	12人	12人
医療的ケアが必要なお子さんのための総合支援ガイドブック改訂	配布開始	継続	→	→	→

## 川口市医療的ケア児連絡協議会



医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援を受けることができるよう、医療、保健、教育、保育、福祉などの関係機関が継続的に地域課題や対応策について検討し情報を共有することで支援に向けた連携を図ります。

そのための取組として、①アンケート調査や関係機関からの情報提供による実態調査、②訪問や電話による相談への対応、③家族支援も含めた施策の充実に関する検討を行っています。



57

### 重症心身障害児を受け入れる事業所の拡充

○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の推進を図るとともに、児童発達支援事業所連絡会及び放課後等デイサービス事業所連絡学習会を通して、職員の資質向上の取組や情報交換の場を設定し、対応できる事業所の確保に努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
重症心身障害児通所施設体制整備事業	継続	→	→	→	→

## 58 障害児（者）生活サポート事業

○在宅の障害児（者）及び家族の地域生活を支援するため、障害者総合支援法における法定サービスや地域生活支援事業では提供することが難しい、障害児（者）の一時預かり、派遣による介護や外出の付き添いなど、本人や家族の必要としているサービスを提供し、日常生活の負担の軽減に努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
一時預かり、派遣による介護サービス、送迎サービス、外出援助サービス（①登録団体数②利用登録者数③利用延べ時間数）	①15団体 ②169人 ③5,328時間	継続	→	→	→

## 59 わかゆり学園の児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実

- 障害のある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。
- 児童発達支援センターが地域の中核機能を担うために、地域の関係機関との連携、スーパーバイズコンサルテーション機能、インクルージョン推進の中核機能を充実させていきます。
- 保育所等訪問支援は専門職員が保育所等を訪問し、児童が集団生活に適応するための支援を行います。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
通所利用児定員数	40人	40人	40人	40人	40人
児童発達支援事業所連絡会の開催	2回	2回	2回	2回	2回

## 60 障害児を抱える保護者への支援

○保育所等に在籍する児童の保護者が、子育てや児童の発達等に関する悩みを心理士等の専門家に相談し、必要な助言等を行う保育発達相談の実施により、保護者への支援を行います。保護者から受けた相談は、必要に応じて在籍する保育所等と共有し、連携しながら対応を図ります。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
保育所等保育発達相談会の開催	12回	12回	12回	12回	12回

○障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、また、現に重度の障害がある人や医療的ケアを必要とする人等の居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じて充実した形に出来るように、川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議を活用して、登録された障害者等を受け入れする事業所や必要な環境を事前に整理していくことで、緊急にしないような支援の構築に取り組んでいきます。また、緊急時には、市が連絡を受け、相談支援事業所と連携して拠点機能を担う事業所として登録している短期入所施設に受け入れを依頼します。

○関係機関と共有が必要な場合には、「サポート手帳」（埼玉県作成）を配布することで、障害者本人の生活歴や相談支援の記録等を保護者の方等が書き込んで、必要な情報がスムーズに取得できるようになります。

○障害者が必要な制度やサービスを利用しながら、地域で安心して暮らしていくために、「あんしん生活サポートブック」について、川口市自立支援協議会のくらし部会において作成し、随時内容の見直しを行っていきます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
地域生活支援拠点ネットワーク会議の開催数〈再掲〉	12回	12回	12回	12回	12回

○相談支援機関等が地域住民からの相談について、介護や子育て等に関する相談であっても受け止め、個々に応じたつながり続ける支援体制を構築することを目的に、「包括的相談支援」、「多機関協働」、「参加支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「地域づくり」の事業を一体的に実施します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
包括的相談支援事業所の数〈再掲〉	-	34か所	34か所	34か所	34か所
コミュニティソーシャルワーカーの配置〈再掲〉	1人	3人	4人	5人	5人
「孤独感・孤立感」の市民意識調査において①「自分には人との付き合いがないと感じる」②「自分は取り残されていると感じる」③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」における「常にある」の回答割合〈再掲〉	① 13.9% ②3.0% ③3.5%	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少	前年度 より減少

## (16) 特別支援教育の推進

### 63 特別支援教育の推進

- 研修会や学校訪問を通して、各学校における教育相談・就学相談が計画的、効果的に行われるよう教職員への意識啓発や、専門的知識を有する相談員・カウンセラー・スクールソーシャルワーカーを増員し、児童・生徒及びその保護者への相談支援を充実します。また、一人ひとりの発達や障害の状況に応じて、持っている力を十分に伸ばすためにはどのような教育が必要かなど、より適正な就学支援の充実を図ります。
- 通常の学級に在籍しながら特定の時間に通級指導教室で指導を受けることのできる通級指導体制の拡充について、児童生徒の教育的ニーズや県の動向等を踏まえながら、引き続き県に働きかけます。
- 発達に配慮をする児童生徒と活動をともにするなど、ふれあいを通して互いを理解し共に支えあう心のバリアフリーを広められるよう、交流及び共同学習、支援籍学習を推進します。
- 難聴・言語障害通級指導教室（ことば・きこえの教室）及び発達障害・情緒障害通級指導教室（そだち・こころの教室）における担当者の研修、保護者との面談、担任との連絡会を行い、児童生徒の特性や障害の状態に応じた指導及び支援の充実を図ります。
- 特別支援学級の効果的な運営とよりきめ細かな指導を行うため、特別支援学級設置校に指導補助員を配置します。
- 発達に配慮をする児童生徒に対する理解を深め、指導の工夫・改善を図るとともに、より専門的な知識と技術を系統的に修得するため、実践的・体験的な内容を盛り込んだ研修会を開催します。また、各学校における特別支援教育の校内研修の充実を図ります。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
相談担当者の研修開催数	11回	10回	10回	10回	10回
特別支援教育コーディネーター研修開催数	2回	2回	2回	2回	2回
通級指導教室における年度当初待機児童生徒数	0人	0人	0人	0人	0人
小中学校の特別支援教育の全体計画への指導助言率	100%	100%	100%	100%	100%
在籍校と通級校の連絡協議会の開催数	4回	3回	3回	3回	3回
特別支援学級設置校における特別支援学級等補助員募集案内の実施	広報1回 HP随時	広報1回 HP随時	広報1回 HP随時	広報1回 HP随時	広報1回 HP随時
教職員への特別支援教育に係る研修開催数	37回	20回	30回	30回	30回

## 基本目標5 保健・医療体制の充実

### 【取組の方向性】

生涯を通じて健康でいきいきとした生活を送れるよう、心の病の早期発見や生活習慣病の予防など相談や指導体制の充実を図っていく必要があります。

一方で、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むためには、安心して医療機関を受診できる環境を整備することも重要です。現在、市内の医療機関は概ね整備されていると考えられます。また、市立医療センターは、地域医療支援病院として地域のかかりつけ医と密接な連携体制を築き、小児・周産期・救急医療などの専門的な治療を行う機能を担うことが期待されています。

このことから、障害の原因となる妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するため、周産期<sup>23</sup>医療体制の充実を進めるとともに、乳幼児期における疾病や発達の遅れ、高齢化に伴う疾病等を早期に発見して適切な治療を行い、障害の予防や軽減、医療費が過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減策を進めていきます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者が、必要時の医療機関への受診、日々の適切な健康管理への支援に満足している割合	-	54.3%	57.5%	60.6%	70.0%

<sup>23</sup> 妊娠22週から出生後7日未満までの期間。合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。

## (17) 保健活動の充実

64

### 精神保健福祉に関する市民向け講座等の開催

○精神保健福祉に関心のあるかたを対象に、うつ病、統合失調症等のこころの疾病に関して、誰でも学べるわかりやすい「こころの健康講座」を実施します。また、統合失調症やうつ病の患者さんを持つ家族を対象に、疾病について正しく理解し、ご家族自身が元気になるための「家族教室」を実施します。さらには、精神障害に対する知識を地域住民に理解してもらい、地域で支えてもらうために「こころのサポーター養成講座」を実施します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
こころの健康講座視聴回数	1,000回	1,000回	1,000回	1,000回	1,000回
家族教室参加実人数	38人	40人	40人	40人	40人
こころのサポーター養成講座参加実人数	59人	60人	60人	60人	60人

65

### 生活習慣病の予防

○「がん」は死因の第一位を占め、今後の高齢化により、その数はさらに増えて行くことが予測されます。発病者の中には呼吸器や消化器等に機能障害をもち、日常生活を制限される場合もありますので、早期発見・早期治療に結びつくよう、がん検診事業の推進に努めます。

○本市では、心疾患で亡くなる方が国や県に比べ高い傾向にあり、あわせて若年の方の生活習慣関連疾患（脳血管疾患や糖尿病）の割合も高くなっています。肢体不自由や心臓・じん臓などの機能障害等をもって生活する市民が増加しないためにも、健康生活の維持向上のための情報提供や各種講座などを開催し、啓発に努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
がん検診受診率	13.49%	前年値を上回る	前年値を上回る	前年値を上回る	前年値を上回る
健康教室への参加人数率	3,700人	5,000人	5,000人	5,000人	5,000人

## 66 障害者歯科健診の実施

- 川口歯科医師会と連携を図りながら、対象となる障害者通所施設に訪問し、歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健指導、フッ化物塗布を実施します。
- 寝たきりや難病、特別障害者手当もしくは障害児福祉手当の受給資格に相当する障害者・障害児等を対象に、自宅を訪問し、歯科医師による歯科健康診査、歯科衛生士による歯科保健指導を実施します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者通所施設において歯科健診をした受診者数	600人	610人	620人	630人	660人

## 67 【新規】改正精神保健福祉法に対応する行政機関の体制拡充

- 医療保護入院について、家族等が同意・不同意の判断ができない場合には、家族等は意思表示を行わないようにすることができます。そして、家族等の全員が意思表示を行わない場合には、医療機関は市長同意の申請ができます。
- 市長同意による医療保護入院患者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられるものに対して、希望に応じて、傾聴や生活による相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
市長同意による医療保護入院の申請の受け付け	50件	継続	→	→	→

## 68 【新規】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実

- 精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進のための協議の場を実施します。
- 地域の関係機関が集まる「川口市精神保健福祉連絡会」において、精神障害者保健福祉の具体的な施策の研究・検討を行います。
- 「こころサポートステーションSODAかわぐち」をショッピングモール内に開設し、精神疾患の予防や予後の改善のため、若年者等へ医師、公認心理師、精神保健福祉士等の専門職が早期介入して支援を行います。
- 未治療者や医療中断者、ひきこもり状態の者等に対し、多職種支援チームによる訪問、来所面接、電話相談を行います。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
若年者早期相談・支援事業（こころサポートステーションSODAかわぐち）の延べ支援回数 〈再掲〉	1,800回	1,800回	1,800回	1,800回	1,800回
精神障害者ピアサポート講座参加者数（定員35名） 〈再掲〉	36人	35人	35人	35人	35人
普及啓発回数	1回	1回	1回	1回	1回
精神障害者訪問支援強化事業（アウトリーチ事業） 延支援人数	70人	70人	70人	70人	70人

## 川口市における精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム構築推進のための協議の場とは？

保健・医療・福祉関係者による協議の場の運営に必要な事項を定め、精神科等医療機関、地域援助者、行政機関等の顔の見える関係を構築し、地域課題を共有した上で地域包括ケアシステム構築の実現に向け、連携等による支援体制の構築を目的として、令和元年度より年2回開催しています。

「安心して 帰れる 帰せる 暮らしがつづく 川口」をテーマとして、課題に取り組んでいます。



## (18) 医療体制の充実と経済的負担の軽減

### 69 周産期医療体制の充実

○川口市を中心とした埼玉県南部地域の基幹病院、地域周産期母子医療センターとして、周産期医療、小児医療の充実を図ります。小児科、新生児集中治療科、小児外科、脳神経外科、眼科、リハビリテーション科などとの連携、関係医療機関との連携を取りながら、ハイリスク新生児の集中治療・ハイリスク乳幼児の発育発達のフォローアップ、障害の早期発見、リハビリテーションを推進していきます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
周産期医療体制の充実	継続	→	→	→	→

## 70 重度心身障害者への支援

- 医療的ケアの必要な重症心身障害者が地域での生活を継続できるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、訪問看護や日中活動の場、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援事業などのサービス基盤の充実、医療機関との連携を図ります。
- 重度心身障害者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成します。窓口負担を無くすることで、対象者の利便性向上を図るため、県内現物給付の対象拡大に努めるとともに、電子申請手続きの拡充により受給者証の再発行などにおける利便性の向上を図っていきます。
- 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の人と、65歳から74歳で一定の障害があると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人であり、後期高齢者医療制度の医療給付を受けることができます。今後も障害のあるかたへ、健康保険加入の選択肢の一つとして、周知に努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
重度心身障害者医療費に係る電子申請受付の拡充	20%	25%	30%	35%	50%
65歳から74歳で一定の障害があり、後期高齢者医療制度に加入している方への、障害者手帳の更新期限前の制度の再周知	12回	12回	12回	12回	12回

## 71 自立支援医療の推進

- 心身の障害を除去・軽減するため、障害者総合支援法に基づく自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費を支給し、負担軽減を図ります。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
更生医療給付件数	12,959件	継続	→	→	→
育成医療給付件数	328件	継続	→	→	→
精神通院医療給付件数	11,062件	継続	→	→	→

## 基本目標6 障害者にとって安全・安心のまちづくり

### 【取組の方向性】

障害者はもとより、誰もが快適な生活が送れるよう、ユニバーサルデザインの視点に基づき、障害の特性に配慮した道路や公共施設・都市施設を整備・改善し、バリアフリーのまちづくりを推進していく必要があります。さらに、障害者が安心して生活を送ることができるよう、災害時における避難とその後の必要な支援について、医療的ケアが必要な人のための非常用電源の確保など、障害の特性に配慮した防災・防犯対策の充実と交通事故の防止に結びつくように各施策を進めています。

評価指標	現状値 (R5)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
障害者にとっての 川口市の住みやす さ	33.3%	37.8%	42.2%	46.7%	60.0%

## (19) バリアフリーのまちづくりの推進

72

### バリアフリーのまちづくりの推進

- 障害者等の住みよいまちづくりを推進するため、バリアフリー法や埼玉県福祉のまちづくり条例に定める基準に基づくまちづくりを推進します。また、対象建築物におけるバリアフリー法の利用円滑化基準及び認定による利用円滑化誘導基準の達成や埼玉県福祉のまちづくり条例における整備基準の達成のための施策に取り組みます。
- 障害者を含めて、誰もが利用しやすいように配慮した施設や設備の整備を進めるため、学識経験者、障害者団体等の関係者からなる協議会を設置し、川口市バリアフリー基本構想に基づき、計画的に公共交通機関、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の一体的なバリアフリー整備を推進します。
- 歩道の整備及び既存歩道のバリアフリー化を推進し、誰もが通行しやすい、安全で快適な歩道環境の整備を行います。
- 障害者や高齢者が通行しやすいように、歩道における違法駐車、違法看板や商品陳列、放置自転車等の解消に努めます。
- 公園の出入り口の段差の切り下げ、スロープの設置などを推進し、障害者や高齢者が気軽に利用し、憩える公園の整備や改善を図ります。
- 河川改修にあたって、水辺に近づけるようにスロープを設置するなど障害者の利用に配慮した親水空間の整備を推進します。
- 土地区画整理事業の施行にあたって、歩道の段差解消、点字ブロックの設置のほか、地区内に通過車両を入りにくくすることにより、障害者や高齢者に配慮した道路配置に努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
埼玉県福祉のまちづくり条例適合建築物数	7棟	8棟	8棟	8棟	10棟
歩道整備及び既存歩道のバリアフリー化箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
道路不法投棄物撤去業務の実施	142回	150回 程度	150回 程度	150回 程度	150回 程度
公園施設のバリアフリー化箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
水辺に近づけるスロープの設置箇所数	8箇所	8箇所	10箇所	10箇所	10箇所

## 73

## 【一部新規】思いやり駐車場制度の拡充

○令和5年11月から、「川口市おもいやり駐車場制度」が「埼玉県思いやり駐車場制度」に統合されたことに伴い、対象者が拡大されています。対象者となる車いす利用者、障害者、要介護者、妊産婦、けが人等が、車椅子使用者用駐車区画（3.5m幅）と優先駐車区画（3.5m未満）に駐車できるよう、窓口での申請手続きにより、即日、利用証を交付していきます。

○対象者の利便性を損なわないように、駐車区画の適正利用に向けた周知啓発を行います。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
制度の周知と複数の課の窓口での利用証を交付	継続	→	→	→	→

## 74

## 学習・文化活動の場の環境整備

○出入口のスロープの設置や通路の改善、点字ブロックや障害者トイレの整備・充実など、学習活動の拠点となる公民館等の施設のバリアフリーを推進します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
バリアフリー化実施箇所数	11箇所	11箇所	12箇所	13箇所	15箇所

## 75

## 公共交通機関の利便性向上

○障害者や高齢者を含め、誰もが安全・安心・快適に移動できる交通環境を整備するため、ノンステップバスの導入支援や駅施設におけるホームドアの設置等、公共交通施設のバリアフリー化を推進します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
市内乗入路線バスのノンステップバス導入率	76.0%	78.0%	80.0%	82.0%	88.0%

## (20) 防災・防犯対策等の充実

76

### 【一部新規】災害時の避難体制の整備

- 災害時に小中学校や高等学校等の指定避難所での生活を送ることが困難な障害者などを受入れる福祉避難所を、地域防災計画に位置づけ、安心して避難生活を送れる環境を拡充します。
- 障害の特性に配慮した備蓄品の整備や避難支援などを関係機関と協力し、個別避難計画の作成など、障害者の災害時の支援体制を充実します。
- 聴覚障害者用バンダナを配布し、周囲に自らが障害者であることを伝えることで、支援が必要であることを認識してもらえるようにしていきます。
- 町会・自治会を単位とした自主防災組織の結成促進及び防災リーダーの育成を行い、自主防災組織が災害時に地域の障害者、高齢者等の安否確認と避難誘導が行えるよう啓発するとともに、災害時における市と地域住民との円滑な協力体制を確立します。また、障害者も参加した防災訓練を各地で実施し、地域で助けあう体制づくりを促進します。
- 災害時の避難体制の整備について、地域への説明や、広報誌、ホームページ、出前講座などを通じ、機会を捉えて適切な情報発信に努めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
個別避難計画作成数	30件	80件	180件	500件	4,500件

77

### 避難行動要支援者登録制度の充実

- 災害時に支援の必要な障害者等を把握するため、「避難行動要支援者登録制度」への登録・更新を促進し、災害時に活用できるように整備を推進します。また、平常時から要支援者と接している民生委員・児童委員や消防団、自主防災組織、社会福祉協議会等の福祉関係者とも連携を図ります。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
避難行動要支援者登録制度登録者数	4,754名	4,850名	4,950名	5,050名	5,350名

78

### 緊急通報システム事業等

- 聴覚や言語に障害のあるかたでシステムの利用を希望される場合に、事前に登録することで、自身の携帯電話のインターネット接続機能を利用して119番通報が行える「緊急通報システムNET119」の利用を促進します。
- 緊急時にボタンを押すだけで市が委託する民間の受信センターにつながり、状況に応じて消防に通報、救急要請などを行います。また受信センターには24時間看護師等が常駐し、健康相談や生活相談に応じ、定期的に電話による安否確認なども行います。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
緊急通報システムNET 119の事業の窓口やホームページを活用した市民への普及活動の継続	69人	継続	→	→	→
緊急通報システム事業登録者数	34人	35人	36人	37人	40人

## 79 既存建築物耐震改修補助事業の推進

○戸建住宅及び共同住宅、緊急輸送道路閉塞建築物、一定規模以上の建築物について、国の補助制度を活用した既存建築物の耐震改修事業を進めます。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
補助金交付件数	<診断> 戸建：3件 共住：2件 建築：1件 <改修> 0件	<診断> 戸建：10件 共住：1件 建築：1件 <改修> 戸建：5件	<診断> 戸建：10件 共住：1件 建築：1件 <改修> 戸建：5件	<診断> 戸建：10件 共住：1件 建築：1件 <改修> 戸建：5件	<診断> 戸建：10件 共住：1件 建築：1件 <改修> 戸建：5件

## 80 防犯対策の充実

○犯罪被害を防止するため、防犯カメラの設置及び青色回転灯装備車両の配備を進めるとともに、防犯教室、防犯キャンペーンなど啓発活動の実施や町会等自主防犯組織への支援を行い、地域における防犯活動の充実を図り、警察との連携のもとで、障害者を含め誰もが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
防犯教室実施回数	60回	60回	60回	60回	60回

## 81 障害者向けの交通安全教室の実施

○障害者や高齢者の交通事故防止を図るため、市民に対し交通ルールの遵守と交通弱者に配慮したマナーの向上などの普及啓発に努めます。

○障害者向けとして、埼玉県立特別支援学校の生徒（小・中学生）に交通安全教室を実施しています。

評価指標	現状値 (R5見込み)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)	目標値 (R11)
埼玉県立特別支援学校での交通安全教室の開催回数	1回	1回	1回	1回	1回

## 第4章 重点施策

障害者がその能力や個性を最大限に發揮して、その人らしく安心して暮らすことができるよう、障害者施策推進のための主要課題を踏まえ、計画期間中、特に重点的に取り組む施策を重点施策として位置づけます。

重点施策は、障害者の置かれている状況を踏まえ、アンケート調査や意見交換会を通して得られたニーズを把握し、真に求めている重点的な施策を設け取り組みます。

他の施策と同様に、障害者を含む全ての市民と市、県をはじめとする関係機関が相互に連携・協働してともにつくり上げていきます。

1 障害者と家族の高齢化への対応

2 障害者の地域生活支援

3 障害者の雇用・就労支援

4 川口市障害のあるなしに関わらず  
共に学び成長する子ども条例に基づく取組

# 1 障害者と家族の高齢化への対応

## 【基本的な考え方】

障害者自身の高齢化とともに、介護する家族等の高齢化が進む中、アンケート調査や意見交換の場で、自身の健康や家族の高齢化への不安を訴える声が、多く寄せられました。このことは、各種福祉サービスの基盤整備が進んできた現在においても、依然として家族による支援が大きな力となっていることを物語っています。

また、自身が高齢化した場合や自宅で暮らすことができなくなった場合に、施設・グループホームに入りたいとの声も多くあがっています。その一方で「親亡き後」のみならず、家族のいるうちに将来を見据えて、障害者が自立できるための支援を始める必要性についても指摘されています。

障害者とその家族が抱えている不安を解消するため、グループホームなどの居住系サービスの充実、短期入所施設の充実を図ります。

## 【施策】

- 10 重層的支援体制整備事業の本格実施
- 14 障害に関する総合的な相談体制の充実
- 24 障害者短期入所施設の充実
- 25 共生型サービスの導入と介護事業所における障害者支援に係る人材の育成
- 27 地域生活支援拠点の充実
- 28 障害者の住まいの確保に係る支援
- 29 障害福祉サービス基盤の充実
- 30 日中サービス支援型グループホームの拡充
- 70 重度心身障害者への支援

## 2 障害者の地域生活支援

### 【基本的な考え方】

アンケート調査において、市民からは「相談体制の充実」「緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の対応の充実」「いつでも相談できる窓口」「信頼できる相談者」「身近な相談窓口」を望む声が多くあげられていました。

また、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」の課題があり、現に重度の障害がある人や医療的ケアを必要とする人等も含め、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築が必要です。

サービス提供方法の改善に引き続き取り組むとともに、必要なときに必要な支援を受けられるよう、障害者相談支援センターの周知など相談支援体制の充実を図ります。さらには、ホームヘルパーの研修への参加を促進し、サービス事業所の質の向上に努めます。

### 【施策】

- 14 障害に関する総合的な相談体制の充実
- 19 障害福祉サービス基盤の整備
- 25 共生型サービスの導入と介護事業所における障害者支援に係る人材の育成
- 26 介助者の人材育成
- 27 地域生活支援拠点の充実

### 3 障害者の雇用・就労支援

#### 【基本的な考え方】

アンケート調査によると、就労（福祉的就労を含む）している人は身体障害者が2割強、知的障害者が5割半ば、精神障害者が4割を占めていました。また、障害者の就労に必要なこととして、障害に配慮した施設・設備、事業主や職場の仲間の理解など企業における取組を求める意見が多くあげられていました。意見交換の場でも、企業や地域の障害への理解の重要性があげられていました。

働く意欲のある障害者が可能な限り一般就労し定着できるよう、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を進めるとともに、一般企業での就労が困難な障害者に対し、福祉的就労の場の充実を図ります。また、障害者就労施設等における工賃の引上げに向けた取組について、障害者や事業者の意見を取り入れながら、ニーズに見合った施策を進めていきます。

#### 【施策】

- 34 一般就労の促進
- 35 障害福祉サービス基盤の充実
- 36 就労移行支援事業所の拡充
- 37 障害者就労施設等における工賃引上げに向けた取組
- 38 障害者就労施設等への物品等の発注促進

## **4 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する 子ども条例に基づく取組**

### **【基本的な考え方】**

川口市では、障害のある子どもに対する教育及び保育における差別の解消及び合理的配慮の提供に関する基本理念並びに市及び市民の役割を明らかにすることにより、社会的障壁の除去を推進し、インクルーシブ教育及び保育<sup>24</sup>が実施できる市の実現に寄与することを目的として「川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例」を制定しました（令和5年4月施行）。

障害のある子どもが教育や保育を受ける上でのさまざまな課題を解決するためには社会が一体となり、誰ひとり取り残さないという気持ちを持たなければなりませんが、その意識が十分に醸成されているとは言い切れません。

全ての子どもが共に学び成長するためには、障害の種別や程度に応じて子ども一人ひとりに寄り添う社会の醸成に最優先で取り組む一方で、行政や市民のそれぞれの役割を明確にし、果たすべき責務を実行するための目的に特化した環境整備が必要です。

### **【施策】**

- 4 市民への障害に関する正しい理解の促進
- 13 川口市障害のあるなしに関わらず共に学び成長する子ども条例に基づく取組
- 53 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子供教室の推進
- 54 インクルーシブ保育の推進
- 55 障害児サービス基盤の充実
- 56 医療的ケア児支援の充実
- 57 重症心身障害児を受け入れる事業所の拡充
- 58 障害児（者）生活サポート事業
- 59 わかゆり学園の児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の充実
- 60 障害児を抱える保護者への支援
- 61 地域生活支援拠点の充実
- 62 重層的支援体制整備事業の本格実施

<sup>24</sup> 障害のあるなしに関わらず、全ての子どもが共に学び成長する環境において行われる教育及び保育をいう。

## 第5章 ライフステージに応じた支援

6つの基本目標の展開にあたっては、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組みます。

### 乳幼児期（おおむね妊娠・出産から5歳まで）

- 母子保健や各種乳幼児健康診査を充実するとともに、埼玉県南児童相談所、医療機関等の関係機関と連携し、障害の早期発見・早期療育体制の充実を図ります。
- 保育所や幼稚園における交流保育を進めるとともに、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための児童発達支援などの充実を図ります。
- 子育てに疲れたとき一時的に子育てを休むことができるよう、日中一時支援事業、在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業などのサービスの充実を図ります。

### 就学期（おおむね6歳から17歳まで）

- 障害児の特性や能力に応じて教育の機会を保障するとともに、特別支援教育をはじめ障害児一人ひとりの個性や障害の状況に即した教育の充実を図り、障害児の豊かな人間性と望ましい人間関係の形成、相談活動を通して障害児への援助・指導に努めます。
- 障害について専門的知識を有する指導員を確保しながら、放課後児童クラブの受入れ枠を拡充し、放課後児童の健全育成に努めます。
- 発達障害のある児童生徒の発達及び円滑な社会生活を促進するため、障害を早期に発見し、専門的な知識を有する職員による支援を行います。
- 学校における就学相談の充実を図るとともに、中学校卒業後の進路について、障害児とその保護者が安心して相談できる場の確保に努めます。
- 福祉サービスを必要とする子どもに対しては、必要なときに必要なサービスを受けられるよう、放課後等デイサービスなどのサービスの充実を図ります。
- 特別支援学校高等部等の卒業後にその人に合った進路として、働く場、訓練の場、日中活動の場が選択できるよう、保健・医療・福祉・労働の各分野の関係機関との連携を図ります。

## 成年期・壮年期（おおむね 18 歳～64 歳まで）

- 日常生活を送るために必要なライフスキル<sup>25</sup>やソーシャルスキル<sup>26</sup>の訓練ができる場を充実します。
- 障害者がその適性と能力に応じて就労することにより、自立と社会参加を促進します。また、一般企業での就労が困難な障害者のための福祉的就労の場の充実を図ります。
- 障害者が地域で生活を送れるよう、身近なところで相談支援が受けられる体制づくりを推進するとともに、各種福祉サービスの充実を図ります。
- 障害者の社会参加を促進するため、障害者が参加できるスポーツ・レクリエーション活動や文化活動、生涯学習の機会を提供し、より質の高い生活の向上に努めます。

## 高齢期（おおむね 65 歳以上）

- 障害の重度化を予防するため、リハビリテーション医療の充実を促進するとともに、健康づくりを支援します。
- 高齢障害者の社会参加を促進するため、障害者やボランティア等が参加して余暇を楽しむ機会を提供します。
- 生活機能の維持回復や機能低下の防止を図るため、身近なところで相談が受けられる体制づくりを推進します。また、生活上の介護が必要な人には、介護保険サービスや障害福祉サービスの利用を促進し、障害の特性に応じた支援に努めます。

## 生涯を通じて

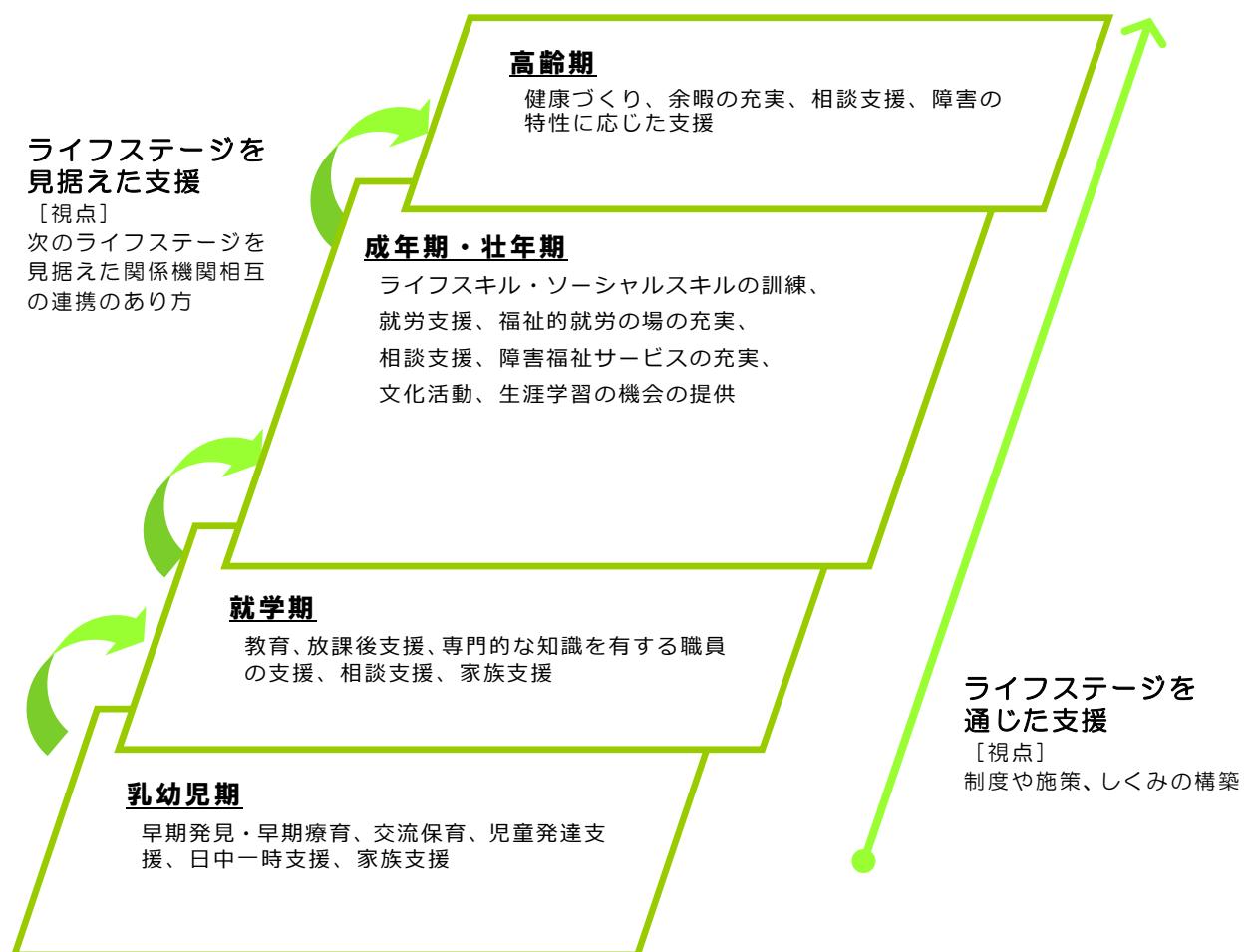
- 障害者が地域で安心して生活を送れるよう、地域におけるNPOの活動やボランティア活動を支援するとともに、地域での人と人とのつながりを大切にしながら、障害者に対して、自然に援助や支援の手がさしのべられる、心の通う福祉のまちづくりを進めます。
- 日常用具や補装具の支給、自立支援医療などの支援策を推進するとともに、短期入所事業などの介助者のための支援策を充実し、介護疲れやストレスの解消に努めます。
- 障害者の社会参加を促進するため、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関が連携して各種施策・事業を進めるとともに、障害者が地域において安心して医療サービスを受けられる環境づくりを推進します。
- グループホームの整備を推進するとともに、重度の障害があっても住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、市営住宅の整備や既存住宅改造の助成等を通して住宅のバリアフリーを促進します。

<sup>25</sup> 移動や買い物、福祉サービスの利用方法など生きていく術（すべ）のこと。

<sup>26</sup> 社会生活を送る上で人との関係を確立し、円滑な人間関係を維持するスキル。

- 誰もが一緒に使えるよう、ユニバーサルデザイン<sup>27</sup>のまちづくりを推進するとともに、移動手段の確保やコミュニケーション支援を充実し、あらゆる社会活動への参加を促進します。
- 地域の安全を守るため、関係機関が連携して支援の必要な人に配慮したきめ細かな防災・防犯対策を推進します。
- 身寄りのない重度の知的障害者及び精神障害者の判断能力が十分でない場合、不利益を被らないように、身の回りに配慮しながら本人の権利を守り、生活を支援する成年後見制度の利用を促進していきます。

### ■ライフステージに応じた支援



<sup>27</sup> 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

**第7期川口市障害者自立支援福祉計画**

**第3期川口市障害児福祉計画**



## 第6章 サービス必要量の見込み

※本章では、主に「障害者自立支援福祉計画」及び「障害児福祉計画」における障害福祉サービス等の提供体制の整備とともに、サービス必要見込量の設定と見込量確保の方策等を定めます。

### 1 令和8年度の目標値

国の第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針や県の方針を踏まえ、令和8年度末における目標値を次のとおり設定します。

また、設定した目標値の達成に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校の卒業者など、今後サービスの利用が見込まれる人を対象に、自立訓練や就労移行支援をはじめとする日中活動系サービスの利用や居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図り、地域生活において必要となるサービスを具体的に見込みます。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

##### [国の基本指針]

令和8年度末には、

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行

国の基本指針に即して、施設入所から地域生活への移行を推進するため、第7期計画では令和8年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定しました。

本市において福祉施設に入所している人は、令和4年度末現在で333人となっており、令和8年度末までに地域生活に移行する人数を入所者数の6%（20人）とし、目標を設定しました。なお、令和8年度末時点の施設入所者数（定員）については、削減目標は設定しません。

設定しない理由については、埼玉県の入所待機者数は年々増加していて、特に強度行動障害者や重度の重複障害者などによる地域生活が困難な方が多数入所待ちをしている状況であることから、埼玉県では地域移行の促進と並行して施設整備は行うことになっていることによるものです。

また、希望する地域で暮らすことができるよう、グループホームなど生活の場の確保・充実に努めるとともに、体験ができる場の確保や地域生活移行後も充実した生活を送ることができるよう、支援体制の整備・充実など、環境整備に取り組みます。

項目	目標値（令和8）	設定方針
地域生活移行者数	20人	令和4年度末時点の施設入所者数（333人）の6%
施設入所者数	一人（目標未設定）	

## （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### [国の基本指針]

令和8年度末には、

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上
- ・精神病床の1年以上長期入院患者数の減少・入院後3か月時点の退院率68.9%以上、入院後6か月時点の退院率84.5%以上、入院後1年時点の退院率91.0%以上

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。そのため、第7期計画では、埼玉県が定める目標(国の基本指針のとおり)を踏まえた取組を行っていきます。

また、実施にあたっては、地域の医療サービスの体制整備に係る「埼玉県地域保健医療計画」と連携します。

## （3）地域生活支援の充実

### [国の基本指針]

- ・令和8年度末には、地域生活支援拠点等を少なくとも1つ以上確保しつつ、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上の運用状況の検証・検討
- ・令和8年度末には、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を構築

障害の重度化や障害者の高齢化に伴う「親亡き後」を見据え、地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、支援体制の構築が求められています。また、重度の障害のある人や医療的ケアを必要とする人等への対応も必要です。本市では、国の基本指針を踏まえ、地域の社会資源を最大限に利用しながら、希望する場所で暮らし続けられるよう、地域にある複数の機能を活用する面的整備型を整備し、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり）強化を、川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議を活用して取り組んでいきます。

項目	目標値 (令和8)	設定方針
地域生活支援拠点等の確保・充実	1カ所	国の基本指針
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	年12回	川口市地域生活支援拠点等ネットワーク会議を活用して、運用状況について検証・検討します。
強度行動障害を有する者に関し、支援体制の整備	有	国の基本指針

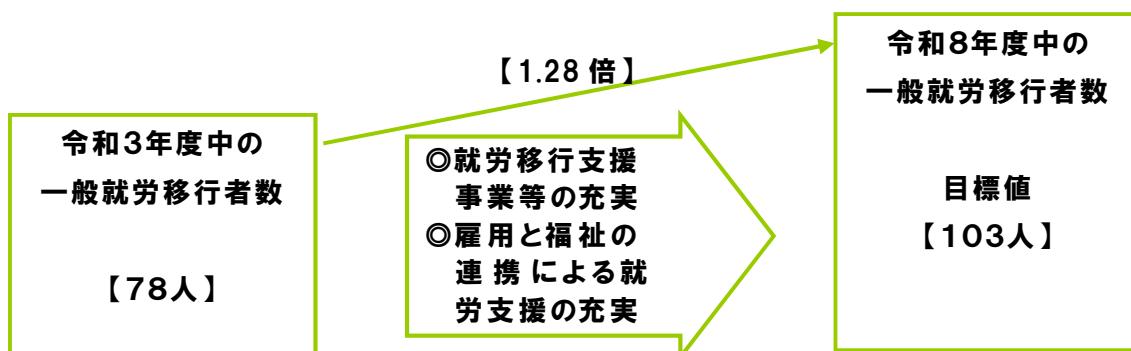
#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

##### [国の基本指針]

- ・福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた令和8年度中の一般就労移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上。具体的には令和3年度実績に対して、就労移行支援事業は1.31倍以上、就労継続支援A型事業は1.29倍以上、就労継続支援B型事業は1.28倍以上
- ・就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所を、就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を2.5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績に対して1.41倍以上

国の基本指針では、令和8年度中における福祉施設から一般就労への移行者を令和3年度実績の1.28倍、県でも同様とする方針が示されています。

本市においては、令和3年度の実績として福祉施設から一般就労へ78人が移行しており、第7期計画においては令和8年度の一般就労移行者数を令和3年度末の1.28倍である103人と設定し、公共職業安定所や福祉施設との連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の達成をめざします。その他の項目についても、同様に国の基本指針に基づき設定します。



項目	目標値 (令和8)	設定方針
一般就労への移行者数	103人	令和3年度実績（78人）の1.28倍
就労移行支援事業	79人	令和3年度実績（60人）の1.31倍
就労継続支援A型	8人	令和3年度実績（6人）の1.29倍
就労継続支援B型	16人	令和3年度実績（12人）の1.28倍
就労移行支援事業終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所の割合	5割	国の基本指針
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	2.5割	国の基本指針
就労定着支援事業の利用者数	75	令和3年度実績（53人）の1.41倍

## （5）障害児支援の提供体制の整備等

### [国の基本指針]

- ・重層的な地域支援体制の構築を目指し、児童発達支援センターを1カ所以上設置
- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上設置
- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、コーディネーターの配置

国の基本指針では、障害児への重層的な支援体制の構築や医療的ケアが必要な重症心身障害児への対応が求められています。

本市では、障害児支援の提供体制の確保等に努めています。

項目	目標値 (令和8)	設定方針
児童発達支援センターの設置	3カ所	国の基本指針
保育所等訪問支援事業所の設置	5カ所	国の基本指針
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	2カ所	国の基本指針
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場	1カ所	国の基本指針
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	12人	国の基本指針

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### [国の基本指針]

- ・令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置
- ・地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施と協議会の体制確保

国の基本指針では、総合的な相談支援体制を充実・強化するため、地域の相談支援を担う機関相談支援センターの設置と地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保、協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善などが示されています。

項目	目標値 (令和8)	設定方針
基幹相談支援センターの設置	設置	国の基本指針
協議会における事例検討の実施	実施	国の基本指針

## (7) 障害福祉サービス等の質向上させるための取組に係る体制の構築

### [国の基本指針]

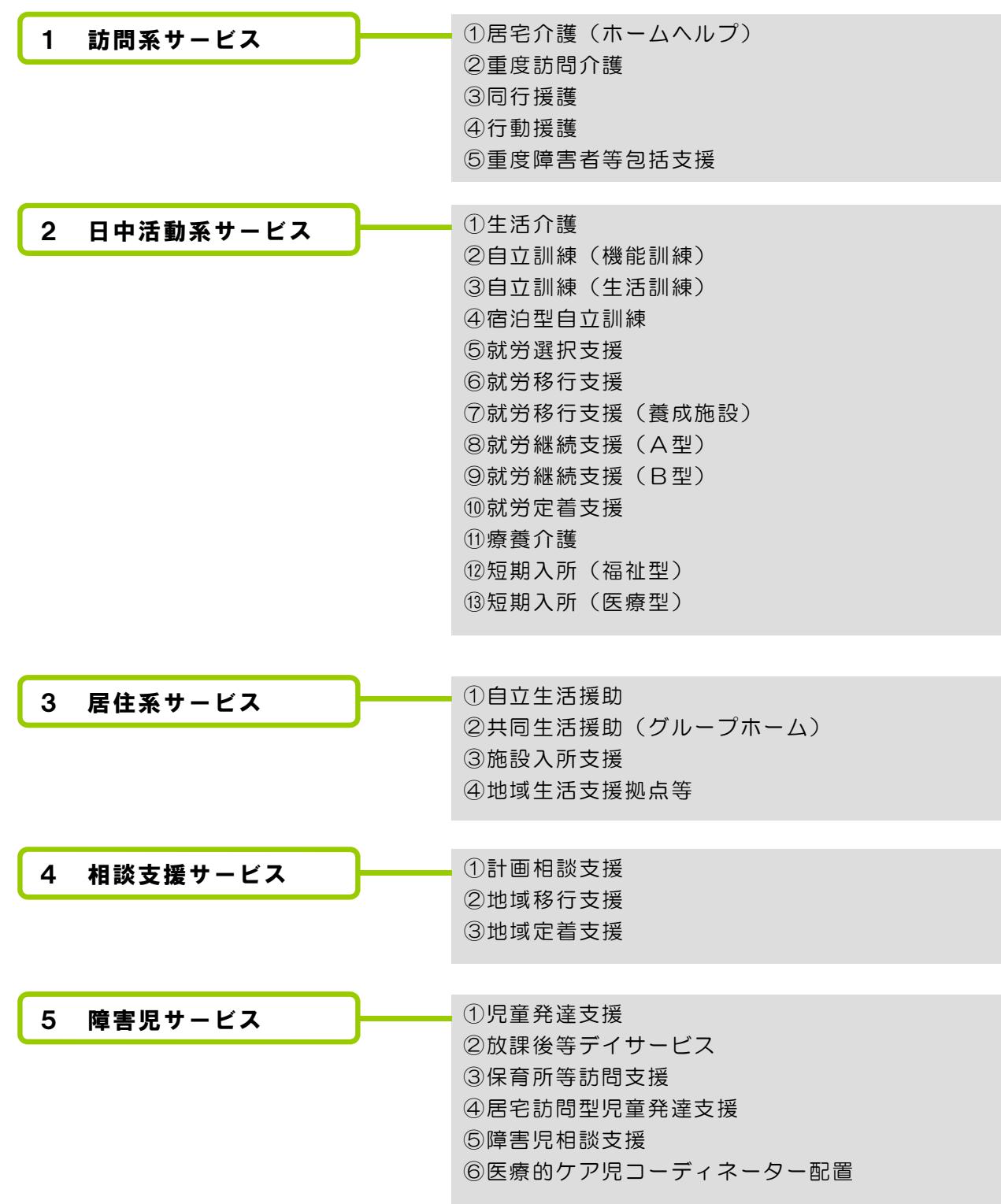
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

国の基本指針では、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等が提供できているのか検証していくこととしております。また、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することとしています。

## 2 目標達成のためのサービス体系

令和8年度までの目標値を達成するためのサービス体系は、次のとおりです。

### (1) 国が定める基準で実施するサービス



## 6 発達障害者等への支援

- ①ペアレントヘルプ<sup>28</sup>の支援プログラム等
- ②ペアレントメンター<sup>29</sup>
- ③ピアサポート<sup>30</sup>

## 7 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム

- ①協議の場の設置
- ②各種障害福祉サービスの利用

## 8 相談支援体制の 充実・強化等

- ①総合的・専門的な相談支援
- ②基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化
- ③協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

## 9 障害福祉サービス等の 質の向上

- ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ②障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の活用
- ③事業所等に対する指導監査の適切な実施

## (2) 市が行なうことが定められているサービス（地域生活支援事業）

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター
- ⑪専門性の高い意思疎通支援事業
- ⑫広域的な支援事業
- ⑬その他の事業（任意）
  - ・日常生活支援
  - ・社会参加支援

<sup>28</sup> 親など保護者のこと。

<sup>29</sup> 発達障害の子どもを育てた保護者が、相談支援に関する一定のトレーニングを受け、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などにグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。

<sup>30</sup> 同じような障害（立場や境遇、経験など）を抱えた人同士の支え合いを指す。

### 3 サービス必要量の見込みと確保方策

#### (1) 国が定める基準で実施するサービス

国の基本指針や県の方針を踏まえ、令和6年度から令和8年度の見込量を算出します。

なお、本計画で位置づける「サービスの見込量」は、計画期間内での「目安」となる指標です。そのため、仮に計画期間中にサービスの利用が伸びて実績値が見込量を超えた場合でも、サービスの利用や事業者の新規開設等を制限することはありません。

##### 1 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者数の増加と障害者の高齢化、重度化を背景に利用者数が増加しています。なお、重度障害者等包括支援については現在利用がない状況です。

###### 【訪問系サービスの確保方策】

障害者が適切なサービスが受けられるよう、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、きめ細かな介護者への支援と質の高いサービスの提供に取り組みます。

また、相談支援事業所やヘルパー事業所の連携を強化するとともに、サービス更新時のアセスメントの実施など、適切なサービス利用の調整について取り組みます。

###### ①居宅介護（ホームヘルプ）

在宅で介護を必要とする人にホームヘルパーを派遣し、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	12,348	13,166	13,511	14,136	14,789	15,473
	人数	648	673	690	712	735	758

(注) 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4~7月の平均値。

###### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障害者及び精神障害者で常時介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	時間	7,845	9,168	9,423	10,349	11,365	12,482
	人数	20	24	24	26	29	32

(注) 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4~7月の平均値。

### ③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を見るとともに、移動の援護などを行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間	1,350	1,811	2,175	2,183	2,405	2,627
	人数	90	98	108	118	130	142

(注) 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4~7月の平均値。

### ④行動援護

知的障害又は精神障害により自己判断による行動が困難で、常時介護を必要とする人に、外出時の移動の支援や、行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護などを行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間	2,243	2,502	2,881	3,266	3,701	4,195
	人数	90	88	103	111	119	128

(注) 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4~7月の平均値。

### ⑤重度障害者等包括支援

重度の障害により介護を必要とする人に、サービス等利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0

## 2 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、令和3年度、令和4年度をみると、生活介護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、短期入所（福祉型、医療型）など多くのサービスで増加傾向となっています。なお、就労移行支援（養成施設）については、現在利用がない状況です。

### 【日中活動系サービスの確保方策】

障害者の日中活動の場として生活介護や自立訓練といった、事業種別に応じた機能充実を図るとともに、必要な施設整備に努めます。また、高齢者施策との連携を図り、高齢化の課題について検討を進めます。

#### ①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、食事、排せつ等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日分	16,979	17,171	18,048	18,611	19,191	19,790
	人数	898	904	940	962	984	1,007
うち重度障害者	人数	152	181	201	206	210	215

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4～7月の平均値。

2 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}。

#### ②自立訓練（機能訓練）

障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な機能訓練を行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日分	118	101	95	85	77	69
	人数	10	8	8	7	6	6

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4～7月の平均値。

2 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}。

### ③自立訓練（生活訓練）

障害者が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人日分	304	438	641	931	1,352	1,963
	人数	19	28	42	62	93	138

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4～7月の平均値。

2 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}。

### ④宿泊型自立訓練

障害者に、居室等の設備を利用した、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談、助言等の必要な支援を行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
宿泊型自立訓練	人日分	56	53	75	89	105	123
	人数	2	2	3	4	5	6

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4～7月の平均値。

2 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}。

### ⑤就労選択支援

障害者本人の希望や、就労能力、適性等に合ったより良い就労先・働き方の選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用した支援を行います。

令和7年10月から開始されるサービスです。令和7年度と令和8年度の見込量は、就労移行支援または就労継続支援の利用人数を勘案し、見込量を算出しました。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人数	-	-	-	-	93	186

## ⑥就労移行支援

一般企業への就労を希望する障害者に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日分	2,802	3,032	3,385	3,721	4,090	4,496
	人数	158	173	189	207	226	247

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4~7月の平均値。

2 人日分は、延利用日数{ (月間の利用人数) × (1人1ヶ月当たりの平均利用日数) }。

## ⑦就労移行支援（養成施設）

視覚障害者に対し、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の国家資格を取得することを目的にサービスを提供します。

令和4年度以降は利用実績がなく、また、サービス利用対象者が限定的であることから下記のとおり見込み量を算出しました。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援 (養成施設)	人日分	28	0	0	0	0	0
	人数	2	0	0	0	0	0

(注) 1 令和3年度の実績値は各年10月利用分。

2 人日分は、延利用日数{ (月間の利用人数) × (1人1ヶ月当たりの平均利用日数) }。

## ⑧就労継続支援（A型）

一般企業への就労が困難な障害者に働く場を提供するとともに、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (A型)	人日分	3,289	3,635	4,125	4,620	5,174	5,795
	人数	172	193	221	251	284	322

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4~7月の平均値。

2 人日分は、延利用日数{ (月間の利用人数) × (1人1ヶ月当たりの平均利用日数) }。

## ⑨就労継続支援（B型）

A型と同じ趣旨で支援を行いますが、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労に向けた支援が提供されます。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	人日分	12,447	12,981	13,659	14,309	14,989	15,702
	人数	781	813	833	860	889	918

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4～7月の平均値。  
2 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}。

## ⑩就労定着支援

一般就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを提供します。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人数	53	59	65	72	80	88

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4～7月の平均値。

## ⑪療養介護

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の世話を行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人日分	1,458	1,422	1,455	1,454	1,453	1,452
	人数	48	47	48	48	48	48

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4～7月の平均値。  
2 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}。

## ⑫短期入所（ショートステイ）：福祉型

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

令和6年度から令和8年度の見込量は、令和3年度から令和5年度の利用実績からの伸び率に基づき、見込み量を算出しました。あわせて、利用者や家族等の負担を軽減するため、（仮称）第2しらゆりの家の整備に努めるなどの量的確保を図ります。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (福祉型)	人日分	871	973	973	993	1,039	1,199
	人数	118	144	144	160	177	216
うち重度障害者	人数	25	43	41	46	51	56

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4～7月の平均値。

2 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}。

## ⑬短期入所（ショートステイ）：医療型

自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事のほか、必要な医療的ケアや介護などを行います。

令和6年度から令和8年度の見込量は、令和3年度から令和5年度の利用実績からの伸び率に基づき、見込み量を算出しました。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所 (医療型)	人日分	25	38	57	86	130	196
	人数	5	8	11	16	24	36
うち重度障害者	人数	5	6	8	10	10	10

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4～7月の平均値。

2 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}。

### 3 居住系サービス

居住系サービスでは、令和3年度、令和4年度をみると、共同生活援助（グループホーム）の利用が増加しています。なお、自立生活援助については、現在利用がない状況です。

#### 【居住系サービスの確保方策】

障害者の地域における生活の場となるグループホーム等を整備する事業者に対し、整備費等の支援を行います。また、入所施設への待機者もグループホーム等の利用が促進できるよう、整備状況や待機者情報の発信に引き続き取り組みます。

#### ①自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者に対して、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うことのほか、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数	0	0	0	0	0	0

#### ②共同生活援助（グループホーム）

障害者に対し、夜間や休日に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。共同生活援助には、必要な介護サービスをグループホーム職員が提供する「介護サービス包括型」、外部の事業者が提供する「外部サービス利用型」があります。また障害の重度化や障害者の高齢化に対応できるよう常時の支援体制を確保した「日中サービス支援型」があります。

令和6年度から令和8年度の見込量は、令和3年度から令和5年度のサービスの利用状況と、入所待機者のうちグループホームへ入居可能な障害者を勘案し、見込量を算出しました。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人数	411	461	512	581	648	722
うち重度障害者	人数	27	40	38	42	47	53

(注) 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4~7月の平均値。

### ③施設入所支援

在宅の生活が困難な障害者に対し、施設において夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人数	332	333	332	332	332

(注) 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4~7月の平均値。

### ④地域生活支援拠点等

障害の重度化や障害者の高齢化に伴う「親亡き後」を見据え、また、現に重度の障害がある人や医療的ケアを必要とする人等も含め、地域で障害者やその家族が安心して生活ができるよう、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受け入れ、対応、専門性、地域の体制づくり）強化を図ります。

サービス種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等						
設置数	力所	1	1	1	1	1
コーディネーター配置数	人数	0	0	0	3	3
機能の検証および検討の実施回数	回数	8	12	12	12	12

## 4 相談支援サービス

計画相談支援の利用人数は障害福祉サービスの利用者数の増加に伴い、増加していますが、地域移行支援と地域定着支援の利用は少なくなっています。

### 【相談支援サービスの確保方策】

相談支援事業所連絡会や市内障害者施設団体連絡協議会との連携を強化し、相談支援体制の拡充を図ります。また、関係機関や団体との情報交換会や事例検討会を開催し、アウトリーチによる積極的な支援が実践できるよう、支援者の資質向上に努めています。

#### ①計画相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障害者を対象に、支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画案の作成やサービス事業者との連絡調整、モニタリング<sup>31</sup>を行うものです。

サービス種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人数	1,982	2,055	2,088	2,143	2,200
						2,258

(注) 令和3、4年度の実績値は各年10月時点での支給決定者数。令和5年度は4~7月の平均値。

#### ②地域移行支援

施設入所者や退院可能な精神障害者が地域生活へ移行するにあたって、地域生活の準備等の支援を行うとともに、その後の生活の安定や定着につながるよう関係機関への支援を働きかけます。

サービス種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人数	1	2	1	1	2
						2

(注) 令和3、4年度の実績値は各年10月時点での支給決定者数。令和5年度は4~7月の平均値。

<sup>31</sup> 社会福祉援助の実践の過程で、その実行状況を観察し点検すること。援助実践の内容や効果、課題の達成はできているか、利用者は満足しているなどを定期的に吟味し見直しをする。

### ③地域定着支援

単身の人や家庭の状況などにより支援を受けられない人が、安定した地域生活を定着させるための相談支援を行います。

サービス種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	0	1	2	4	8	16

(注) 令和3、4年度の実績値は各年10月時点での支給決定者数。令和5年度は4~7月の平均値。

## 5 障害児サービス

障害児サービスでは、令和3年度及び令和4年度は、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援が、大きく増加傾向となっています。なお、居宅訪問型児童発達支援については、現在利用がない状況です。

### 【障害児サービスの確保方策】

児童福祉法に基づき、障害児が安心して地域で生活していくために必要なサービスを関係機関と連携しながら提供します。

また、障害児サービスの周知を引き続き図るとともに、事業所の確保に取り組みます。

#### ①児童発達支援

障害のある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。

なお、障害のある児童が医療に対応できる施設に通所することで、訓練と合わせて治療を行う医療型児童発達支援は、令和6年度より児童発達支援に統合されます。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	6,356	6,999	7,125	7,576	8,025	8,503
	人数	636	736	740	804	869	940
医療型児童発達 支援	人日分	24	22	25	—	—	—
	人数	4	4	4	—	—	—

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4~7月の平均値。

2 人日分は、延利用日数{ (月間の利用人数) × (1人1ヶ月当たりの平均利用日数) }。

#### ②放課後等デイサービス

通学中の障害のある児童を対象に、放課後や夏休み等について、生活能力向上のための訓練等を行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイ サービス	人日分	13,181	15,098	16,538	18,529	20,760	23,260
	人数	1,097	1,253	1,355	1,506	1,675	1,862

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4~7月の平均値。

2 人日分は、延利用日数{ (月間の利用人数) × (1人1ヶ月当たりの平均利用日数) }。

### ③保育所等訪問支援

専門の児童指導員や保育士が、保育所などを訪問することで、障害のある児童や施設職員に対して、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問 支援	人日分	55	77	86	108	136	171
	人数	38	55	57	71	88	109

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月利用分。令和5年度は4～7月の平均値。  
2 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}。

### ④居宅訪問型児童発達支援

障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与等の支援を行います。

令和6年度から令和8年度の見込量は、令和6年度において児童発達支援センターの機能強化を検討し、事業が実施可能となった場合、令和7年度から対象者1人の週1回利用を想定し、見込量を算出しました。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童 発達支援	人日分	0	0	0	0	4	4
	人数	0	0	0	0	1	1

(注) 1 人日分は、延利用日数{（月間の利用人数）×（1人1ヶ月当たりの平均利用日数）}。

### ⑤障害児相談支援

障害のある児童が障害福祉サービスを利用する前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行います。

令和6年度から令和8年度の見込量は、障害児相談支援事業所が2事業所減となったことによる相談支援実績の減と、令和6年度から令和8年度の放課後等デイサービスの見込み量を勘案し、見込量を算出しました。

サービス種別		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人数	628	615	579	644	716	796

(注) 1 令和3、4年度の実績値は各年10月時点の支給決定者数。令和5年度は4～7月の平均値。

## ⑥医療的ケア児コーディネーター配置

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための協議の場を設けるなかで、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

サービス種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人数	3	3	4	5	5
医療的ケア児 コーディネー ター配置						

## 6 発達障害者等への支援

発達障害児やその保護者等への支援になります。

### 【発達障害者等への支援の確保方策】

児童の発達の特性による行動等に困っていて、子育てを難しいと感じている保護者を対象として、よりよい親子関係の構築を目標に、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどを実施します。

ペアレントメンター、発達障害者のピアサポート活動についても、養成方法並びに、活動内容等について検討を進めて参ります。

#### ①ペアレントへの支援プログラム等

発達障害児の保護者等が、発達障害の行動特性を理解し、必要な知識や方法を学び、子育てへの適切な対応ができるようになるとともに、子育ての仲間づくりの場として、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどを実施します。

種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントへの支援 プログラム等						
受講者	人数	22	23	35	36	36
実施者	人数	11	11	13	13	13

#### ②ペアレントメンター

発達障害児を育てた経験を持つ保護者が、その経験を活かし、同じ悩みを抱える保護者への支援を行えるよう、埼玉県から業務委託されている埼玉県自閉症協会が実施する養成研修や交流相談会、派遣事業について、市がホームページへの掲載と窓口でのチラシの配布により、周知を行います。

種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントメンタ ー養成研修修了者 (市内在住)	人数	0	2	4	4	4

### ③ピアサポート活動

発達障害に関する情報交換等を通じて、互いに支え合うため、発達障害を抱える本人同士や発達障害児を持つ保護者同士が集まる場を設けます。

種別	人数	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ピアサポート活動 への参加者	人數	0	102	108	105	105	105

## 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

### 【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの確保方策】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議を実施し、精神障害のある人の地域移行、地域定着に向けて取り組んでいきます。

#### ①協議の場の設置

川口市保健所を含めた、保健・医療・福祉関係者による協議の場（川口市精神保健連絡協議会）を活用して、連携体制を構築し、地域課題の把握と共有、課題解決に向けた方針等を検討・実施します。

種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場の設置						
協議の場の開催	回数	2	2	2	2	2
協議の場への参加	人数	10	10	10	10	10
目標設定及び評価の実施回数	回数	2	2	2	2	2

#### ②各種障害福祉サービスの利用

精神障害者の地域での生活を支えるため、各障害福祉サービスを提供します。

種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種障害福祉サービスの利用						
地域移行支援	人数	1	3	0	1	1
地域定着支援	人数	0	1	1	1	1
共同生活援助	人数	155	190	170	180	191
自立生活援助	人数	0	0	0	1	1
自立訓練（生活訓練）	人数	-	-	33	33	33

（注）1 見込み量を算出していない実績値は「-」。

## 8 相談支援体制の充実・強化等

障害の程度に関わらず、障害者が地域で自立した日常生活を送ることができるよう、障害福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応することができる相談支援体制の構築を進めます。

### 【相談支援体制の充実・強化等の確保方策】

相談支援事業所連絡会や地域を分割しての地区会などを通じて、制度の周知や個別の支援に関するケース検討会議を開催し、支援者のスキル向上に努めるとともに、相談支援体制の充実・強化を図ります。

#### ①総合的・専門的な相談支援（基幹相談支援センターの設置）

サービス利用者の生活状況を定期的に把握・確認し、必要に応じたサービス提供を行うため、総合的・専門的な相談支援を実施します。

種別	設置数	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置数		10	10	10	10	10	10

#### ②基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化

基幹相談支援センター及び保健所において、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言を行います。また、地域の相談支援事業所を対象にした研修等を行います。

川口市自立支援協議会における個別・地域課題への検討を通じて、地域の相談機関とのネットワークを形成し、連携強化を図ります。

種別	件数	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化							
指導・助言	件数	156	156	156	270	270	270
人材育成の支援件数	件数	1	1	1	1	1	1
連携強化の取組回数	回数	12	12	12	12	12	12
個別事例の検討回数	回数	427	451	470	490	510	530
主任相談支援専門員の配置数	配置数	3	3	5	10	10	10

### ③協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

基幹相談支援センターを中心とした協議会において、地域の障害者の個別事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者の支援体制の整備につなげていくため、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、その体制を確保します。

種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善						
事例検討実施回数	回数	0	0	0	4	4
参加事業者・機関数	事業者数	22	22	22	22	22
専門部会の配置数	配置数	4	4	4	4	4
専門部会の実施回数	回数	12	12	12	12	12

## 9 障害福祉サービス等の質の向上

質の高い専門的な障害福祉サービス等の提供を図るため、事業者や職員の資質向上を図る取組を実施します。

### 【障害福祉サービス等の質の向上の確保方策】

市職員が、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に参加することで、障害福祉サービス等の利用状況の把握や、障害者等が真に必要とするサービスの把握に努めます。

また、適正な運営を行う事業所の確保を行うための体制の構築の検討に取組ます。

#### ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

埼玉県が実施する障害者福祉サービス等に係る各種研修会に参加します。

種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
各種研修への参加	人数	14	29	29	29	29

#### ②障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の活用

障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果を分析し、その結果をもとに事業者への適切な指導を行います。

種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
審査結果を共有する体制	有無	無	無	有	有	有
	回数	一	一	1	1	1

#### ③事業所等に対する指導監査の適切な実施

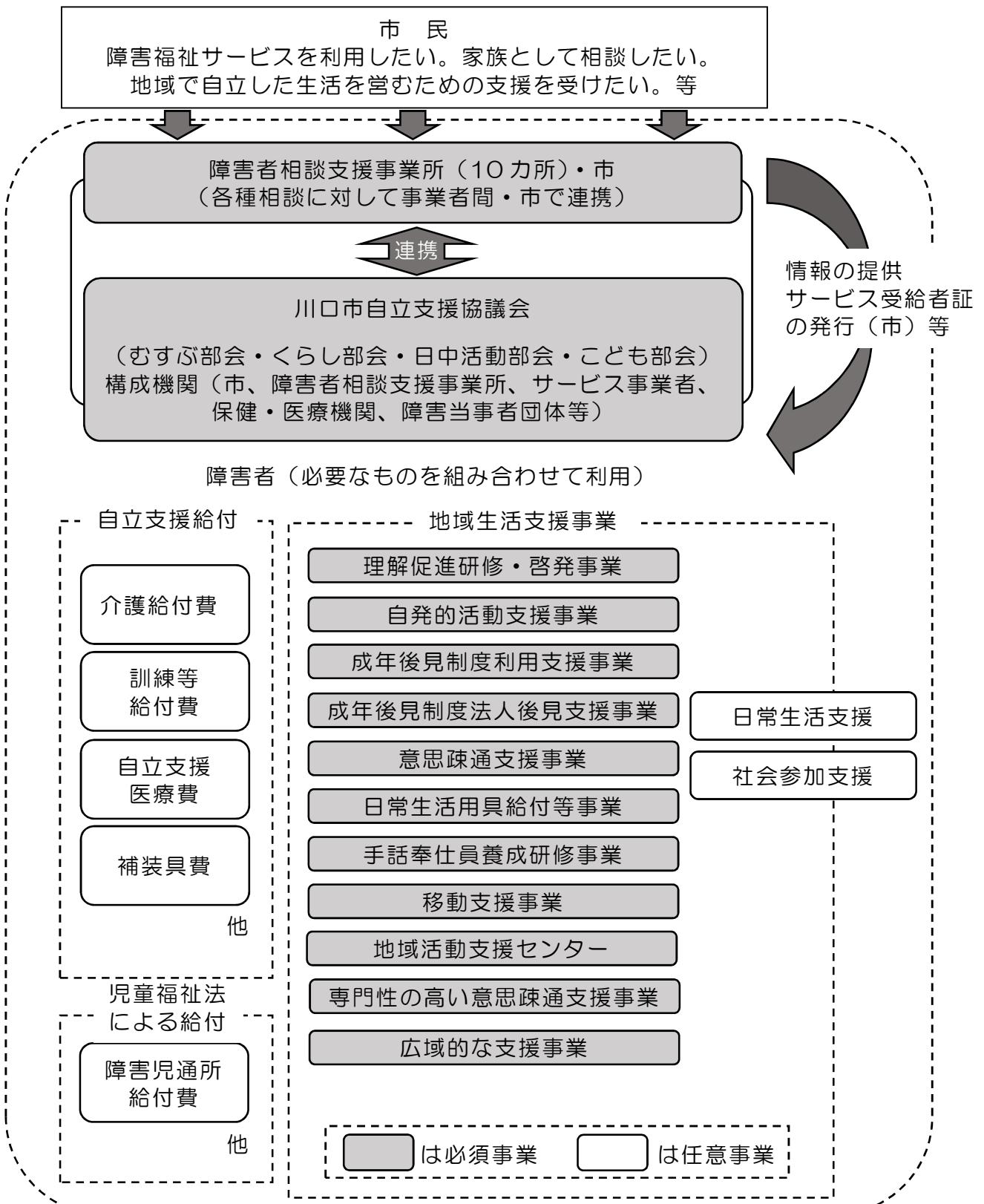
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適切に行います。

種別	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指導監査の実施結果を共有する体制	回数	157	192	192	192	192
	有無	無	無	有	有	有
	回数	-	-	1	1	1

## (2) 市が行なうことが定められているサービス（地域生活支援事業）

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

相談支援事業を中心とする地域生活支援事業の提供体制



## 【地域生活支援事業の確保方策】

本市の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援事業に関するサービス提供体制や、全ての障害に対応した、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。

障害者の理解促進、啓発や、自発的活動に対する支援だけでなく、相談支援体制、成年後見制度、意思疎通支援や移動支援等、市民生活を支える地域生活支援事業にきめ細やかに取り組んでいきます。

### ①理解促進研修・啓発事業

障害者の「社会的障壁（バリア）」を解消するため、地域の住民を対象に、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。

	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	継続	継続	継続	継続	継続	継続

### ②自発的活動支援事業

障害者やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う各種の活動を支援します。

	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	継続	継続	継続	継続	継続	継続

### ③相談支援事業

障害者が自立した生活を送れるよう、障害者の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。また、虐待の防止や早期発見のため、関係機関との連絡調整など、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行うなど、10カ所の障害者相談支援センターを中心に、関係事業所と連携しながら総合的・継続的に支援します。

各地区にそれぞれ1カ所の相談支援事業所を設置し、カ所数については維持することとしました。

		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業							
障害者相談支援事業	(実施力所数)	10	10	10	10	10	10
基幹相談支援センター	(実施力所数)	10	10	10	10	10	10
基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施力所数)	10	10	10	10	10	10
住宅入居等支援事業	(実施力所数)	1	1	1	1	1	1

#### ④成年後見制度利用支援事業

重度の知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用する場合、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	(延利用者数)	13	12	13	14	15	16

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備することで、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

#### ⑥意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者に対し、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業及び手話通訳者を設置する事業を推進します。

		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	(延利用者数)	1,504	1,403	1,500	1,500	1,500	1,500
要約筆記者派遣事業	(実利用者数)	31	37	37	41	45	49
手話通訳者設置事業	(実設置者数)	1	1	1	1	1	1

## ⑦日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、在宅中の重度障害者に対し、介護・訓練支援用具（特殊寝台、特殊マット、体位変換器等）、排せつ管理支援用具（ストマ装具等）等を給付又は貸与します。

	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業						
介護・訓練支援用具	(給付件数)	15	15	15	15	15
自立生活支援用具	(給付件数)	55	49	49	46	44
在宅療養等支援用具	(給付件数)	77	79	79	80	81
情報・意思疎通支援用具	(給付件数)	65	62	62	61	59
排泄管理支援用具	(給付件数)	12,110	11,952	11,952	11,874	11,797
居宅活動動作補助用具(住宅改修費)	(給付件数)	6	6	6	6	6

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るために、手話でできる市民の養成を行います。

	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人数	8	10	10	10	10

## ⑨移動支援事業

単独での移動が困難な障害者に外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。また、生活圏の拡大を図るため、車いすに乗ったまま乗車できるリフト付自動車の貸出を行います。

		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	(実利用者数)	372	400	400	415	431	447
	(延利用時間数)	35,573	39,025	39,025	40,918	42,904	44,986

## ⑩地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会提供及び社会との交流を促進し、地域生活を支援するため、各地域に1カ所ずつ設置するとともに、活動内容を充実し、きめ細かい支援を行います。

		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	(実施力所数)	11	11	11	11	11	11
	(延利用者数)	18,715	19,961	19,961	20,625	21,312	22,022

## ⑪専門性の高い意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成・派遣し、聴覚、言語又は音声等による意思疎通に支障がある障害者の自立した生活と社会参加を支援します。

	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
専門性の高い意思疎通支援事業						
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	2	0	1	2	2
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	1,535	1,440	1,537	1,541	1,545
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	1	1	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	29	61	61	61	61
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	2	1	1	1	1
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	利用件数	0	0	0	0	0

## ⑫地域生活支援広域調整会議等事業（広域的な支援事業）

多職種によるアウトリーチ支援など、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める施策の評価・検証を行います。

	第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援広域調整会議等事業	開催数	2	2	2	2	2

### ⑬その他の事業（任意）：日常生活支援、社会参加支援

障害者を介護している家族の一時的な休息を目的とし、障害者の日中における活動の場を提供することにより、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等必要な支援を行います。

市の情報を伝えるため、視覚障害者に対し、市の広報紙の点字訳・録音版を配布します。

障害者の就労や社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許取得費及び自動車改造費を助成します。

		第6期障害者・第2期障害児 実績値			第7期障害者・第3期障害児 見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
その他事業（任意）							
日常生活支援							
	日中一時支援	(実施力所数)	35	36	36	37	37
		(実利用者数)	137	171	193	218	246
社会参加支援							
	広報紙点訳・録音	実施の有無	有	有	有	有	有
	自動車運転免許・改造助成	実施の有無	有	有	有	有	有

## 共通・計画の推進体制



## 第7章 計画の推進のために

### 1 各主体の役割

計画を推進するにあたっては、障害及び障害者についての理解や社会的関心を高めるとともに、行政、市民、学校、関係団体、福祉サービス事業者、企業などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

#### (1) 行政

市は、市民の総合的な福祉の向上をめざして、広範にわたる障害者施策を総合的に推進します。

そのためには、各主体の役割を踏まえ、地域における支えあい活動の条件整備に努め、行財政の効率的運営と執行体制を整備するとともに、障害者やその家族等のニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが必要です。

施策の展開にあたっては、障害者やその家族の視点に立った施策を展開します。また、政策の形成過程も含めて、障害者のまちづくりへの参加機会を拡充するとともに、必要な情報を提供し、市民の参加と協働に支えられた行政運営に努めます。

#### (2) 市民

ノーマライゼーションの理念を社会に定着させるためには、市民一人ひとりが障害及び障害者に対して充分に理解を深め、心のバリアフリーを達成する必要があります。

その上で、誰もが参加できる行事や地域活動の機会を確保するとともに、地域住民が互いに助けあう共助のしくみを整えるなど、障害者とその家族を地域の中で支援する取組が重要です。

また、障害者自身の自立意識の向上も重要です。障害者が積極的に社会で活動する意欲を持ち、地域住民とともに問題を解決する努力も必要です。

#### (3) 学校

障害への理解と認識を深め、思いやりのある豊かな心の育成を図るために、障害児理解教育、福祉教育、交流及び共同学習を推進し、ノーマライゼーション教育の充実に努める必要があります。

また、発達に配慮を要する児童生徒や障害のある児童生徒に対しては、一人ひとりの障害特性に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に發揮できる適切な教育を推進し、将来の社会参加と自立をめざしていくことが必要です。

#### **(4) 関係団体**

障害者関係団体に対しては、障害者とその家族の福祉の向上をめざし、自立した自主的な運営と障害者が孤立することなく社会参加できるように努めるとともに、活動に対する地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行うことが求められています。また、より多くの障害者関係団体が連携し、団体間で交流する活動に取り組むことが期待されます。

社会福祉協議会に対しては、市民の福祉意識の啓発やボランティアの育成・支援を行うとともに、障害者の権利擁護体制を充実し、障害者の自立と社会参加を支援することが求められています。また、地区社会福祉協議会や地域における福祉関係者、関係機関、関係団体と連携し、今後の地域福祉推進の中心的な役割を果たすことも期待されます。

#### **(5) 福祉サービス事業者**

障害福祉サービスを提供する社会福祉法人などの事業者に対しては、利用者のニーズに応じたきめ細かなサービスを引き続き提供するとともに、利用者本位の理念に基づき、サービスの質をさらに高める取組が必要です。

また、行政、社会福祉協議会などの関係機関とともに事業者相互の連携を強化し、各機能の相乗効果により地域全体の福祉環境を充実することも必要です。

#### **(6) 企業等**

障害者の経済的な自立と安定した生活を実現するためには、障害者の雇用をより一層促進するとともに、障害者の適性や能力に応じていきいきと働き続けられる職場環境づくりが求められています。

そのためには、市内に立地する企業等が地域社会の構成員であるとの認識を持ち、地域に貢献するという観点に立って、障害者の雇用のみならず、バリアフリーの推進などに取り組むことが、今後の大きな役割の一つとして期待されています。

## 2 計画を円滑に推進するための取組

計画を円滑に、また効果的に推進していくために、以下のような取組を推進します。

### (1) 市民との協働体制の構築

計画に基づく施策の推進にあたっては、市民からの意見を積極的に取り入れ、ニーズへの対応を図ります。

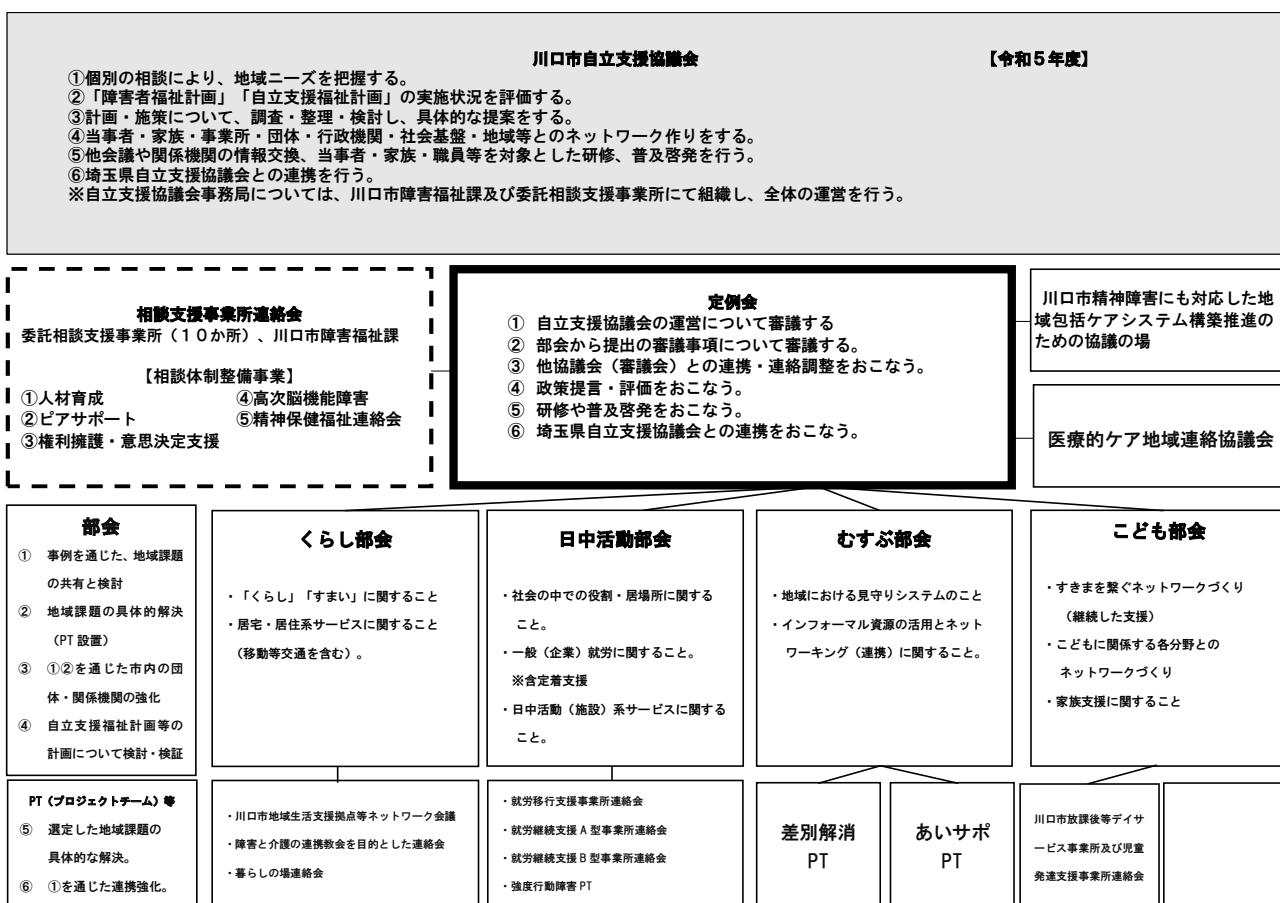
#### ◆広聴活動の充実

障害者福祉施策に関する市民意識を把握するため、障害の有無を問わず市民から意見を聴取します。

#### ◆自立支援協議会による支援

障害者の個々のニーズに応じた適切な援助を行うために、10カ所の相談支援事業所を中心に、市、教育、労働、医療、保健、福祉などの幅広い分野のメンバーで構成される「川口市自立支援協議会」において、関係機関が連携し総合的かつ継続的に支援を行います。

#### ■川口市自立支援協議会



## (2) 連携体制の強化

庁内における関係部署が一体となって計画の推進にあたれるよう、庁内の連携を強化するとともに、密接な連絡調整を行います。

また、障害者に配慮した行政サービスを提供するため、職員一人ひとりが障害及び障害者に対する理解を深め、意識の醸成を図ります。

さらには、本計画を達成するため、国や県に対し財政上の措置・支援を要請するとともに、近隣市との協力のもとに施策を推進します。

### ◆保健・福祉施策の連携強化

障害福祉課と保健・福祉関係部署の連携を強化し、乳幼児から高齢者までライフステージに応じた障害者支援の一層の充実を図ります。

また、障害者福祉施策の充実を図るため、職員研修等を通じて幅広い知識を習得し、職員一人ひとりの資質の向上に努めます。

### ◆国・県・他市町村における福祉施策の情報把握

国や県の動向を的確に把握し、本市の施策推進に活かしていきます。また先進的な取組を行っている自治体や団体についても、事業等の情報の収集に努めます。

### ◆国・県による支援策の検討と働きかけ

国や県に対し、障害者施策に関する制度の改善や財政措置の充実・強化を働きかけます。

### ◆障害保健福祉圏域<sup>32</sup>における近隣市との連携

広域的に対応すべき施策に対しては、近隣都市と連携を図り、効率的かつ効果的に事業を実施します。

---

<sup>32</sup> 埼玉県では、交通事情、地域の繋がり、東京都心からの距離及び生活圏などを考慮して、福祉、保健、医療の連携を図る観点から、市町村より広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」を設定している。川口市は蕨市、戸田市とともに南部圏域に属している。

資料編



# 1 障害者の現状

## (1) 障害者数

令和5年3月31日現在、本市における障害者手帳所持者数は27,429人であり、このうち、身体障害<sup>33</sup>者が17,443人（障害者数の63.6%）、知的障害<sup>34</sup>者が4,271人（同15.6%）、精神障害<sup>35</sup>者が5,715人（同20.8%）となっています。

令和4年度と平成30年度を比較すると、いずれの障害者数も増加していますが、特に精神障害者の増加が顕著です。また、令和4年度の本市の人口に占める障害者数の割合は4.53%であり、障害者数はこの5年間に8.0%増加しています。

なお、令和5年3月31日現在の障害者自立支援医療（精神通院）受給者数は10,475人と、この5年間に22.5%増加しています。

### ■人口及び障害者数の推移

（単位：人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増加率
人口	601,055	604,675	608,390	607,750	605,067	0.7%
身体障害者	17,375	17,702	17,787	17,883	17,443	0.4%
知的障害者	3,787	3,931	3,985	4,096	4,271	12.8%
精神障害者	4,224	4,612	4,849	5,191	5,715	35.3%
障害者合計	25,386	26,245	26,621	27,170	27,429	8.0%
障害者の割合	4.22%	4.34%	4.38%	4.47%	4.53%	0.31%
（参考）						
自立支援医療	8,552	8,950	10,267	10,276	10,475	22.5%

（注）1 人口は住民基本台帳人口（各年度4月1日現在）

2 身体障害者、知的障害者及び精神障害者は各手帳所持者数、自立支援医療は障害者自立支援医療（精神通院）受給者数（各年度3月31日現在）※市で保有しているデータに基づき作成

<sup>33</sup> 身体障害者福祉法に規定された、視覚障害、聴覚または平衡機能の障害、音声機能、言語機能、またはそしやく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活に著しい制限を受ける程度であると認められるもの。

<sup>34</sup> 知能検査によって測定された知能指数が70までで、その障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、併せて日常生活に支障が生じているため、何らかの援助を必要とする状態をいう。

<sup>35</sup> 統合失調症、うつ病などの気分障害、薬物・アルコールなどの依存症、パニック障害、不安障害、てんかん、認知症等のため、精神や行動における特定の症状を呈することによって、機能的な障害を伴っている状態をいう。

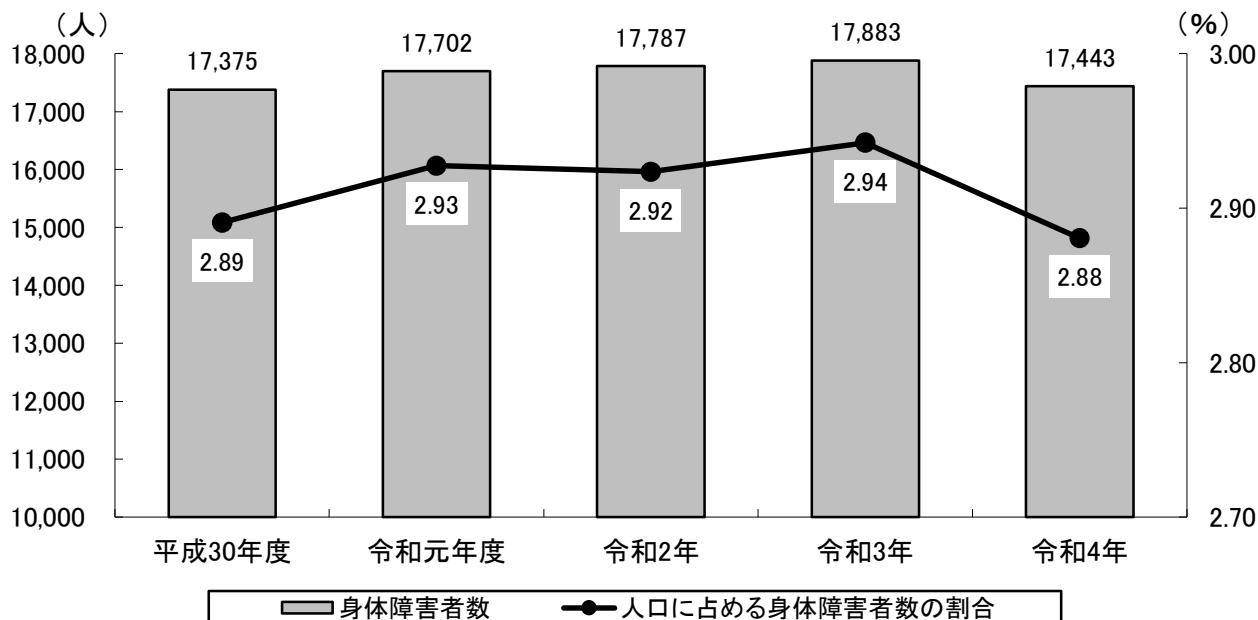
また、精神障害のため生活のしづらさを抱えている方を精神障害者という。なお、精神障害者には発達障害や高次脳機能障害も含まれる。

## (2) 身体障害者の状況

### ①総数

身体障害者数は近年横ばい傾向となっており、令和5年3月31日現在で17,443人となっています。また、人口に占める身体障害者数の割合は、令和3年度の2.94%から令和4年度には2.88%へと下がっています。

■身体障害者数の推移



(注) 各年度3月31日現在

### ②障害種別

障害種別にみると、令和5年3月31日現在で肢体不自由が最も多く8,010人(全体の45.9%)、次いで内部障害が6,519人(同37.4%)となっています。

■障害種別身体障害者数の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	1,165 6.7%	1,173 6.6%	1,178 6.6%	1,177 6.6%	1,177 6.7%
聴覚・平衡機能障害	1,196 6.9%	1,243 7.0%	1,277 7.2%	1,300 7.3%	1,312 7.5%
音声・言語そしゃく機能障害	205 1.2%	207 1.2%	215 1.2%	221 1.2%	218 1.2%
肢体不自由	8,592 49.5%	8,601 48.6%	8,462 47.6%	8,363 46.8%	8,010 45.9%
内部障害	6,049 34.8%	6,290 35.5%	6,464 36.3%	6,629 37.1%	6,519 37.4%
免疫機能障害	168 1.0%	188 1.1%	191 1.1%	193 1.1%	207 1.2%
合計	17,375	17,702	17,787	17,883	17,443

(注) 1 各年度3月31日現在

2 下段は構成比

### ③障害の等級別

障害の等級別にみると、令和5年3月31日現在で1・2級（重度）の人が8,414人（全体の48.2%）、3・4級（中度）の人が7,067人（同40.5%）、5・6級（軽度）の人が1,962人（同11.2%）となっています。

■等級別身体障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	6,274 36.1%	6,383 36.1%	6,409 36.0%	6,336 35.4%	6,127 35.1%
2級	2,401 13.8%	2,415 13.6%	2,365 13.3%	2,344 13.1%	2,287 13.1%
3級	2,669 15.4%	2,684 15.2%	2,675 15.0%	2,709 15.1%	2,658 15.2%
4級	4,188 24.1%	4,309 24.3%	4,413 24.8%	4,535 25.4%	4,409 25.3%
5級	972 5.6%	1,003 5.7%	993 5.6%	1,000 5.6%	999 5.7%
6級	871 5.0%	908 5.1%	932 5.2%	959 5.4%	963 5.5%
合計	17,375	17,702	17,787	17,883	17,443

(注) 1 各年度3月31日現在

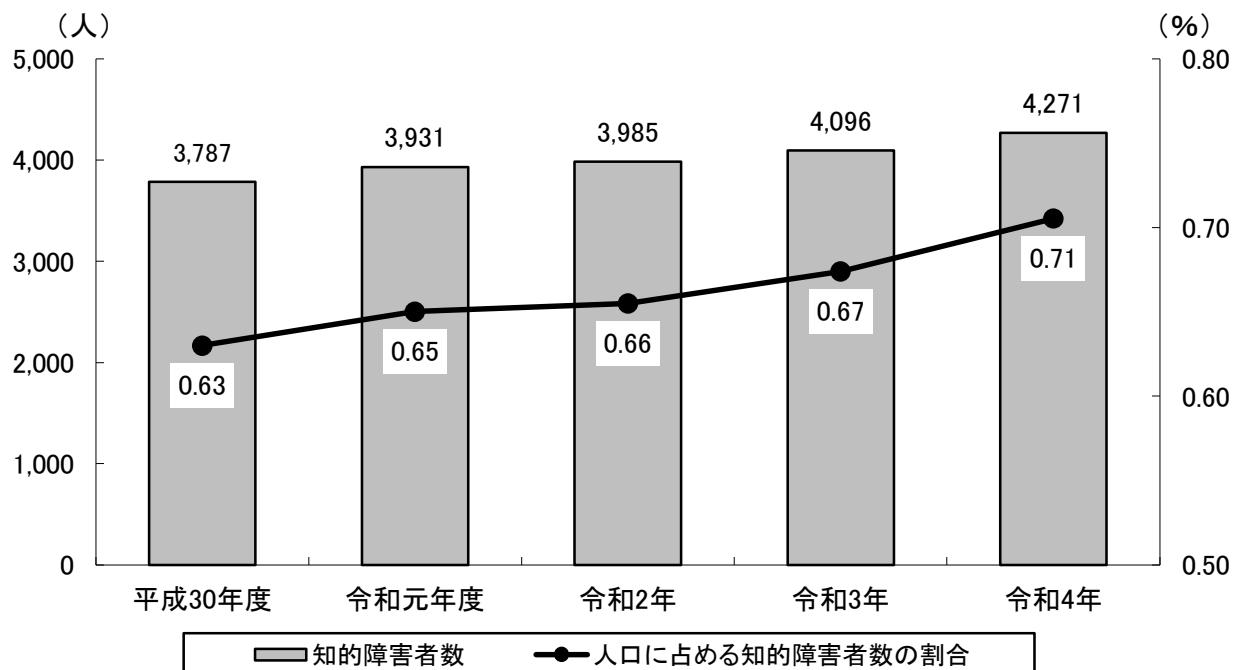
2 下段は構成比

### (3) 知的障害者の状況

#### ①総数

知的障害者数は年々増加しており、令和5年3月31日現在で4,271人となっています。また、人口に占める知的障害者数の割合も、平成30年度の0.63%から令和4年度には0.71%へ上昇しています。

■知的障害者数の推移



(注) 各年度3月31日現在

#### ②障害の程度別

障害の程度別にみると、令和5年3月31日現在で最重度は756人(全体の17.7%)、重度は853人(同20.0%)、中度は1,237人(同29.0%)、軽度は1,425人(同33.4%)となっており、平成30年度に比べて軽度が増加しています。

■程度別知的障害者数の推移

区分	(単位：人)				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最重度	721	733	715	740	756
	19.0%	18.6%	17.9%	18.1%	17.7%
重度	800	810	815	837	853
	21.1%	20.6%	20.5%	20.4%	20.0%
中度	1,109	1,153	1,160	1,191	1,237
	29.3%	29.3%	29.1%	29.1%	29.0%
軽度	1,157	1,235	1,295	1,328	1,425
	30.6%	31.4%	32.5%	32.4%	33.4%
合計	3,787	3,931	3,985	4,096	4,271

(注) 1 各年度3月31日現在

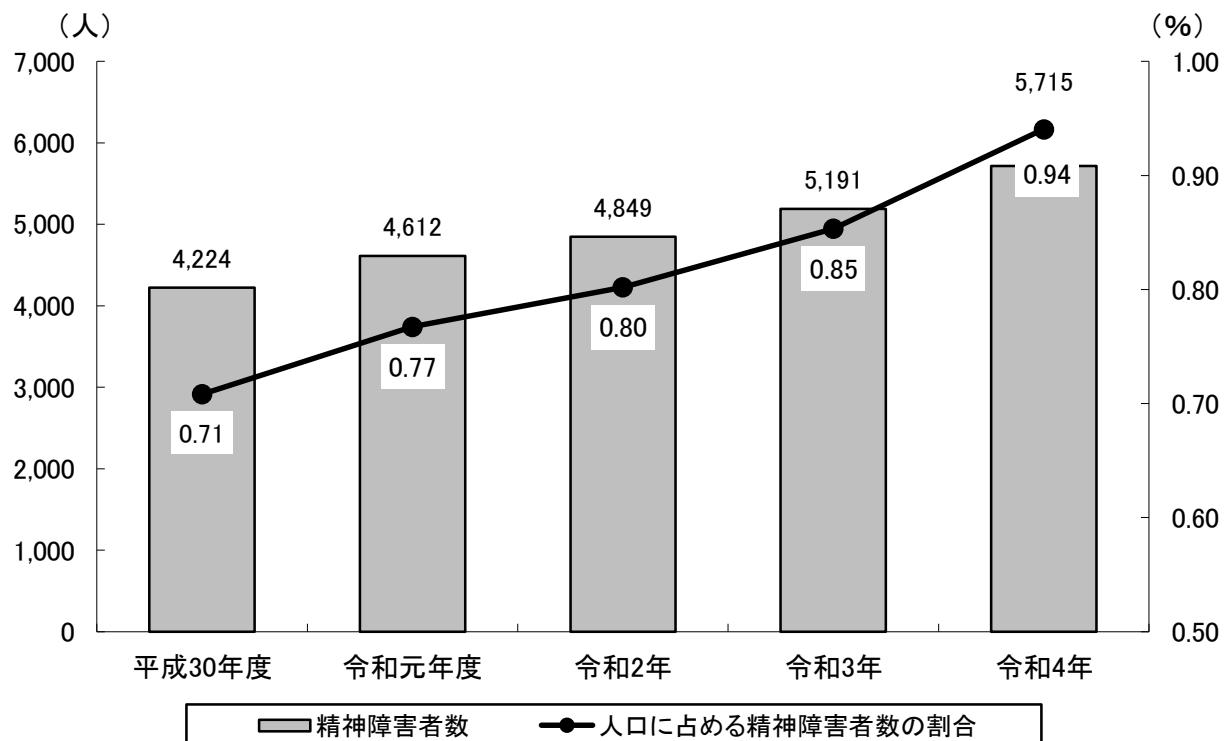
2 下段は構成比

## (4) 精神障害者の状況

### ①総数

精神障害者数は年々増加しており、令和5年3月31日現在で5,715人となっています。また、人口に占める精神障害者数の割合も、平成30年度の0.71%から令和4年度には0.94%へ上昇しています。

■精神障害者数の推移



(注) 各年度3月31日現在

### ②障害の等級別

障害の等級別にみると、令和5年3月31日現在で1級が446人(全体の7.8%)、2級が3,412人(同59.7%)、3級が1,857人(同32.5%)となっており、平成30年度に比べていずれの等級も増加しています。

■等級別精神障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	393	417	422	417	446
	9.3%	9.0%	8.7%	8.0%	7.8%
2級	2,542	2,763	2,899	3,131	3,412
	60.2%	59.9%	59.8%	60.3%	59.7%
3級	1,289	1,432	1,528	1,643	1,857
	30.5%	31.0%	31.5%	31.7%	32.5%
合計	4,224	4,612	4,849	5,191	5,715

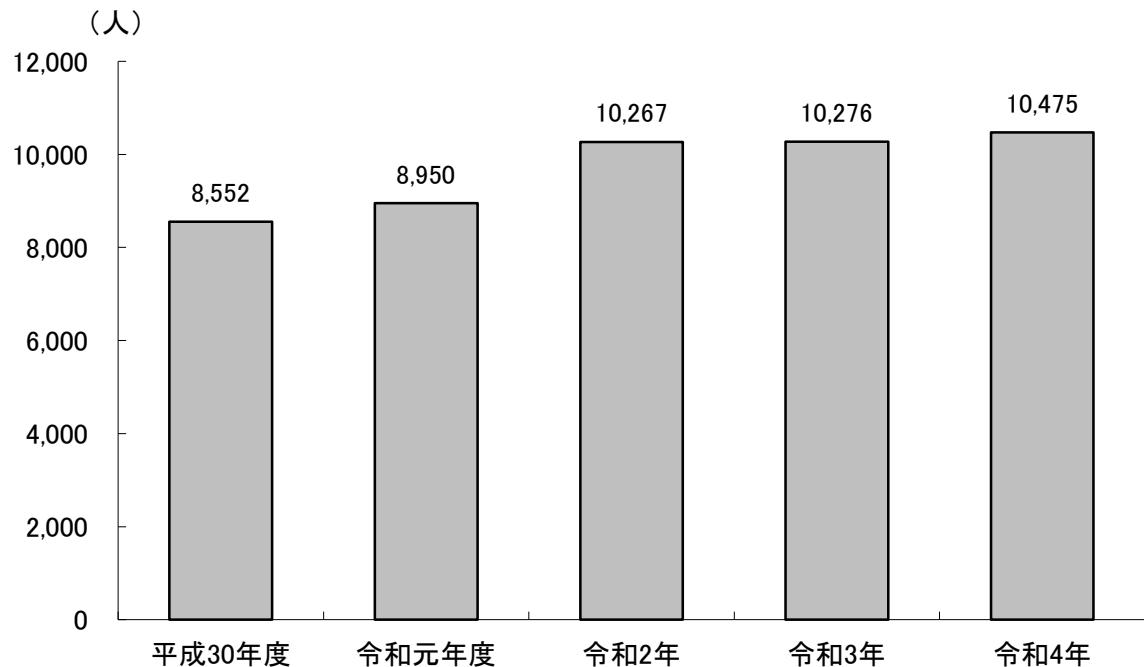
(注) 1 各年度3月31日現在

2 下段は構成比

### ③障害者自立支援医療（精神通院）受給者

障害者自立支援医療（精神通院）受給者数は年々増加しており、令和5年3月31日現在で10,475人となっています。

■障害者自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



(注) 各年度 3月 31 日現在

■障害者自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類

(単位：人、%)

区分	平成30年度 構成比	令和元年度 構成比	令和2年度 構成比	令和3年度 構成比	令和4年度 構成比
O1 気分障害	1,870 21.9%	2,426 27.1%	2,312 22.5%	2,249 21.9%	2,783 26.6%
O2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	1,003 11.7%	1,509 16.9%	1,234 12.0%	1,129 11.0%	1,399 13.3%
O3 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	334 3.9%	428 4.8%	413 4.0%	477 4.6%	530 5.1%
O4 てんかん	233 2.7%	356 4.0%	257 2.5%	328 3.2%	339 3.2%
O5 症状性を含む器質性精神障害	218 2.5%	229 2.6%	286 2.8%	291 2.8%	280 2.7%
O6 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	104 1.2%	112 1.2%	118 1.1%	110 1.1%	114 1.1%
O7 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	186 2.2%	198 2.2%	262 2.6%	276 2.7%	314 3.0%
O8 分類不明	4,340 50.7%	3,388 37.8%	5,029 49.0%	5,042 49.1%	4,317 41.2%
O9 心理的発達の障害	168 2.0%	214 2.4%	251 2.4%	278 2.7%	282 2.7%
O10 精神遅滞	56 0.7%	56 0.6%	63 0.6%	58 0.5%	80 0.7%
O11 成人の人格及び行動の障害	23 0.3%	19 0.2%	26 0.3%	18 0.2%	18 0.2%
O12 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	17 0.2%	15 0.2%	16 0.2%	20 0.2%	19 0.2%
合計	8,552 100.0%	8,950 100.0%	10,267 100.0%	10,276 100.0%	10,475 100.0%

(注) 各年度 3月 31 日現在

## (5) 障害児の就学状況

### ①障害児の就学状況

市内の小・中学校特別支援学級及び通級指導教室に通う児童生徒数は、令和4年4月1日現在で特別支援学級に通う小学生が529人、中学生が250人、通級指導教室に通う小中学生が328人となっています。

#### ■市内の特別支援学級・通級指導教室児童生徒数の推移

(単位：人)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
特別支援学級（小学生）	373	100.0%	404	100.0%	432	100.0%	473	100.0%	529	100.0%
知的障害	187	50.1%	198	49.0%	193	44.7%	205	43.3%	232	43.9%
情緒障害	186	49.9%	206	51.0%	239	55.3%	268	56.7%	297	56.1%
特別支援学級（中学生）	177	100.0%	194	100.0%	205	100.0%	218	100.0%	250	100.0%
知的障害	94	53.1%	104	53.6%	115	56.1%	112	51.4%	113	45.2%
情緒障害	83	46.9%	90	46.4%	90	43.9%	106	48.6%	137	54.8%
通級指導教室（小中学生）	295	100.0%	328	100.0%	350	100.0%	333	100.0%	328	100.0%
難聴・言語障害	196	66.4%	219	66.8%	226	64.6%	207	62.2%	203	61.9%
発達障害・情緒障害	99	33.6%	109	33.2%	124	35.4%	126	37.8%	125	38.1%

(注) 各年度4月1日現在  
資料提供：川口市指導課

令和4年5月1日現在、県内の特別支援学級に通う児童生徒数は12,399人、特別支援学校に通う幼児児童生徒数は8,447人、通級指導教室で教育を受けている児童生徒数は6,152人となっています。

#### ■県における特別支援教育の状況

(単位：人)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		構成比									
特別支援学級	小学校	6,057	29.8%	6,601	30.9%	7,128	30.4%	7,816	31.3%	8,686	32.2%
	中学校	2,615	12.8%	2,816	13.2%	3,105	13.2%	3,346	13.4%	3,713	13.7%
	小計	8,672	42.6%	9,417	44.1%	10,233	43.6%	11,162	44.7%	12,399	45.9%
通級指導教室	3,884	19.1%	4,052	19.0%	5,227	22.3%	5,608	22.5%	6,152	22.8%	
特別支援学校	幼稚部	60	0.3%	72	0.3%	65	0.3%	57	0.2%	53	0.2%
	小学部	2,613	12.8%	2,721	12.7%	2,833	12.1%	2,976	11.9%	3,101	11.5%
	中学部	1,596	7.8%	1,636	7.6%	1,675	7.1%	1,708	6.8%	1,773	6.6%
	高等部	3,500	17.2%	3,431	16.1%	3,381	14.4%	3,405	13.7%	3,486	12.9%
	高等部専攻科	38	0.2%	38	0.2%	37	0.2%	37	0.2%	34	0.1%
	小計	7,807	38.3%	7,898	36.9%	7,991	34.1%	8,183	32.8%	8,447	31.3%
合計	20,363	100.0%	21,367	100.0%	23,451	100.0%	24,953	100.0%	26,998	100.0%	

(注) 各年度5月1日現在

資料：埼玉の特別支援教育

特別支援学級をみると、自閉症・情緒障害が6,580人（53.1%）、知的障害が5,691人（45.9%）となっています。また、特別支援学校は知的障害が3,755人で77.0%となっています。

#### ■県における学校種別・障害別特別支援教育の状況

(単位：人)

区分	平成30年度 構成比	令和元年度 構成比		令和2年度 構成比		令和3年度 構成比		令和4年度 構成比	
		令和元年度 構成比	令和2年度 構成比	令和3年度 構成比	令和4年度 構成比				
特別支援 学級 (小・中学校)	知的障害	4,488 51.7%	4,725 50.2%	5,047 49.3%	5,343 47.9%	5,691 45.9%			
	肢体不自由	42 0.5%	46 0.5%	54 0.5%	53 0.5%	53 0.4%	53 0.4%	53 0.4%	53 0.4%
	身体虚弱	31 0.3%	36 0.4%	36 0.4%	43 0.4%	39 0.3%			
	弱視	15 0.2%	14 0.1%	15 0.1%	18 0.2%	18 0.2%	18 0.2%	18 0.2%	18 0.2%
	難聴	7 0.1%	10 0.1%	12 0.1%	14 0.1%	15 0.1%			
	言語障害	6 0.1%	6 0.1%	6 0.1%	4 0.0%	3 0.0%			
	自閉症・情緒障害	4,083 47.1%	4,580 48.6%	5,063 49.5%	5,687 50.9%	6,580 53.1%			
合計		8,672 100.0%	9,417 100.0%	10,233 100.0%	11,162 100.0%	12,399 100.0%			
特別支援 学校 (小・中学部)	視覚障害	49 1.2%	50 1.1%	42 0.9%	42 0.9%	33 0.7%			
	聴覚障害	163 3.9%	162 3.7%	156 3.5%	151 3.2%	145 3.0%			
	病弱	98 2.3%	95 2.2%	92 2.0%	94 2.0%	89 1.8%			
	肢体不自由	887 21.1%	883 20.3%	886 19.7%	874 18.7%	852 17.5%			
	知的障害	3,012 71.5%	3,167 72.7%	3,332 73.9%	3,523 75.2%	3,755 77.0%			
	合計	4,209 100.0%	4,357 100.0%	4,508 100.0%	4,684 100.0%	4,874 100.0%			

(注) 各年度5月1日現在

資料：埼玉の特別支援教育

#### ②特別支援学校卒業生の進路

県内の特別支援学校高等部卒業生の進路状況は、「就職」「授産所・施設等」が全体の9割を占めており、多くの卒業生は高等学校に準じた教育で終わっています。

#### ■県内特別支援学校（県公立・国立）高等部卒業生の進路状況の推移

(単位：人)

区分	進学	就職	職業訓練校	リハビリセンター	授産所・施設等	在家庭	家事手伝い	その他	合計
平成29年度	20	356	12	2	653	25	0	11	1,079
平成30年度	16	402	6	4	656	29	4	18	1,135
令和元年度	14	392	8	3	676	25	5	18	1,141
令和2年度	26	360	4	4	675	46	2	11	1,128
令和3年度	15	365	5	0	656	34	1	8	1,084

(注) 各年度3月31日現在

資料：埼玉の特別支援教育

## (6) 障害福祉サービスの利用状況

### ①障害支援区分認定の状況

令和5年3月31日現在の障害支援区分認定の状況をみると、「区分6」が最も多く35.6%、次に「区分3」が19.5%と続いています。

障害種別にみると、知的障害者が最も多く1,242人、次に身体障害者が591人、精神障害者が320人、難病患者が5人となっています。

身体障害者、知的障害者ではともに「区分6」、精神障害者では「区分2」がそれぞれ最も多くなっています。

### ■障害支援区分認定の状況

(単位：人)

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害者	0 0.0%	38 6.4%	131 22.2%	79 13.4%	71 12.0%	272 46.0%	591 100.0%
知的障害者	0 0.0%	63 5.1%	181 14.6%	249 20.0%	265 21.3%	484 39.0%	1,242 100.0%
精神障害者	7 2.2%	153 47.8%	106 33.1%	37 11.6%	8 2.5%	9 2.8%	320 100.0%
難病患者	0 0.0%	1 20.0%	2 40.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 40.0%	5 100.0%
合 計	7 0.3%	255 11.8%	420 19.5%	365 16.9%	344 15.9%	767 35.6%	2,158 100.0%

(注) 令和5年3月31日現在

## ②障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの計画値と実績値は以下のとおりです。

訪問系サービス、居住系サービス、相談支援サービスは概ね計画どおりの進捗となっています。日中活動系サービスは「自立訓練（生活訓練）」が大きく伸びています。また、短期入所（医療型）も利用者数は横ばいですが利用日数が増えています。障害児サービスでは、「保育所等訪問支援」について実績値が計画値を大幅に上回っています。その一方で「医療型児童発達支援」について実績値が計画値を大幅に下回っています。「児童発達支援」「放課後等デイサービス」は利用者数が年々増加しています。

### ■障害福祉サービスの利用状況

サービス種別		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
<b>(1) 訪問系サービス</b>										
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	11,727	12,577	107.2%	13,411	12,348	92.1%	13,935	13,166	94.5%
	人数	615	627	102.0%	651	648	99.5%	677	673	99.4%
重度訪問介護	時間	9,099	8,281	91.0%	9,075	7,845	86.4%	9,486	9,168	96.6%
	人数	22	20	90.9%	21	20	95.2%	22	24	109.1%
同行援護	時間	1,397	1,285	92.0%	1,459	1,350	92.5%	1,666	1,811	108.7%
	人数	98	91	92.9%	89	90	101.1%	94	98	104.3%
行動援護	時間	2,874	2,432	84.6%	2,510	2,243	89.4%	2,665	2,502	93.9%
	人数	88	83	94.3%	91	90	98.9%	100	88	88.0%
重度障害者等包括支援	時間	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	人数	0	0	—	0	0	—	0	0	—
<b>(2) 日中活動系サービス</b>										
生活介護	人日分	17,479	16,814	96.2%	17,109	16,979	99.2%	17,456	17,171	98.4%
	人数	842	857	101.8%	858	898	104.7%	871	904	103.8%
自立訓練 (機能訓練)	人日分	130	109	83.8%	160	118	73.8%	160	101	63.1%
	人数	12	9	75.0%	12	10	83.3%	12	8	66.7%
自立訓練 (生活訓練)	人日分	325	177	54.5%	177	304	171.8%	177	438	247.5%
	人数	17	9	52.9%	9	19	211.1%	9	28	311.1%
宿泊型自立訓練	人日分	400	57	14.3%	66	56	84.8%	70	53	75.7%
	人数	14	2	14.3%	5	2	40.0%	7	2	28.6%
就労移行支援	人日分	3,209	3,165	98.6%	3,471	2,802	80.7%	3,610	3,032	84.0%
	人数	167	172	103.0%	189	158	83.6%	197	173	87.8%
就労移行支援 (養成施設)	人日分	5	65	1300.0%	68	28	41.2%	75	0	0.0%
	人数	1	3	300.0%	4	2	50.0%	5	0	0.0%
就労継続支援 (A型)	人日分	3,000	3,358	111.9%	3,521	3,289	93.4%	3,692	3,635	98.5%
	人数	170	168	98.8%	176	172	97.7%	184	193	104.9%
就労継続支援 (B型)	人日分	11,584	14,043	121.2%	14,197	12,447	87.7%	15,238	12,981	85.2%
	人数	643	775	120.5%	819	781	95.4%	894	813	90.9%
就労定着支援	人数	60	50	83.3%	52	53	101.9%	62	59	95.2%
療養介護	人日分	1,689	1,493	88.4%	1,525	1,458	95.6%	1,525	1,422	93.2%
	人数	52	49	94.2%	51	48	94.1%	51	47	92.2%
短期入所 (福祉型)	人日分	1,009	1,021	101.2%	1,089	871	80.0%	1,110	973	87.7%
	人数	165	167	101.2%	204	118	57.8%	208	144	69.2%
短期入所 (医療型)	人日分	59	35	59.3%	19	25	131.6%	19	38	200.0%
	人数	13	5	38.5%	9	5	55.6%	11	8	72.7%
<b>(3) 居住系サービス</b>										
自立生活援助	人数	5	0	—	5	0	—	5	0	—
共同生活援助(グループホーム)	人数	344	383	111.3%	393	411	104.6%	403	461	114.4%
施設入所支援	人数	301	328	109.0%	341	332	97.4%	347	333	96.0%
地域生活支援拠点等	力所	—	1	—	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	回数	—	1	100.0%	1	8	800.0%	1	12	1200.0%

## ■障害福祉サービスの利用状況（続き）

サービス種別		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率	計画値	実績値	進捗率
<b>(4) 相談支援サービス</b>										
計画相談支援	人数	2,130	1,898	89.1%	1,948	1,982	101.7%	2,023	2,055	101.6%
地域移行支援	人数	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	2	100.0%
地域定着支援	人数	0	0	—	1	0	—	1	1	100.0%
<b>(5) 障害児サービス</b>										
児童発達支援	人日	5,691	5,916	104.0%	6,141	6,356	103.5%	6,623	6,999	105.7%
	人数	599	566	94.5%	611	636	104.1%	659	736	111.7%
医療型児童発達支援	人日	40	12	30.0%	49	24	49.0%	53	22	41.5%
	人数	5	2	40.0%	8	4	50.0%	11	4	36.4%
放課後等デイサービス	人日	13,518	13,021	96.3%	13,368	13,181	98.6%	14,418	15,098	104.7%
	人数	1,056	980	92.8%	1,036	1,097	105.9%	1,095	1,253	114.4%
保育所等訪問支援	人日	31	36	116.1%	39	55	141.0%	42	77	183.3%
	人数	24	28	116.7%	30	38	126.7%	32	55	171.9%
居宅訪問型児童発達支援	人日	60	0	0.0%	24	0	0.0%	36	0	0.0%
	人数	5	0	0.0%	2	0	0.0%	3	0	0.0%
障害児相談支援	人数	529	497	94.0%	542	628	115.9%	590	615	104.2%
医療的ケア児コーディネーター配置	人数	1	3	300.0%	3	3	100.0%	3	3	100.0%
<b>(6) 発達障害者等への支援</b>										
支援プログラム等の受講者数	人数	—	—	—	12	22	183.3%	12	23	191.7%
ペアレンツメンター	人数	—	—	—	0	4	—	0	4	—
ピアサポート活動への参加者	人数	—	—	—	144	0	0.0%	156	102	65.4%
<b>(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム</b>										
協議の場の設置										
協議の場の開催	回数	—	—	—	2	2	100.0%	2	2	100.0%
	人数	—	—	—	10	10	100.0%	10	10	100.0%
目標設定及び評価の実施	有無	—	—	—	有	有	—	有	有	—
	回数	—	—	—	1	2	200.0%	1	2	200.0%
各種障害福祉サービスの利用										
地域移行支援	人数	—	—	—	3	1	33.3%	3	3	100.0%
	人数	—	—	—	3	0	0.0%	3	1	33.3%
共同生活援助	人数	—	—	—	118	155	131.4%	129	190	147.3%
	人数	—	—	—	3	0	0.0%	3	0	0.0%
<b>(8) 相談支援体制の充実・強化等</b>										
総合的・専門的な相談支援の実施	有無	—	—	—	有	有	—	有	有	—
相談支援事業者への指導・助言	件数	—	—	—	144	156	108.3%	144	156	108.3%
相談支援事業者的人材育成への支援	件数	—	—	—	2	1	50.0%	2	1	50.0%
相談機関との連携強化の取組	回数	—	—	—	12	12	100.0%	12	12	100.0%
<b>(9) 障害福祉サービス等の質の向上</b>										
各種研修への参加	人数	—	—	—	10	14	140.0%	10	29	290.0%
審査結果を共有する体制	有無	—	—	—	検討	無	—	検討	無	—
	回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
指導監査の実施結果を共有する体制	回数	—	—	—	106	157	148.1%	106	192	181.1%
	有無	—	—	—	検討	無	—	検討	無	—
	回数	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 実績値は、各年10月利用分。

2 人日分は、延利用日数[(月間の利用人数) × (1人1ヶ月当たりの平均利用日数)]。

### ③地域生活支援事業の実施状況

地域生活支援事業の計画値と実績値は以下のとおりです。

#### ■ 地域生活支援事業の実施状況

	実施の有無	令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度		
		計画値	実績値	進歩率	計画値	実績値	進歩率	計画値	実績値	進歩率
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
(3) 相談支援事業										
障害者相談支援事業	(実施力所数)	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%
基幹相談支援センター	(実施力所数)	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業	(実施力所数)	10	10	100.0%	10	10	100.0%	10	10	100.0%
住宅入居等支援事業	(実施力所数)	1	0	0.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
(4) 成年後見制度利用支援事業	(延利用者数)	5	12	240.0%	14	13	92.9%	16	12	75.0%
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
(6) 意思疎通支援事業										
手話通訳者派遣事業	(延利用者数)	2,197	1,654	75.3%	1,654	1,504	90.9%	1,655	1,403	84.8%
要約筆記者派遣事業	(実利用者数)	78	24	30.8%	25	31	124.0%	25	37	148.0%
手話通訳者設置事業	(実設置者数)	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
(7) 日常生活用具給付等事業										
介護・訓練支援用具	(給付件数)	35	35	100.0%	32	15	46.9%	32	15	46.9%
自立生活支援用具	(給付件数)	112	112	100.0%	79	55	69.6%	79	49	62.0%
在宅療養等支援用具	(給付件数)	100	100	100.0%	52	77	148.1%	52	79	151.9%
情報・意思疎通支援用具	(給付件数)	106	106	100.0%	64	65	101.6%	64	62	96.9%
排泄管理支援用具	(給付件数)	11,072	11,207	101.2%	11,291	12,110	107.3%	11,376	11,952	105.1%
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(給付件数)	29	17	58.6%	8	6	75.0%	8	6	75.0%
(8) 手話奉仕員養成研修事業	人数	5	2	40.0%	3	2	66.7%	5	0	0.0%
(9) 移動支援事業	(実利用者数)	575	421	73.2%	422	372	88.2%	422	400	94.8%
	(延利用時間数)	53,159	48,475	91.2%	48,545	35,573	73.3%	48,615	39,025	80.3%
(10) 地域活動支援センター										
地域活動支援センター	(実施力所数)	11	10	90.9%	11	11	100.0%	11	11	100.0%
	(延利用者数)	23,347	18,966	81.2%	19,698	18,715	95.0%	19,698	19,961	101.3%
(11) 専門性の高い意思疎通支援事業										
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	修了者数	—	2	—	3	2	66.7%	5	0	0.0%
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	—	1,678	—	1,675	1,535	91.6%	1,671	1,440	86.2%
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	修了者数	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用件数	1	94	9400.0%	95	29	30.5%	96	61	63.5%
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	修了者数	—	—	—	1	2	200.0%	1	1	100.0%
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	利用件数	—	—	—	0	0	—	0	0	—
(12) 地域生活支援広域調整会議等事業	開催数	—	—	—	2	2	100.0%	2	2	100.0%
(13) その他事業(任意)										
日常生活支援										
日中一時支援	(実施力所数)	27	21	77.8%	22	35	159.1%	23	36	156.5%
	(実利用者数)	147	133	90.5%	139	137	98.6%	145	171	117.9%
社会参加支援										
広報紙点訳・録音	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有	—
	自動車運転免許・改造助成	実施の有無	有	有	—	有	有	—	有	有

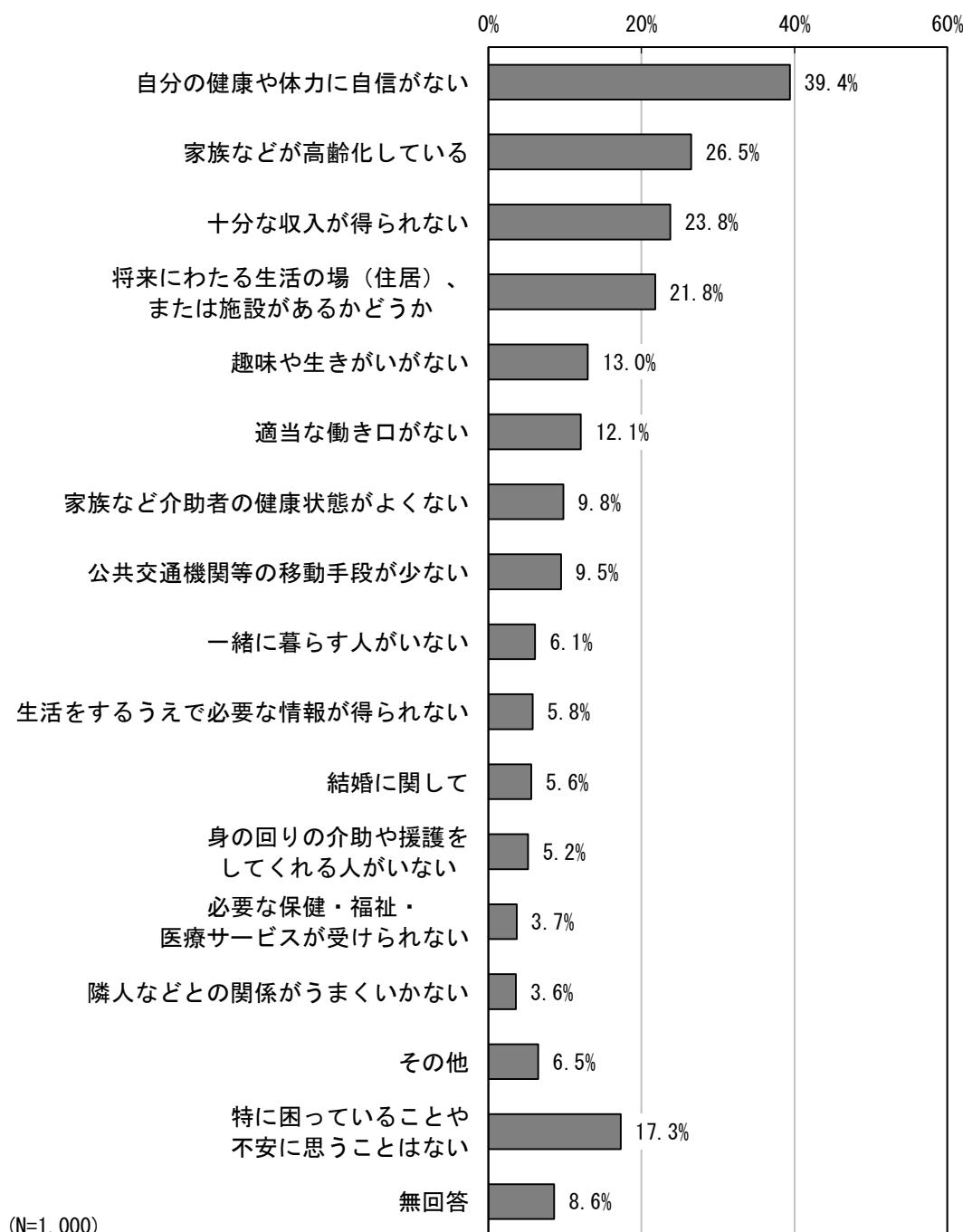
## 2 障害者の生活状況

### (1) 日常生活

#### ① 現在の生活で困っていることや不安に思っていること

現在の生活で困っていることや不安に思っていることについては、「自分の健康や体力に自信がない」が39.4%で最も多く、次いで「家族などが高齢化している」が26.5%、「十分な収入が得られない」が23.8%となっています。

■現在の生活で困っていることや不安に思っていること（市民：複数回答）

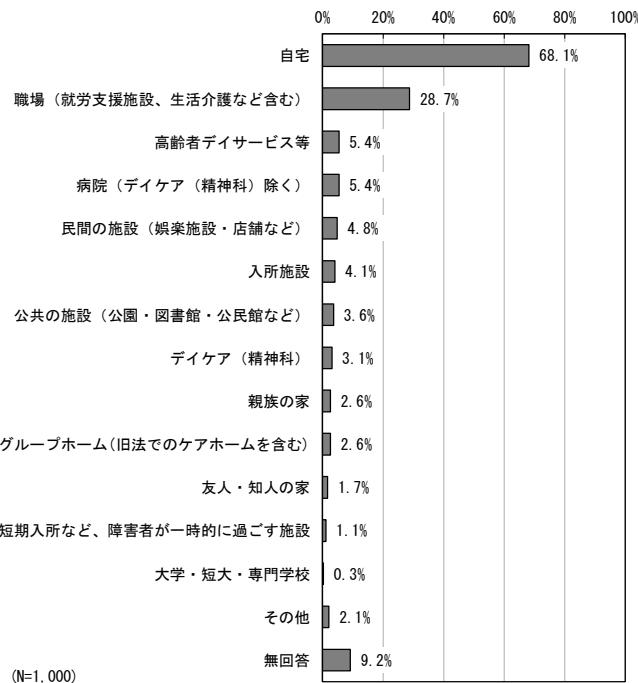


資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

## ② 日中過ごしている場所

平日の日中(朝から夕方)を過ごす場所については、「自宅」が68.1%で最も多く、次いで「職場(就労支援施設、生活介護など含む)」が28.7%、「高齢者デイサービス等」、「病院(デイケア(精神科)除く)」が5.4%となっています。

■日中過ごしている場所（市民：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

## （2）就労状況

### ① 就労状況

就労(福祉的就労を含む)している人は、身体障害者が22.0%、知的障害者が55.2%、精神障害者が40.3%となっています。

■就労状況（市民：複数回答）

		合計	1. 働いていない	2. 働いている	3. 学校等に通っている	4. その他	5. 無回答
全 体		1,000 ( 100.0)	503 ( 50.3)	318 ( 31.8)	10 ( 1.0)	16 ( 1.6)	153 ( 15.3)
問 3  障 害 種 別	1. 身体障害者	537 ( 100.0)	311 ( 57.9)	118 ( 22.0)	1 ( 0.2)	4 ( 0.7)	103 ( 19.2)
	2. 知的障害者	116 ( 100.0)	34 ( 29.3)	64 ( 55.2)	2 ( 1.7)	5 ( 4.3)	11 ( 9.5)
	3. 精神障害者	315 ( 100.0)	145 ( 46.0)	127 ( 40.3)	6 ( 1.9)	8 ( 2.5)	29 ( 9.2)
	4. 上記の手帳や自立支援 医療はない	30 ( 100.0)	12 ( 40.0)	16 ( 53.3)	2 ( 6.7)	0 ( - )	0 ( - )
	5. 無回答	44 ( 100.0)	23 ( 52.3)	5 ( 11.4)	0 ( - )	2 ( 4.5)	14 ( 31.8)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

## ② 就労形態

就労形態は、「会社などの正規の社員・職員(役員を含む)」が31.8%で最も多く、次いで「臨時、パート、嘱託等(雇用期間が決まっていない)」が23.6%、「契約社員等(雇用期間が決まっている)」が10.7%となっています。

障害種別にみると、知的障害者は「就労継続支援B型」、「生活介護」が全体に比べ多く、障害の種別によって就労形態が異なっています。

### ■就労形態（市民）

		回答者数	合計	1.自営業	2.家業の手伝い	3.会社などの正規の社員・職員(役員を含む)	4.契約社員等(雇用期間が決まっている)	5.臨時、パート、嘱託等(雇用期間が決まっていない)
全 体		318 ( 100.0)	329 ( 103.5)	28 ( 8.8)	4 ( 1.3)	101 ( 31.8)	34 ( 10.7)	75 ( 23.6)
問3 障害種別	1. 身体障害者	118 ( 100.0)	122 ( 103.4)	21 ( 17.8)	0 ( - )	43 ( 36.4)	13 ( 11.0)	29 ( 24.6)
	2. 知的障害者	64 ( 100.0)	65 ( 101.6)	0 ( - )	1 ( 1.6)	6 ( 9.4)	3 ( 4.7)	16 ( 25.0)
	3. 精神障害者	127 ( 100.0)	132 ( 103.9)	5 ( 3.9)	1 ( 0.8)	42 ( 33.1)	17 ( 13.4)	31 ( 24.4)
	4. 上記の手帳や自立支援 医療はない	16 ( 100.0)	18 ( 112.5)	2 ( 12.5)	1 ( 6.3)	10 ( 62.5)	2 ( 12.5)	1 ( 6.3)
	5. 無回答	5 ( 100.0)	5 ( 100.0)	0 ( - )	1 ( 20.0)	1 ( 20.0)	0 ( - )	1 ( 20.0)

		6.有償ボランティア	7.内職	8.就労継続支援A型	9.就労継続支援B型	10.生活介護	11.その他	12.無回答
全 体		0 ( - )	6 ( 1.9)	16 ( 5.0)	30 ( 9.4)	19 ( 6.0)	3 ( 0.9)	13 ( 4.1)
問3 障害種別	1. 身体障害者	0 ( - )	1 ( 0.8)	2 ( 1.7)	3 ( 2.5)	3 ( 2.5)	1 ( 0.8)	6 ( 5.1)
	2. 知的障害者	0 ( - )	0 ( - )	3 ( 4.7)	17 ( 26.6)	19 ( 29.7)	0 ( - )	0 ( - )
	3. 精神障害者	0 ( - )	4 ( 3.1)	12 ( 9.4)	14 ( 11.0)	0 ( - )	2 ( 1.6)	4 ( 3.1)
	4. 上記の手帳や自立支援 医療はない	0 ( - )	1 ( 6.3)	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	1 ( 6.3)
	5. 無回答	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	2 ( 40.0)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

### ③ 障害者の就労に必要なこと

障害者の就労に必要なこととして、「障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること」が46.4%で最も多くなっており、「事業主や職場の仲間の理解があること」、「生活できる給料がもらえること」、「働きながら安心して通院できること」も多くなっています。

障害種別にみると、知的障害者は「障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること」、「作業所など働く場が整備されていること」、「就労後の相談、支援が適切に行われるような定着支援が充実していること」、精神障害者は「生活できる給料がもらえること」、「働きながら安心して通院できること」、「就労条件（個別の状況に応じた対応など）が整っていること」などが全体に比べ多く、障害の種別によって求めることが異なっています。

#### ■障害者の就労に必要なこと（市民：複数回答）

	回答者数	合計	1. 企業などが積極的に障害のある方を雇うこと	2. 障害のある方に配慮した職場の施設・設備が整っていること	3. 就労条件（個別の状況に応じた対応など）が整っていること	4. 生活できる給料がもらえること	5. 事業主や職場の仲間の理解があること	6. 仕事をするための訓練・研修の機会が充実していること	7. 自営業を希望する障害のある方への支援が充実していること	8. 通勤（交通）手段が確保されていること
全 体	1,000 ( 100.0)	4,499 ( 449.9)	411 ( 41.1)	464 ( 46.4)	407 ( 40.7)	450 ( 45.0)	452 ( 45.2)	242 ( 24.2)	100 ( 10.0)	269 ( 26.9)
問3 障害種別	1. 身体障害者	537 ( 100.0)	2,060 ( 383.6)	201 ( 37.4)	226 ( 42.1)	177 ( 33.0)	188 ( 35.0)	213 ( 39.7)	97 ( 18.1)	46 ( 8.6)
	2. 知的障害者	116 ( 100.0)	586 ( 505.2)	50 ( 43.1)	70 ( 60.3)	47 ( 40.5)	57 ( 49.1)	58 ( 50.0)	31 ( 26.7)	13 ( 11.2)
	3. 精神障害者	315 ( 100.0)	1,739 ( 552.1)	154 ( 48.9)	160 ( 50.8)	172 ( 54.6)	197 ( 62.5)	176 ( 55.9)	105 ( 33.3)	36 ( 11.4)
	4. 上記の手帳や自立支援 医療はない	30 ( 100.0)	184 ( 613.3)	17 ( 56.7)	18 ( 60.0)	16 ( 53.3)	18 ( 60.0)	17 ( 56.7)	14 ( 46.7)	5 ( 16.7)
	5. 無回答	44 ( 100.0)	150 ( 340.9)	10 ( 22.7)	14 ( 31.8)	12 ( 27.3)	13 ( 29.5)	11 ( 25.0)	8 ( 18.2)	4 ( 9.1)

	9. 働く場の紹介（あっせん）や相談が充実していること	10. 健康管理が充実していること	11. 働きながら安心して通院できること	12. 作業所など働く場が整備されていること	13. 公営住宅やアパート、グループホームなどの住居が整備されていること	14. 就労後の相談、支援が適切に行われるような定着支援が充実していること	15. その他	16. 特に必要ない	17. 無回答
全 体	249 ( 24.9)	195 ( 19.5)	427 ( 42.7)	171 ( 17.1)	137 ( 13.7)	259 ( 25.9)	34 ( 3.4)	60 ( 6.0)	172 ( 17.2)
問3 障害種別	1. 身体障害者	103 ( 19.2)	88 ( 16.4)	186 ( 34.6)	77 ( 14.3)	56 ( 10.4)	88 ( 16.4)	18 ( 3.4)	35 ( 6.5)
	2. 知的障害者	25 ( 21.6)	32 ( 27.6)	45 ( 38.8)	32 ( 27.6)	25 ( 21.6)	44 ( 37.9)	4 ( 3.4)	7 ( 6.0)
	3. 精神障害者	108 ( 34.3)	76 ( 24.1)	185 ( 58.7)	56 ( 17.8)	55 ( 17.5)	124 ( 39.4)	11 ( 3.5)	14 ( 4.4)
	4. 上記の手帳や自立支援 医療はない	15 ( 50.0)	9 ( 30.0)	19 ( 63.3)	7 ( 23.3)	4 ( 13.3)	10 ( 33.3)	2 ( 6.7)	1 ( 3.3)
	5. 無回答	7 ( 15.9)	4 ( 9.1)	10 ( 22.7)	8 ( 18.2)	6 ( 13.6)	7 ( 15.9)	1 ( 2.3)	5 ( 11.4)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

### (3) 障害者の人権

#### ① 虐待の状況

「虐待されたことがある」と回答した人は知的障害者、精神障害者で約1割となって います。

■虐待の有無（市民）

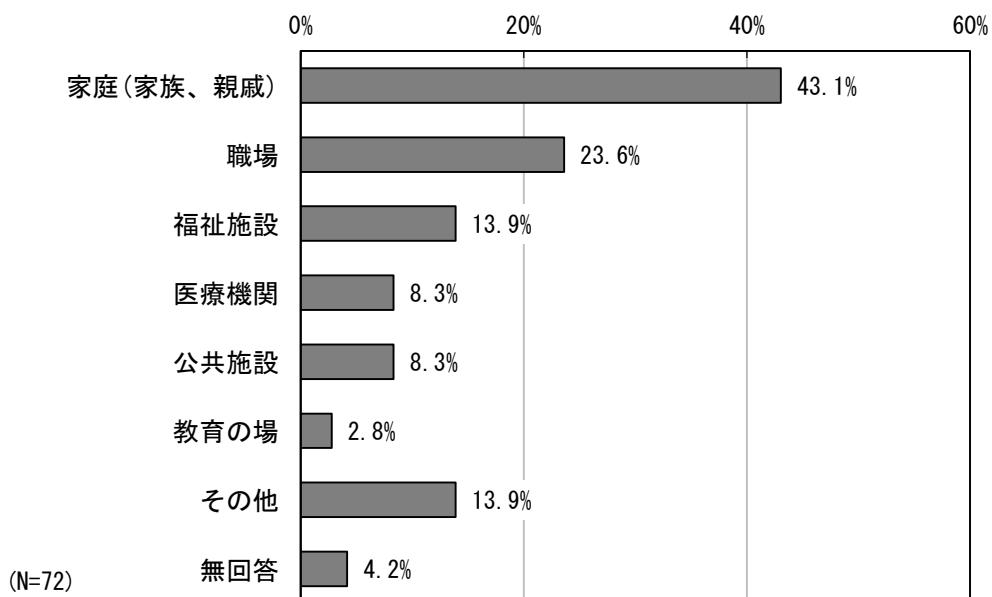
		合計	1. ある	2. ない	3. わからな い	4. 無回答
全 体		1,000 ( 100.0)	72 ( 7.2)	818 ( 81.8)	52 ( 5.2)	58 ( 5.8)
問 3  障 害 種 別	1. 身体障害者	537 ( 100.0)	27 ( 5.0)	456 ( 84.9)	21 ( 3.9)	33 ( 6.1)
	2. 知的障害者	116 ( 100.0)	11 ( 9.5)	90 ( 77.6)	12 ( 10.3)	3 ( 2.6)
	3. 精神障害者	315 ( 100.0)	31 ( 9.8)	251 ( 79.7)	22 ( 7.0)	11 ( 3.5)
	4. 上記の手帳や自立支援 医療はない	30 ( 100.0)	6 ( 20.0)	23 ( 76.7)	1 ( 3.3)	0 ( - )
	5. 無回答	44 ( 100.0)	2 ( 4.5)	29 ( 65.9)	2 ( 4.5)	11 ( 25.0)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

■虐待を受けた場面（市民：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

## ② 差別や偏見、疎外感の感じ方

差別や偏見、疎外感を“感じることがある”（「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計）と回答した人は、知的障害者が4割強、精神障害者が5割弱を占めています。一方、一般市民は差別や偏見、疎外感を“感じたことがない”（「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことはない」の合計）と回答した人が約6割を占めています。

### ■差別や偏見、疎外感の感じ方（市民・一般市民）

		合 計	1. よく感じる	2. ときどき感じる	3. ほとんど感じたことはない	4. まったく感じたことはない	5. 無回答
市 民 全 体		1,000 ( 100.0)	90 ( 9.0)	215 ( 21.5)	420 ( 42.0)	175 ( 17.5)	100 ( 10.0)
問 3  障 害 種 別	1. 身体障害者	537 ( 100.0)	23 ( 4.3)	82 ( 15.3)	260 ( 48.4)	114 ( 21.2)	58 ( 10.8)
	2. 知的障害者	116 ( 100.0)	10 ( 8.6)	38 ( 32.8)	43 ( 37.1)	12 ( 10.3)	13 ( 11.2)
	3. 精神障害者	315 ( 100.0)	57 ( 18.1)	96 ( 30.5)	103 ( 32.7)	43 ( 13.7)	16 ( 5.1)
	4. 上記の手帳や自立支援 医療はない	30 ( 100.0)	6 ( 20.0)	7 ( 23.3)	12 ( 40.0)	4 ( 13.3)	1 ( 3.3)
	5. 無回答	44 ( 100.0)	1 ( 2.3)	5 ( 11.4)	15 ( 34.1)	9 ( 20.5)	14 ( 31.8)
一 般 市 民 全 体		1,018 ( 100.0)	45 ( 4.4)	290 ( 28.5)	531 ( 52.2)	104 ( 10.2)	48 ( 4.7)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

差別や偏見、疎外感を“感じることがある”と回答した人の差別や偏見、疎外感を感じる場面は、知的障害者では「外での人の視線(じろじろ見られる等)」、精神障害者は「仕事」が多くなっています。

### ■差別や偏見、疎外感を感じる場面（市民・一般市民：複数回答）

	回答者数	合計	1.学校などの教育の場で	2.仕事	3.収入面	4.病院の医師や看護師等の応対・態度	5.コミュニケーションや情報の収集	6.学習機会やスポーツ・趣味の活動	7.ご近所とのつきあい	8.地区的行事・集まり
市民全体	305 ( 100.0)	812 ( 266.2)	26 ( 8.5)	122 ( 40.0)	87 ( 28.5)	56 ( 18.4)	34 ( 11.1)	15 ( 4.9)	50 ( 16.4)	24 ( 7.9)
問3 障害種別	1. 身体障害者	105 ( 100.0)	268 ( 255.2)	5 ( 4.8)	24 ( 22.9)	17 ( 16.2)	15 ( 14.3)	10 ( 9.5)	6 ( 5.7)	17 ( 16.2)
	2. 知的障害者	48 ( 100.0)	137 ( 285.4)	4 ( 8.3)	16 ( 33.3)	11 ( 22.9)	7 ( 14.6)	7 ( 14.6)	6 ( 12.5)	6 ( 12.5)
	3. 精神障害者	153 ( 100.0)	446 ( 291.5)	17 ( 11.1)	78 ( 51.0)	57 ( 37.3)	33 ( 21.6)	21 ( 13.7)	6 ( 3.9)	32 ( 20.9)
	4. 上記の手帳や自立支援医療はない	13 ( 100.0)	28 ( 215.4)	2 ( 15.4)	10 ( 76.9)	5 ( 38.5)	2 ( 15.4)	2 ( 15.4)	0 ( - )	1 ( 7.7)
	5. 無回答	6 ( 100.0)	16 ( 266.7)	1 ( 16.7)	1 ( 16.7)	1 ( 16.7)	2 ( 33.3)	0 ( - )	1 ( - )	1 ( 16.7)
一般市民全体	335 ( 100.0)	959 ( 286.3)	63 ( 18.8)	112 ( 33.4)	72 ( 21.5)	31 ( 9.3)	52 ( 15.5)	27 ( 8.1)	52 ( 15.5)	20 ( 6.0)

	9.外での人の視線(じろじろ見られる等)	10.お店などの応対	11.行政職員の応対・態度	12.電車など、交通機関の利用等	13.公共交通施設の利用等	14.結婚	15.出産	16.その他	17.無回答
市民全体	115 ( 37.7)	58 ( 19.0)	33 ( 10.8)	83 ( 27.2)	31 ( 10.2)	20 ( 6.6)	10 ( 3.3)	40 ( 13.1)	8 ( 2.6)
問3 障害種別	1. 身体障害者	44 ( 41.9)	29 ( 27.6)	13 ( 12.4)	38 ( 36.2)	14 ( 13.3)	4 ( 3.8)	2 ( 1.9)	11 ( 10.5)
	2. 知的障害者	31 ( 64.6)	12 ( 25.0)	3 ( 6.3)	18 ( 37.5)	8 ( 16.7)	1 ( 2.1)	1 ( 2.1)	2 ( 4.2)
	3. 精神障害者	51 ( 33.3)	25 ( 16.3)	18 ( 11.8)	34 ( 22.2)	14 ( 9.2)	16 ( 10.5)	8 ( 5.2)	26 ( 17.0)
	4. 上記の手帳や自立支援医療はない	1 ( 7.7)	1 ( 7.7)	1 ( 7.7)	2 ( 15.4)	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )
	5. 無回答	4 ( 66.7)	1 ( 16.7)	1 ( 16.7)	0 ( - )	1 ( 16.7)	0 ( - )	0 ( - )	2 ( 33.3)
一般市民全体	141 ( 42.1)	65 ( 19.4)	18 ( 5.4)	175 ( 52.2)	65 ( 19.4)	25 ( 7.5)	14 ( 4.2)	22 ( 6.6)	5 ( 1.5)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

## (4) 介助者の状況

主な介助者は、身体障害者は「配偶者（夫・妻）又はパートナー」、知的障害者は「父親・母親」、精神障害者は「介助は必要ではない」と回答した人が多くなっています。

主な介助者の年齢は、65～74歳の介助者は「65～74歳」が6割強、75～84歳の介助者は「75～84歳」が5割半ば、85歳以上の介助者は「85歳以上」が約3割となっており、老老介護の実態が伺えます。

### ■主な介助者（市民）

		合計	1. 介助は必要ではない	2. 配偶者（夫・妻）又はパートナー	3. 父親・母親	4. 子ども・子どもの配偶者	5. 兄弟姉妹	6. 祖父・祖母・親戚
全 体		1,000 ( 100.0)	279 ( 27.9)	230 ( 23.0)	136 ( 13.6)	82 ( 8.2)	20 ( 2.0)	5 ( 0.5)
問 3 障害種別	1. 身体障害者	537 ( 100.0)	100 ( 18.6)	182 ( 33.9)	30 ( 5.6)	64 ( 11.9)	12 ( 2.2)	0 ( - )
	2. 知的障害者	116 ( 100.0)	17 ( 14.7)	4 ( 3.4)	69 ( 59.5)	1 ( 0.9)	3 ( 2.6)	1 ( 0.9)
	3. 精神障害者	315 ( 100.0)	149 ( 47.3)	32 ( 10.2)	57 ( 18.1)	8 ( 2.5)	5 ( 1.6)	3 ( 1.0)
	4. 上記の手帳や自立支援 医療はない	30 ( 100.0)	16 ( 53.3)	5 ( 16.7)	0 ( - )	2 ( 6.7)	0 ( - )	0 ( - )
	5. 無回答	44 ( 100.0)	4 ( 9.1)	10 ( 22.7)	3 ( 6.8)	9 ( 20.5)	1 ( 2.3)	1 ( 2.3)

		7. 隣人・知人	8. ホームヘルパー	9. ボランティア	10. 施設の職員	11. その他	12. 必要だが誰もいない	13. 無回答
全 体		2 ( 0.2)	23 ( 2.3)	0 ( - )	32 ( 3.2)	16 ( 1.6)	34 ( 3.4)	141 ( 14.1)
問 3 障害種別	1. 身体障害者	1 ( 0.2)	18 ( 3.4)	0 ( - )	17 ( 3.2)	8 ( 1.5)	9 ( 1.7)	96 ( 17.9)
	2. 知的障害者	0 ( - )	1 ( 0.9)	0 ( - )	8 ( 6.9)	2 ( 1.7)	4 ( 3.4)	6 ( 5.2)
	3. 精神障害者	1 ( 0.3)	4 ( 1.3)	0 ( - )	2 ( 0.6)	3 ( 1.0)	19 ( 6.0)	32 ( 10.2)
	4. 上記の手帳や自立支援 医療はない	0 ( - )	1 ( 3.3)	0 ( - )	2 ( 6.7)	2 ( 6.7)	0 ( - )	2 ( 6.7)
	5. 無回答	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	5 ( 11.4)	1 ( 2.3)	3 ( 6.8)	7 ( 15.9)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

### ■主な介助者の年齢（市民）

		合計	1. 10～19歳	2. 20～39歳	3. 40～59歳	4. 60～64歳	5. 65～74歳	6. 75～84歳	7. 85歳以上	8. 無回答
全 体		473 ( 100.0)	4 ( 0.8)	26 ( 5.5)	117 ( 24.7)	39 ( 8.2)	86 ( 18.2)	84 ( 17.8)	20 ( 4.2)	97 ( 20.5)
問 2 年齢	1. 18～29歳	64 ( 100.0)	4 ( 6.3)	9 ( 14.1)	33 ( 51.6)	8 ( 12.5)	4 ( 6.3)	1 ( 1.6)	0 ( - )	5 ( 7.8)
	2. 30～39歳	47 ( 100.0)	0 ( - )	11 ( 23.4)	3 ( 6.4)	5 ( 10.6)	11 ( 23.4)	1 ( 2.1)	1 ( 2.1)	15 ( 31.9)
	3. 40～64歳	135 ( 100.0)	0 ( - )	5 ( 3.7)	54 ( 40.0)	15 ( 11.1)	10 ( 7.4)	13 ( 9.6)	1 ( 0.7)	37 ( 27.4)
	4. 65～74歳	71 ( 100.0)	0 ( - )	1 ( 1.4)	8 ( 11.3)	3 ( 4.2)	45 ( 63.4)	2 ( 2.8)	0 ( - )	12 ( 16.9)
	5. 75～84歳	106 ( 100.0)	0 ( - )	0 ( - )	9 ( 8.5)	2 ( 1.9)	13 ( 12.3)	60 ( 56.6)	4 ( 3.8)	18 ( 17.0)
	6. 85歳以上	47 ( 100.0)	0 ( - )	0 ( - )	10 ( 21.3)	6 ( 12.8)	3 ( 6.4)	6 ( 12.8)	14 ( 29.8)	8 ( 17.0)
	7. 無回答	3 ( 100.0)	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	0 ( - )	1 ( 33.3)	0 ( - )	2 ( 66.7)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

## (5) 障害者の暮らしやすいまちづくり

### ① 川口市の住みやすさ

障害者にとって川口市は、いずれの障害種別においても「住みやすい」と「まあ住みやすい」を合わせた“住みやすい”が、「住みにくい」と「やや住みにくい」を合わせた“住みにくい”を上回っています。一方、一般市民は「どちらともいえない」が6割となっています。

■川口市の住みやすさ（市民・一般市民）

		合 計	1. 住みやす い	2. まあ住み やす い	3. やや住み にく い	4. 住みにく い	5. どちらと もいえな い	6. 無回答
市 民 全 体		1,000 ( 100.0)	90 ( 9.0)	243 ( 24.3)	78 ( 7.8)	68 ( 6.8)	427 ( 42.7)	94 ( 9.4)
問 3  障 害 種 別	1. 身体障害者	537 ( 100.0)	41 ( 7.6)	144 ( 26.8)	36 ( 6.7)	23 ( 4.3)	229 ( 42.6)	64 ( 11.9)
	2. 知的障害者	116 ( 100.0)	14 ( 12.1)	34 ( 29.3)	16 ( 13.8)	10 ( 8.6)	38 ( 32.8)	4 ( 3.4)
	3. 精神障害者	315 ( 100.0)	36 ( 11.4)	62 ( 19.7)	29 ( 9.2)	34 ( 10.8)	140 ( 44.4)	14 ( 4.4)
	4. 上記の手帳や自立支援 医療はない	30 ( 100.0)	1 ( 3.3)	6 ( 20.0)	5 ( 16.7)	2 ( 6.7)	16 ( 53.3)	0 ( - )
	5. 無回答	44 ( 100.0)	4 ( 9.1)	7 ( 15.9)	1 ( 2.3)	3 ( 6.8)	17 ( 38.6)	12 ( 27.3)
一 般 市 民 全 体		1,018 ( 100.0)	38 ( 3.7)	155 ( 15.2)	118 ( 11.6)	62 ( 6.1)	615 ( 60.4)	30 ( 2.9)

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

## ② 障害者の暮らしやすいまちづくりに必要なこと

障害があっても住み良いまちづくりのために必要なことは、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が50.5%で最も多く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」が39.9%、「緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の対応の充実」が39.5%となっています。一方、一般市民は「幼少期から一緒に学ぶ教育の機会の提供」、「利用しやすい道路・建物などの整備・改善」、「職業訓練の充実や働く場所の確保」、「住宅での生活がしやすく介助が受けやすいような保健・医療福祉のサービスの充実」などが市民に比べ多くなっています。

### ■障害者の暮らしやすいまちづくりに必要なこと（市民・一般市民：複数回答）

	回答者数	合計	1. 何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実	2. 緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の対応の充実	3. サービス利用の手続きの簡素化	4. 行政からの情報提供の充実	5. 保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	6. コーディネーターの配置による地域の様々なニーズに応える体制の充実	7. 参加しやすいスポーツ、サークル、文化活動の充実	8. いろいろなボランティア団体の育成	9. 住宅での生活がしやすく介助が受けやすいような保健・医療福祉のサービスの充実	10. 医師や専門職員による訪問指導の充実	11. 短期入所施設の整備	12. 入所施設の整備	13. グループホームの整備	
市民全體	1,000 ( 100.0)	4,964 ( 496.4)	505 ( 50.5)	395 ( 39.5)	399 ( 39.9)	283 ( 28.3)	163 ( 16.3)	120 ( 12.0)	140 ( 14.0)	88 ( 8.8)	203 ( 20.3)	169 ( 16.9)	151 ( 15.1)	170 ( 17.0)	130 ( 13.0)	
問3 障害種別	1. 身体障害者	537 ( 100.0)	2,307 ( 429.6)	241 ( 44.9)	226 ( 42.1)	196 ( 36.5)	136 ( 25.3)	57 ( 10.6)	50 ( 9.3)	62 ( 11.5)	38 ( 7.1)	117 ( 21.8)	86 ( 16.0)	68 ( 12.7)	77 ( 14.3)	38 ( 7.1)
	2. 知的障害者	116 ( 100.0)	722 ( 622.4)	61 ( 52.6)	48 ( 41.4)	51 ( 44.0)	31 ( 26.7)	24 ( 20.7)	17 ( 14.7)	22 ( 19.0)	7 ( 6.0)	20 ( 17.2)	16 ( 13.8)	43 ( 37.1)	46 ( 39.7)	40 ( 34.5)
	3. 精神障害者	315 ( 100.0)	1,806 ( 573.3)	188 ( 59.7)	115 ( 36.5)	141 ( 44.8)	110 ( 34.9)	76 ( 24.1)	50 ( 15.9)	55 ( 17.5)	35 ( 11.1)	63 ( 20.0)	57 ( 18.1)	42 ( 13.3)	50 ( 15.9)	53 ( 16.8)
	4. 上記の手帳や自立支援医療はない	30 ( 100.0)	192 ( 640.0)	18 ( 60.0)	13 ( 43.3)	16 ( 53.3)	10 ( 33.3)	5 ( 16.7)	7 ( 23.3)	4 ( 13.3)	6 ( 20.0)	7 ( 23.3)	9 ( 30.0)	4 ( 13.3)	3 ( 10.0)	3 ( 10.0)
	5. 無回答	44 ( 100.0)	211 ( 479.5)	18 ( 40.9)	14 ( 31.8)	11 ( 25.0)	7 ( 15.9)	6 ( 13.6)	5 ( 11.4)	6 ( 13.6)	6 ( 20.5)	9 ( 20.5)	9 ( 20.5)	5 ( 11.4)	7 ( 15.9)	7 ( 15.9)
一般市民全體	1,018 ( 100.0)	8,159 ( 801.5)	627 ( 61.6)	470 ( 46.2)	468 ( 46.0)	287 ( 28.2)	270 ( 26.5)	208 ( 20.4)	214 ( 21.0)	155 ( 15.2)	423 ( 41.6)	251 ( 24.7)	326 ( 32.0)	340 ( 33.4)	252 ( 24.8)	

	14. リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	15. 幼少期から一緒に学ぶ教育の機会の提供	16. 保育・教育内容の充実	17. 共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の充実	18. 職業訓練の充実や働く場所の確保	19. 障害のある仲間が集まる場の確保	20. 利用しやすい公共施設の整備・改善	21. 障害の有無にかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実	22. 利用しやすい公共交通・建物などの整備・改善	23. 公営住宅の優先入住など生活の場の確保	24. 災害とのときの避難誘導体制の整備	25. 差別や偏見を見なくすための福祉教育や広報活動の充実	26. その他	27. 無回答	
市民全體	165 ( 16.5)	91 ( 9.1)	82 ( 8.2)	82 ( 8.2)	144 ( 14.4)	134 ( 13.4)	213 ( 21.3)	137 ( 13.7)	216 ( 21.6)	169 ( 16.9)	207 ( 20.7)	211 ( 21.1)	53 ( 5.3)	144 ( 14.4)	
問3 障害種別	1. 身体障害者	88 ( 16.4)	28 ( 5.2)	29 ( 5.4)	22 ( 4.1)	42 ( 7.8)	48 ( 8.9)	105 ( 19.6)	61 ( 11.4)	114 ( 21.2)	70 ( 13.0)	114 ( 21.2)	72 ( 13.4)	20 ( 3.7)	102 ( 19.0)
	2. 知的障害者	24 ( 20.7)	19 ( 16.4)	10 ( 8.6)	22 ( 19.0)	21 ( 18.1)	24 ( 20.7)	29 ( 25.0)	26 ( 22.4)	23 ( 19.8)	16 ( 13.8)	31 ( 26.7)	43 ( 37.1)	3 ( 2.6)	5 ( 4.3)
	3. 精神障害者	50 ( 15.9)	37 ( 11.7)	34 ( 10.8)	37 ( 11.7)	76 ( 24.1)	61 ( 19.4)	74 ( 23.5)	47 ( 14.9)	74 ( 23.5)	77 ( 24.4)	59 ( 18.7)	92 ( 29.2)	29 ( 9.2)	24 ( 7.6)
	4. 上記の手帳や自立支援医療はない	7 ( 23.3)	5 ( 16.7)	7 ( 23.3)	3 ( 10.0)	6 ( 23.3)	7 ( 20.0)	10 ( 33.3)	6 ( 20.0)	11 ( 36.7)	7 ( 23.3)	10 ( 23.3)	1 ( 3.3)	0 ( -)	0 ( 1.5)
	5. 無回答	7 ( 15.9)	6 ( 13.6)	5 ( 11.4)	4 ( 9.1)	5 ( 11.4)	8 ( 18.2)	8 ( 18.2)	7 ( 15.9)	5 ( 11.4)	10 ( 22.7)	6 ( 13.6)	4 ( 9.1)	4 ( 36.4)	16 ( 1.5)
一般市民全體	352 ( 34.6)	461 ( 45.3)	245 ( 24.1)	167 ( 16.4)	366 ( 36.0)	230 ( 22.6)	380 ( 37.3)	262 ( 25.7)	481 ( 47.2)	231 ( 22.7)	308 ( 30.3)	342 ( 33.6)	28 ( 2.8)	15 ( 1.5)	

上段は人数、下段は構成比

全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

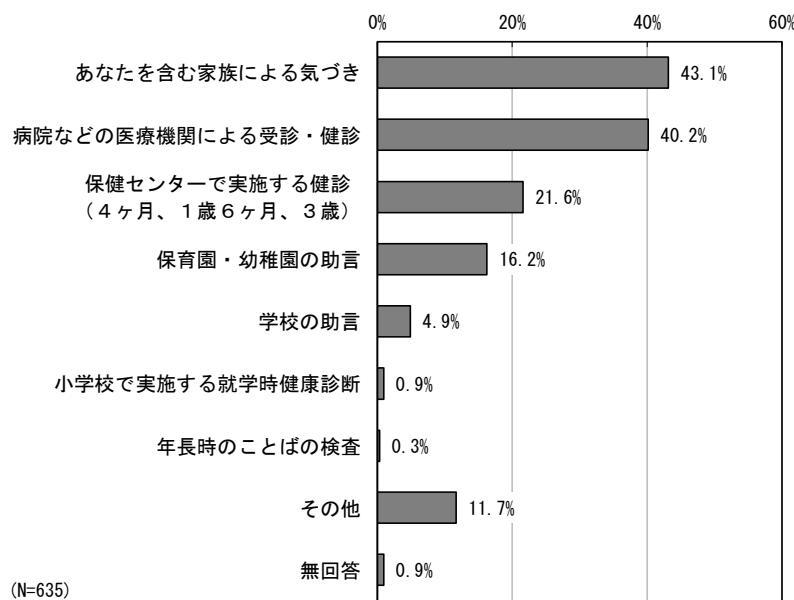
資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

## (6) 障害児支援

### ① 障害や発達課題などに気づいたきっかけ

障害や発達課題などに気づいたきっかけについては、「あなたを含む家族による気づき」が43.1%で最も多く、次いで「病院などの医療機関による受診・健診」が40.2%、「保健センターで実施する健診(4ヶ月、1歳6ヶ月、3歳)」が21.6%となっています。

#### ■障害や発達課題などに気づいたきっかけ（子ども：複数回答）

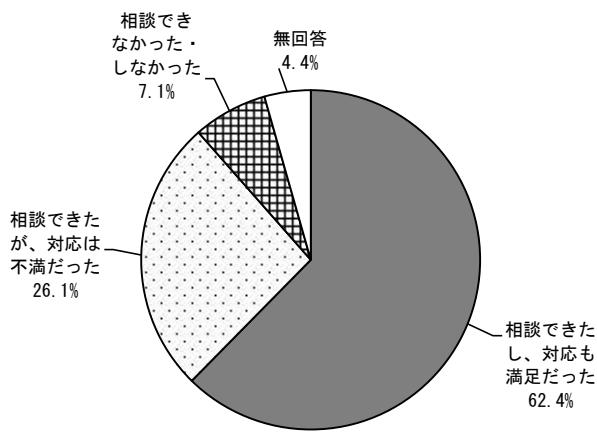


資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

### ② 障害や発達課題などに気づいた際の市役所や専門機関等への相談状況

障害や発達課題などに気づいた際の市役所や専門機関等への相談状況、「相談できたし、対応も満足だった」が62.4%で最も多く、次いで「相談できたが、対応は不満だった」が26.1%、「相談できなかった・しなかった」が7.1%となっています。

#### ■障害や発達課題などに気づいた際の市役所や専門機関等への相談状況（子ども）

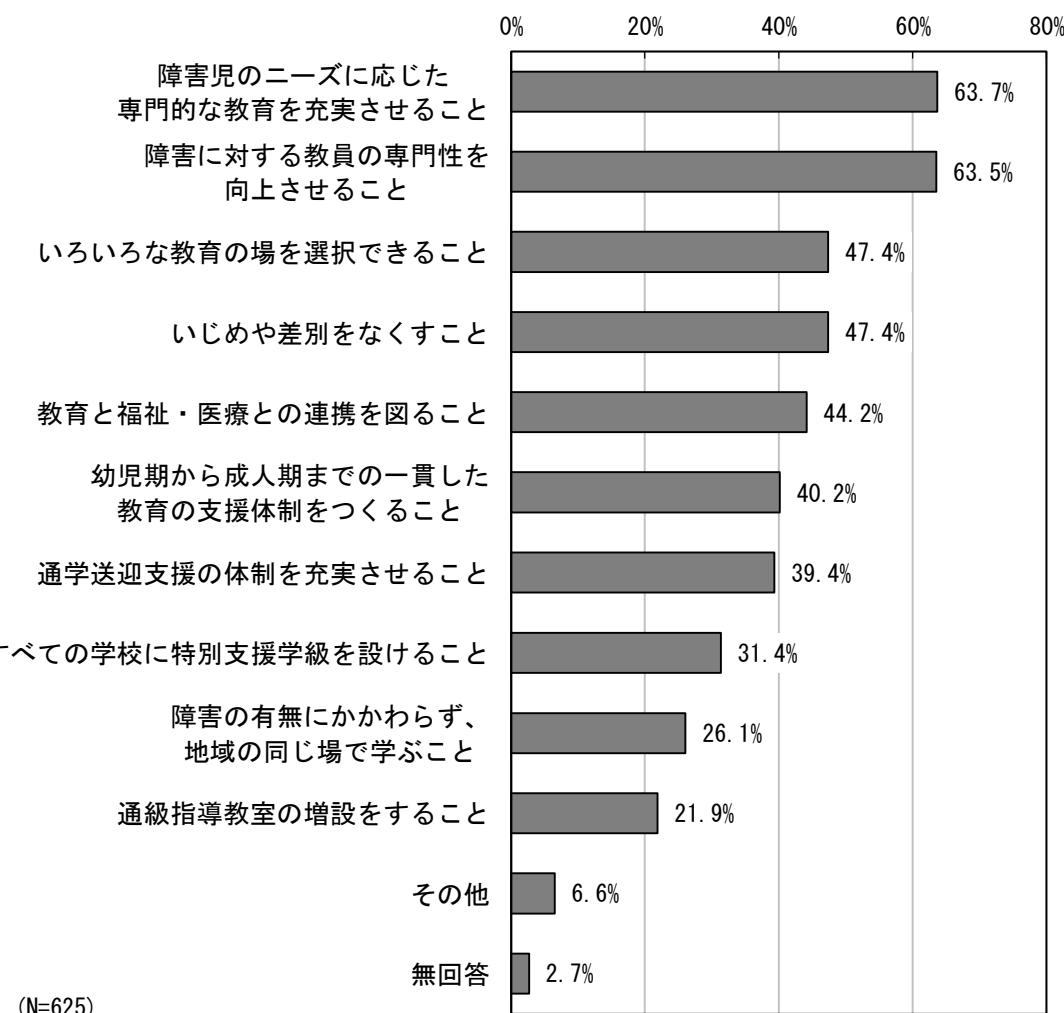


資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

### ③ これからの障害児の学校教育で特に大切と思うこと

これからの障害児の学校教育で特に大切と思うことは、「障害児のニーズに応じた専門的な教育を充実させること」が63.7%で最も多く、次いで「障害に対する教員の専門性を向上させること」が63.5%、「いろいろな教育の場を選択できること」、「いじめや差別をなくすこと」が47.4%となっています。

#### ■これからの障害児の学校教育で特に大切と思うこと（子ども：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

## (7) 災害時の対応

### ① 災害時に心配なこと

災害時に心配なことは、「避難所生活がむずかしい」が32.2%で最も多く、次いで「薬の手配がむずかしい」が29.6%、「自力で避難がむずかしい」が25.9%となっています。

障害種別にみると、知的障害者は「自力で避難がむずかしい」、精神障害者は「薬の手配がむずかしい」が全体に比べ多くなっています。

■災害時に心配なこと（市民：複数回答）

	回答者数	合計	1. 自力で避難がむずかしい	2. 避難所生活がむずかしい	3. 薬の手配がむずかしい	4. 情報を入手しにくい	5. 必要な医療が受けられない	6. 必要な物資を手に入れられない	7. どこに行けば良いかわからない	8. その他	9. 特に思いつかない	10. 無回答	
全 体	1,000 ( 100.0)	1,888 ( 188.8)	259 ( 25.9)	322 ( 32.2)	296 ( 29.6)	154 ( 15.4)	212 ( 21.2)	158 ( 15.8)	190 ( 19.0)	15 ( 1.5)	159 ( 15.9)	123 ( 12.3)	
問3 障害種別	1. 身体障害者 ( 100.0)	537 ( 193.9)	1,041 ( 33.5)	180 ( 33.9)	182 ( 26.1)	140 ( 13.4)	72 ( 24.8)	133 ( 16.9)	91 ( 18.1)	97 ( 18.1)	7 ( 1.3)	58 ( 10.8)	81 ( 15.1)
	2. 知的障害者 ( 100.0)	116 ( 225.9)	262 ( 47.4)	55 ( 44.0)	51 ( 25.9)	30 ( 24.1)	28 ( 18.1)	21 ( 19.8)	23 ( 26.7)	31 ( 1.7)	2 ( 1.7)	15 ( 12.9)	6 ( 5.2)
	3. 精神障害者 ( 100.0)	315 ( 183.8)	579 ( 10.8)	34 ( 27.3)	86 ( 43.8)	138 ( 17.5)	55 ( 20.6)	65 ( 15.2)	48 ( 18.7)	59 ( 1.6)	5 ( 1.6)	64 ( 20.3)	25 ( 7.9)
	4. 上記の手帳や自立支援 医療はない	30 ( 100.0)	41 ( 136.7)	4 ( 13.3)	5 ( 16.7)	5 ( 10.0)	3 ( 6.7)	2 ( 13.3)	4 ( 6.7)	2 ( 6.7)	1 ( 3.3)	17 ( 56.7)	1 ( 3.3)
	5. 無回答 ( 100.0)	44 ( 161.4)	71 ( 27.3)	12 ( 36.4)	16 ( 13.6)	6 ( 4.5)	2 ( 6.8)	3 ( 6.8)	3 ( 6.8)	9 ( 20.5)	0 ( - )	8 ( 18.2)	12 ( 27.3)

上段は人數、下段は構成比

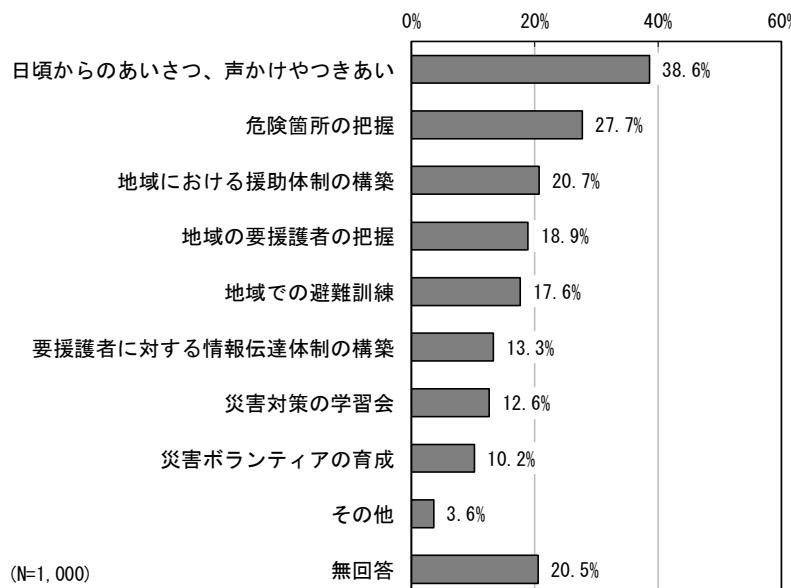
全体の構成比より10ポイント以上高ければ濃い灰色、10ポイント以上低ければ薄い灰色

資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

### ② 地域における災害時の備えとして重要なこと

地域における災害時の備えとして重要なことには、「日頃からのあいさつ、声かけやつきあい」が38.6%で最も多く、次いで「危険箇所の把握」が27.7%、「地域における援助体制の構築」が20.7%となっています。

■地域における災害時の備えとして重要なこと（市民：複数回答）



資料：川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書（令和5年11月）

### 3 計画の策定方法

#### (1) 川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会での審議

計画の策定にあたっては、川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会において協議・検討を行いました。

専門分科会は、学識経験者や市内の関係機関、障害者関係団体の代表で構成され、公募による市民も委員として参加しています。

#### (2) 市民等の意見の反映等

##### ①障害者、障害児、障害者関係団体、サービス提供事業所等の意見把握

計画の策定にあたっては、障害者ご本人や障害児の保護者、一般市民、市内で活動する障害者関係団体、サービス提供事業所等へのアンケート調査を実施し、意見・要望等を把握しました。また、障害者関係団体を対象にした意見交換会も実施しました。

##### ■アンケート調査の概要

調査種別	調査対象者	有効配布数（配布数）	回収率（回収数）
①市民	18歳以上の市民のうち、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人、自立支援医療（精神通院医療）を利用している人、障害福祉サービスを利用している難病の人の中から無作為に抽出した人	2,895人 (2,950人)	34.5% (1,000人)
②子ども	18歳未満の市民のうち、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人、自立支援医療（精神通院医療）、障害福祉サービス等を利用している人の中から無作為に抽出した保護者	1,350人 (1,350人)	47.0% (635人)
③施設利用	18歳以上の市民のうち、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人で障害者支援施設に入所、またはグループホーム（共同生活援助）に入居している人の中から無作為に抽出した人	339人 (350人)	37.8% (128人)
④一般市民	18歳以上の川口市民の中から無作為に抽出した人	3,081人 (3,100人)	33.0% (1,018人)
⑤関係団体	障害者福祉団体	12団体 (12団体)	58.3% (7団体)
⑥事業所	障害福祉サービス提供事業所	211事業所 (211事業所)	50.7% (107事業所)

### ■意見交換会の概要

区分	概要
意見交換会	[第1回] 目的：障害者（介助者を含む）の生活実態と課題を把握する。 実施対象：各障害別障害者団体関係者及び障害者 7名 実施時期：令和5年8月2日（水）  [第2回] ●●●

### ②パブリック・コメント

計画の策定にあたっては、計画案について広く市民から意見を募集し計画に反映させるため、パブリック・コメントを実施しました。

### ■意見募集の概要

区分	実施概要
意見募集期間	令和5年12月25日（月）～令和6年1月24日（水）
募集の周知方法	・「広報かわぐち」（令和6年1月号）において、パブリック・コメントの実施を広報 ・ホームページに計画（案）を掲載 ・障害福祉課及び市政情報コーナーで計画（案）を閲覧
意見の提出方法	書面の持参、郵送、FAX、電子メール

## **4 川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会**

---

### **(1) 川口市社会福祉審議会規則**

#### **(趣旨)**

**第1条** この規則は、川口市社会福祉審議会条例（平成29年条例第49号）第8条の規定に基づき、川口市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### **(専門分科会の設置等)**

**第2条** 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

- 2** 法第11条第2項の規定により設置する専門分科会は、地域福祉専門分科会とし、当該専門分科会において調査審議する事項は、地域福祉に関する事項とする。
- 3** 前項に規定する専門分科会のほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を設置することができる。

#### **(専門分科会の委員等)**

**第3条** 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2** 専門分科会に、専門分科会長及び副専門分科会長を置く。
- 3** 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第5項、次条第2項及び第3項並びに第5条において同じ。）の互選によってこれを定める。
- 4** 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。
- 5** 副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。
- 6** 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### **(専門分科会の会議等)**

**第4条** 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

- 2** 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3** 専門分科会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

2 前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

第6条 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）において調査審議する事項について諮詢を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

（部会の設置等）

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「令」という。）第3条第1項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び当該指定の取消しに関する事項

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るもの）を除く。）の指定の取消しに関する事項

第8条 法第12条第2項の規定において読み替えて適用される法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会に、部会を置く。

2 前項の部会は、児童福祉専門分科会施設認可部会と称するものとし、当該部会においては、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等の認可に関する事項

（2）児童福祉法第35条第4項に規定する児童福祉施設の設置の認可（保育所に係るものに限る。）に関する事項及び同法第46条第4項に規定する児童福祉施設の設置者に対する事業の停止の命令に関する事項

（3）児童福祉法第59条第5項に規定する施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項

（4）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項に規定する認定に関する事項並びに同法第7条第1項に規定する認定の取消しに関する事項

（5）就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項

（6）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号及び第2号に規定する事項

(7) 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）第3条第1項、川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）第3条第1項、川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）第3条第1項及び川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）第4条第1項に規定する勧告に関する事項

第9条 第7条第1項の規定により置く審査部会及び前条第1項の規定により置く部会のほか、必要に応じ、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に部会を置くことができる。

（部会の委員等）

第10条 部会（障害者福祉専門分科会審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、当該専門分科会長が指名する。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、その部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長が指名する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第11条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会は、その部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第12条 令第3条第3項に定めるもののほか、審議会は、部会において調査審議する事項について諮詢を受けたときは、当該部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（関係者の出席及び資料の提出）

第13条 審議会、専門分科会又は部会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(川口市社会福祉保健審議会規則の廃止)
- 2 川口市社会福祉保健審議会規則（昭和53年規則第24号）は、廃止する。

附則（令和元年6月25日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

(2) 川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 委員名簿

(敬称略)

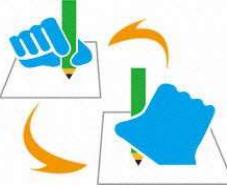
役 職	氏 名	所 属 等	区 分
専門 分科会長	田中 恵美子	東京家政大学人文学部教育福祉学科 教授	
副専門 分科会長	庄司 正樹	埼玉県南児童相談所 副所長	
委員	新谷 仁	一般社団法人川口市医師会	学識経験者
	吉井 正俊	一般社団法人川口歯科医師会 理事・副会長	
	岡本 和久	桐和会グループ 理事長	
	谷 史夫	川口市立小学校長会 根岸小学校 校長	
	土田 幸生	川口公共職業安定所 統括職業指導官	
	小川 礼子	社会福祉法人あみくるDays 理事長	関係機関
	松本 哲	社会福祉法人みぬま福祉会 理事	
	高山 久美子	川口市社会福祉協議会 事務局長	
	小巻 喜一	川口市障害者団体連絡協議会 会長	障害者 関係団体
	吉田 優	社会福祉法人ひふみ会 理事長	
	片山 理	川口市精神障害者の会よつば 会長	
	森田 かよ子	NPO法人川口市障害難病団体協議会 代表理事	
	田中 真弓	公募委員	
	羽場 ひで子	公募委員	

### (3) 検討経過

開催日	議題	配布資料
第1回 令和5年 6月28日（水） 川口市役所 第二庁舎 地下会議室	(1)川口市障害者福祉計画等の策定について (2)計画策定のスケジュールについて (3)アンケート調査・意見交換会の実施について (4)現行計画施策・事業の進捗状況調査について (5)「障害」という言葉の漢字表記について (6)旧しらゆりの家跡地を活用した新たな障害者短期入所施設の整備について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第</li> <li>・川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 委員名簿</li> <li>・第1回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 席次表</li> <li>・資料1 川口市における障害者に関する計画について</li> <li>・資料2 川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会スケジュール</li> <li>・資料3 アンケート調査項目</li> <li>・資料4 進捗状況調査表</li> </ul>
第2回 令和5年 9月27日（水） 川口市役所 第一本庁舎 501会議室	(1)アンケート調査結果（速報値）・意見交換会の結果について (2)現行計画施策・事業の進捗状況の結果について (3)次期計画の構成（案）・体系（案）について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第</li> <li>・資料1 次期計画の構成案</li> <li>・資料2 次期計画の体系案</li> <li>・資料3 アンケート調査結果（速報値）</li> <li>・資料4 意見交換会結果</li> <li>・資料5 進捗状況調査結果</li> </ul>
第3回 令和5年 10月25日（水） 川口市役所 第一本庁舎 501会議室	(1)次期計画素案について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第</li> <li>・資料1 次期計画の主要課題</li> <li>・資料2 次期計画の素案</li> <li>・アンケート集計結果</li> <li>・第2回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会議事要旨</li> <li>・(仮)第3期川口市地域福祉計画の施策体系（案）</li> </ul>
第4回 令和5年 11月29日（水） 川口市役所 第一本庁舎	(1)次期計画素案について (2)今後のスケジュールについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会 次第</li> <li>・次期計画素案</li> <li>・川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書</li> </ul>

501会議室		・第3回川口市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会議事要旨 ・素案62ページの訂正
第5回		

## ■ 障害者のシンボルマーク

シンボルマーク	(上段) マークの名称	マークの概要、使用方法など
	(下段) 関係団体・機関	
	障害者のための 国際シンボルマーク	障害者が利用できる建築物や公共輸送機関であることを示す世界共通の国際シンボルマークです。マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 なお、このマークは、全ての障害者を対象としたもので、特に車イスを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。 このマークの使用や著作権については、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会で管理しています。
	公益財団法人 日本障害者リハビリ テーション協会	
	盲人のための 国際シンボルマーク	世界盲人連合（WBU）が定めた世界共通の国際シンボルマークです。WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭に、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色は全て青にしなければならない」としています。 横断歩道で、このマークが付いた歩行者用信号ボタン見かけることがありますが、この信号機は視覚障害者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。
	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会	
	聴覚障害者の シンボルマーク (国内:耳マーク)	聴覚障害を示す耳が図案化されたもので、左記の会などが提唱しています。 聴覚障害者は、障害そのものがわかりにくいため、「声をかけたのに返事をしない」などと誤解されたり、不利益や危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が数知れずあります。「聞こえない」ことが相手にわかれば、相手はそれなりに気配りをします。目の不自由な人の「白い杖」などと同様に、耳が不自由ですという自己表示が必要ということで考案され、預金通帳、年金証書等に貼って、呼び出しなど聞こないことへの配慮を求める場合などに使用されています。
	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	
	手話マーク	全日本ろうあ連盟が作成したマークで、ろう者等から提示すると「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等での掲示は「手話で対応します」「手話でコミュニケーションできる人がいます」等の意味になります。
	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	
	筆談マーク	全日本ろうあ連盟が作成したマークで、筆談を必要としている人（ろう者等、音声言語障害者、知的障害者、外国人なども含む）が提示すると「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等での掲示は「筆談で対応します」等の意味になります。
	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	
	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からず人がいます。
	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 社会参加推進担当	ヘルプマークは、こうした人々が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるためのマークで、平成24年に東京都が作成しました。 また、平成29年7月20日、JIS規格（日本工業規格）の図記号に追加され、全国共通のマークになりました。

シンボルマーク	(上段) マークの名称	マークの概要、使用方法など
	(下段) 関係団体・機関	
	「ハート・プラス」マーク  特定非営利活動法人 ハート・プラスの会	心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。 身体に「内部障害・内部疾患」というハンディキャップがあっても、外観からはわからないため、まだ社会に充分に理解されていません。電車の中や職場、スーパーなどいろいろな場所で、「辛い、しんどい」と声に出せず我慢している人がいます。そのような方々の存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするため広く利用を呼びかけています。
	オストメイトマーク  公益社団法人 日本オストミー協会	オストメイト（人工肛門保有者・人工膀胱保有者）を示すシンボルマークで、左記の会が提唱しています。オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口に表示するものです。 なお、「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。
	身体障害者補助犬 (ほじょけん) 啓発マーク  厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 企画課 自立支援振興室	補助犬を啓発するために、補助犬を受入れる店の入口などに貼るマークです。 補助犬とは、身体障害者補助犬法で定められた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類を言います。一般的のペットとは異なり、他人に吠えないなど補助犬としての能力を認定された犬だけが「補助犬」と名乗れます。 不特定多数の人が利用する施設（デパートや飲食店など）では、受入れが義務づけられています。この他にもさまざまなデザインのシールが、補助犬受入れの表示マークとして使われています。
	身体障害者標識 (身体障害者マーク)  警察庁交通局交通企画課	肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人は、その障害が自動車の運転に影響を及ぼす恐れがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。
	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)  警察庁交通局交通企画課	政令で定める程度の聴覚障害者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。政令に定められている程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている人は、このマークを必ず表示しなければなりません。なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。

